

浄化槽の法定検査の受検率向上に向けた  
取り組み事例集  
＜第2版＞

令和5年3月

環境省廃棄物適正処理推進課

浄化槽推進室

# 浄化槽の法定検査の受検率向上に向けた取り組み事例集<第2版>

## 目次

1. 浄化槽法定検査の趣旨とこれまでの経緯	1
1. 1 <a href="#">法定検査の位置付け</a>	1
1. 2 <a href="#">法定検査の充実・強化の取り組み</a>	1
1. 3 <a href="#">法定検査に対する国民の信頼を得るための要件</a>	1
1. 4 <a href="#">環境大臣の責務</a>	2
1. 5 <a href="#">浄化槽台帳</a>	2
1. 6 <a href="#">法定協議会</a>	2
2. 全国の受検率の推移及び受検率の低い都道府県の現状と課題	4
2. 1 <a href="#">全国の受検率の推移</a>	4
2. 2 <a href="#">受検率の低い都道府県の現状と課題</a>	6
3. <a href="#">11条検査受検率向上のための取り組み事例</a>	9
4. 受検率向上策の考え方	36
4. 1 <a href="#">主な受検率向上策について</a>	36
4. 2 <a href="#">受検率向上のための段階的対応</a>	38
4. 3 <a href="#">法定検査を受検するメリットの増大</a>	39
5. それぞれの取り組みの特徴	43
5. 1 検査申込数の増加策	43
(1) <a href="#">未受検者・拒否者への対応</a>	43
(2) <a href="#">継続受検の促進</a>	54
5. 2 検査業務の効率化策について	60
(1) <a href="#">法定検査の効率化の状況</a>	60
(2) <a href="#">効率化検査の導入効果</a>	62
(3) <a href="#">検査の効率化における留意事項</a>	66
5. 3 <a href="#">検査対象件数の精度向上（浄化槽台帳情報の精査）</a>	70
5. 4 <a href="#">各取り組みを円滑に進めるための工夫</a>	73
参考資料1： <a href="#">浄化槽法定検査の趣旨及び経緯に関する通知等</a>	79
参考資料2： <a href="#">効率化検査に関する通知等</a>	83
参考資料3： <a href="#">パンフレット、検査契約書、クレーム対応マニュアル等の例</a>	85
<a href="#">主な法令の条文</a>	104

## 1. 浄化槽法定検査の趣旨とこれまでの経緯

### 1. 1 法定検査の位置付け

浄化槽法では、浄化槽の管理の一環として、浄化槽管理者に対して設置状況や機能を客観的に把握することを求めており、その方法として、都道府県知事の指定する指定検査機関の行う水質に関する検査を受けることを義務づけている。この検査には、浄化槽の設置後に行う浄化槽法第7条 [条文](#) の検査（以下、「7条検査」という。）と定期的に行う浄化槽法第11条 [条文](#) の検査（以下、「11条検査」という。）がある。

7条検査は、浄化槽が新たに設置された場合や、構造や規模の変更が行われた場合にその工事が適正に行われ、かつ、浄化槽の本来の機能を発揮しているか否かを確認するために行うものであり、これは、使用開始後3ヶ月を経過した日から5ヶ月以内に行うよう環境省令において定めている（施行規則第4条第1項 [条文](#)）。11条検査は、浄化槽の保守点検及び清掃が適正に実施され、浄化槽の機能が正常に維持されているか否かを確認するために行うもので、毎年1回定期的に行われる。

また、都道府県が浄化槽の維持管理に対して適正かつ効率的に指導監督が行えるようにするために、指定検査機関は、毎月末までにその前月中に実施した検査の結果を都道府県知事に報告しなければならないと規定されている。

### 1. 2 法定検査の充実・強化の取り組み

法定検査の充実・強化に向けては、これまで、平成7年6月20日に「浄化槽法第7条及び11条に基づく浄化槽の水質に関する検査の効率的な推進等について」（衛環第35号）及び「法定検査の充実・強化に関する方策について」（事務連絡）により、法定検査の受検率の向上について、法定検査体制の整備、受検指導の強化、協力体制の確立等の具体的な方策が示されている。

さらに、平成17年の浄化槽法改正では、浄化槽設置後等の水質検査及び定期検査の受検率を向上させ、適正な維持管理を徹底するため、都道府県知事は、浄化槽管理者に対し、当該検査を受けることを確保するために必要な指導・助言、勧告及び命令をすることができるようになった。

### 1. 3 法定検査に対する国民の信頼を得るための要件

平成19年度に開催された法定検査に関する技術的専門事項検討委員会（委員長：豊橋技術大学工学部教授 木曾祥秋）において、下表に示す法定検査に対する国民の信頼を得るための要件が報告されている。浄化槽法改正や告示制定等による対応策が図られている。

表 1.3-1 法定検査に対する国民の信頼を得るための要件（抜粋）と対応策

法定検査に対する国民の信頼を得るための要件（抜粋）		対応策
該当者全員の受検	浄化槽設置台帳の整備	都道府県知事による浄化槽台帳の作成（浄化槽法第49条）
	地域条件に見合った検査方法および体制の確立	効率化検査の導入等
指定検査機関の信頼性向上	積極的な情報公開等	ホームページによる情報公開
検査内容の信頼性確保	内容の法令化	告示による検査内容の制定（平成19年環境省告示第64号）
実施方法の信頼性確保	判定基準の統一化	教育機関主催の講習会受講 精度管理の実行

詳細は[参考資料1](#)

#### 1. 4 環境大臣の責務

令和元年の浄化槽法改正により、環境大臣は、都道府県知事に対して、11条検査に関する事務その他浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃等の章に規定する事務の実施に関し必要な助言、情報の提供その他の支援を行うように努めなければならないものとされた（法第12条の3 [条文](#)）。

#### 1. 5 浄化槽台帳

令和元年の浄化槽法改正により、浄化槽の設置に関する情報や維持管理の実施状況について正確に把握を行うことで、単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換の指導や、11条検査の受検の指導等を通じた良好な放流水質の確保が可能となることから、都道府県知事は浄化槽台帳を作成するものとされた（法第49条第1項 [条文](#)）。

法定検査の未受検者に対する案内や指導を効率的に実施するため、浄化槽台帳の整備は非常に重要である。また、受検率の算出において使用される検査対象件数に休止あるいは廃止された浄化槽の件数が含まれていると、受検率を実態よりも低く算出することとなるため、浄化槽台帳情報の精査は受検率の向上にも資するものと考えられる。

#### 1. 6 法定協議会

浄化槽法第54条における協議会において協議の対象となる事項としては、浄化槽管理者に対する支援、公共浄化槽の設置、浄化槽台帳の作成、特定既存単独処理浄化槽に関する対応や法定検査の受検率向上、その他汚水の適正な処理の促進に関する幅広い事項が想定される。

協議会の構成員に対して、協議の結果を尊重する義務を課すことで、協議会の定めた方向性について、確実な実行を図っていくこととしている。

都道府県及び市町村は、協議会を組織するに当たっては、当該協議会の組織が地域の  
実情に応じたものとなるよう配慮するものとされており(施行規則第57条の3 [条文](#))、  
都道府県及び市町村は、関係地方公共団体、浄化槽管理者、指定検査機関、浄化槽工事  
業者、浄化槽清掃業者、保守点検業者その他の多様な意見が反映されるよう、管内の関  
係団体と協議して、地域の実情に応じた協議会の組織に努める必要がある。

## 2. 全国の実検率の推移及び実検率の低い都道府県の現状と課題

### 2. 1 全国の実検率の推移

平成7年6月20日付け衛浄第35号通知（浄化槽法第7条及び11条に基づく浄化槽の水質に関する検査の効率的な推進等について）及び同日付け事務連絡（法定検査の充実・強化に関する方策について）により、法定検査の実検率の向上について実検指導の強化や検査の効率化等の具体的な方策が示されたことを受け、各都道府県で実検率向上のための取り組みが実施されてきた。全国平均の11条検査実検率（図2.1-1）は、平成8年度に12.3%であったものが平成17年度には20.2%まで上昇したが、9年間で8ポイントの上昇にとどまり、上昇幅は小さかった。

平成17年に浄化槽法が改正されたことを踏まえ、さらなる取り組みが実施された結果、全国平均の11条検査実検率は3年間で7ポイント上昇し、その後も年平均1.5ポイントずつ上昇しているが、令和3年度時点で47.1%（合併処理浄化槽のみでは64.9%）にとどまっていることからさらなる実検率向上が必要である。

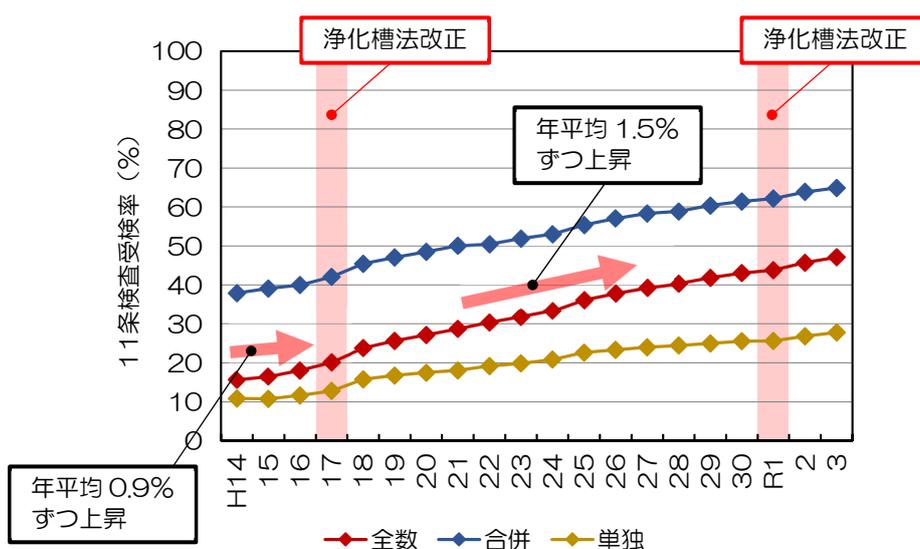


図 2.1-1 全国の11条検査実検率の推移

検査実施件数（図2.1-2）に着目すると、合併処理浄化槽の検査実施件数は増加しているが、単独処理浄化槽は平成18年度以降減少し減少しており、全数で見ると検査実施件数は増加し続けている。

検査実施件数が増加する要因は、「前年度に7条検査を受検した浄化槽の11条検査受検」、「前年度の未受検浄化槽の受検」が挙げられる。一方、検査実施件数が減少する要因もあり、「浄化槽の休止・廃止」、「前年度に11条検査を受検した浄化槽の未受検への移行（受検拒否等）」が挙げられる。令和元年度から令和2年度にかけてこれ

らの内訳を図 2.1-3 に示す。全国のデータを網羅できているわけではないが、受検拒否等により未受検に移行する件数が多く、これが受検率の速やかな向上を妨げる一因になっていると考えられる。

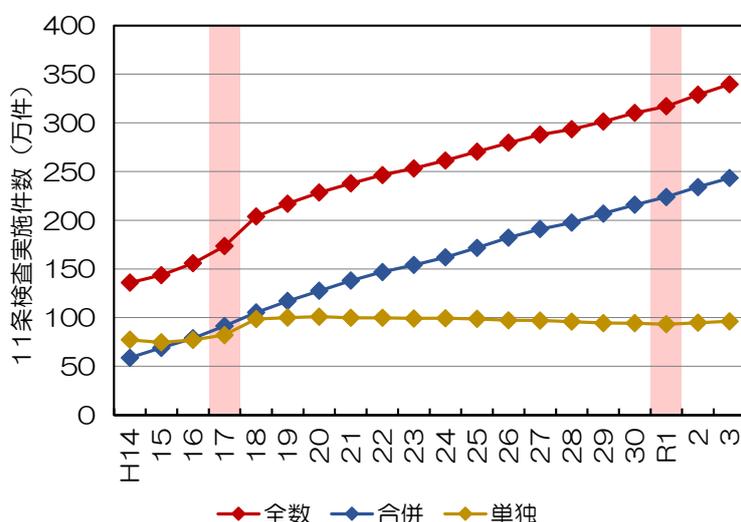


図 2.1-2 全国の 11 条検査実施件数の推移

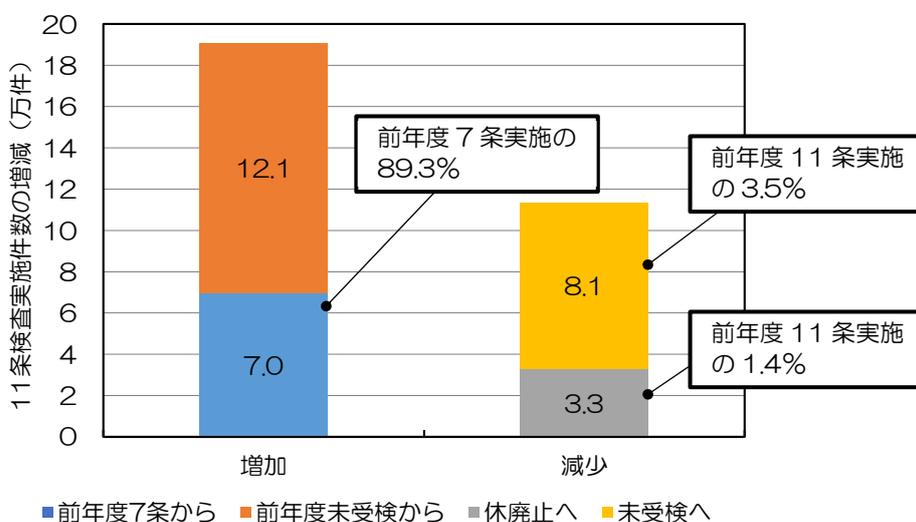


図 2.1-3 11 条検査実施件数増減の内訳

<集計対象等>

- 集計対象機関の令和元年度法定検査実施件数  
 …7 条検査：78,020 件 (全国の 76%)、11 条検査：2,322,866 件 (全国の 73%)
- 7 条検査から 11 条検査への移行率…89.3% (同一年度に 7 条と 11 条を実施する件数が多い県があり、実際の移行率はこれよりも高いと考えられる)
- 11 条検査継続率…95.1%
- 集計対象機関の 11 条検査実施件数の増加…77,518 件

## 2. 2 受検率の低い都道府県の現状と課題

平成 23 年度、28 年度及び令和 3 年度の都道府県別の 11 条検査受検率（全数）を降順に並べ替えたものを表 2.2-1 に示す。一部の都道府県の順位が大きく変動しているが、低調なグループから抜け出す都道府県はわずかしかない。

都道府県別の 11 条検査対象件数と対象件数に占める単独処理浄化槽の比率の関係（令和 3 年度実績）を図 2.2-1 に示す。受検率が 25%未満の都道府県には検査対象件数が非常に多い都道府県が多く含まれているが、その一方で検査対象件数が 10 万件程度の都道府県も含まれていることから、検査対象件数が多いことが受検率向上を妨げる直接の原因になっているとはいえない。受検率が 25%未満の都道府県は、総じて単独処理浄化槽の比率が高いことが分かる。図 2.2-2 に示すように、単独処理浄化槽の比率の高い都道府県では単独処理浄化槽の受検率が低だけでなく、合併処理浄化槽の受検率も低い傾向が認められる。

平成 22 年度から令和元年度にかけて、11 条検査受検率が大きく向上した都道府県と低調な都道府県で、未受検者に対する通知文書をどの程度送付したかを調査した結果を図 2.2-3 に示す。受検率が低調な都道府県においても未受検者に対する通知文書の送付は行われていることが多いが、送付対象をかなり限定しており、未受検者全体のごく一部にしか送付されていない。取り組みの程度（量）が受検率の上昇速度に大きく影響していると考えられる。

受検率の低い都道府県は単独処理浄化槽の設置基数の比率が高い傾向があり、これまで法定検査の存在を認識しておらず受検もしてこなかった浄化槽管理者が多いと考えられる。また、設置基数の総数がきわめて多い都道府県もあり、これらの地域では未受検者数も多いため通知文書等が行き届かない状況にある。

表 2.2-1 都道府県別の 11 条検査受検率（全数）の推移

各年度順位 グループ	都道府県	H23 受検率	グループ	都道府県	H28 受検率	H23時点 グループ	都道府県	R3 受検率	H23時点 グループ
1～10位	宮城県	92.4	①	岐阜県	96.6	①	岐阜県	96.2	①
	長崎県	86.4	①	岡山県	90.8	①	宮城県	91.4	①
	岐阜県	86.4	①	宮城県	89.3	①	岡山県	90.3	①
	岩手県	86.0	①	長崎県	88.0	①	岩手県	89.5	①
	岡山県	85.2	①	岩手県	86.4	①	長崎県	88.3	①
	佐賀県	75.6	①	北海道	84.3	①	北海道	88.1	①
	北海道	73.3	①	佐賀県	79.5	①	佐賀県	80.5	①
	新潟県	70.2	①	群馬県	72.7	②	群馬県	79.2	②
	福岡県	65.3	①	島根県	71.4	②	島根県	75.9	②
山形県	64.7	①	山形県	70.8	①	山形県	75.8	①	
11～20位	群馬県	61.8	②	新潟県	70.5	①	栃木県	74.6	②
	栃木県	60.1	②	福岡県	67.6	①	福岡県	73.9	①
	高知県	57.4	②	広島県	67.4	②	長野県	73.4	③
	秋田県	57.1	②	秋田県	66.9	②	新潟県	71.8	①
	兵庫県	52.2	②	栃木県	65.1	②	広島県	71.3	②
	青森県	51.1	②	熊本県	61.2	②	熊本県	66.8	②
	熊本県	50.8	②	兵庫県	60.7	②	兵庫県	65.9	②
	広島県	50.3	②	高知県	59.0	②	秋田県	64.2	②
	島根県	49.4	②	徳島県	57.2	③	徳島県	61.4	③
鳥取県	46.5	②	宮崎県	53.9	③	高知県	57.6	②	
21～30位	徳島県	44.6	③	鳥取県	51.8	②	福井県	57.2	④
	山口県	43.6	③	山口県	51.4	③	宮崎県	57.1	③
	宮崎県	40.8	③	香川県	49.3	③	山口県	57.0	③
	京都府	37.0	③	京都府	47.5	③	鳥取県	55.7	②
	滋賀県	32.7	③	青森県	47.3	②	香川県	55.0	③
	大分県	32.0	③	長野県	42.9	③	京都府	52.9	③
	香川県	31.7	③	大分県	42.3	③	鹿児島県	52.5	④
	愛媛県	31.3	③	石川県	41.1	③	青森県	48.4	②
	長野県	30.5	③	滋賀県	40.5	③	滋賀県	47.4	③
石川県	30.1	③	茨城県	38.0	④	茨城県	46.0	④	
31～40位	富山県	26.8	④	鹿児島県	36.6	④	石川県	46.0	③
	鹿児島県	26.4	④	愛媛県	35.6	③	大分県	45.5	③
	三重県	24.9	④	三重県	33.4	④	和歌山県	39.8	④
	茨城県	24.3	④	福井県	32.2	④	三重県	39.6	④
	和歌山県	24.0	④	和歌山県	31.5	④	富山県	39.5	④
	福島県	18.8	④	富山県	31.4	④	愛媛県	38.0	③
	福井県	13.6	④	福島県	27.6	④	福島県	33.1	④
	愛知県	13.2	④	愛知県	20.0	④	静岡県	30.3	⑤
	奈良県	12.1	④	奈良県	17.6	④	東京都	27.9	⑤
神奈川県	11.6	④	静岡県	16.5	⑤	愛知県	26.2	④	
41～47位	東京都	10.9	⑤	東京都	15.3	⑤	埼玉県	22.3	⑤
	山梨県	7.3	⑤	埼玉県	14.0	⑤	奈良県	20.4	④
	埼玉県	7.3	⑤	神奈川県	13.8	④	山梨県	16.2	⑤
	大阪府	6.5	⑤	山梨県	13.2	⑤	神奈川県	16.0	④
	千葉県	6.1	⑤	大阪府	9.2	⑤	千葉県	13.5	⑤
	沖縄県	6.1	⑤	千葉県	7.9	⑤	大阪府	13.2	⑤
	静岡県	5.5	⑤	沖縄県	7.3	⑤	沖縄県	8.6	⑤

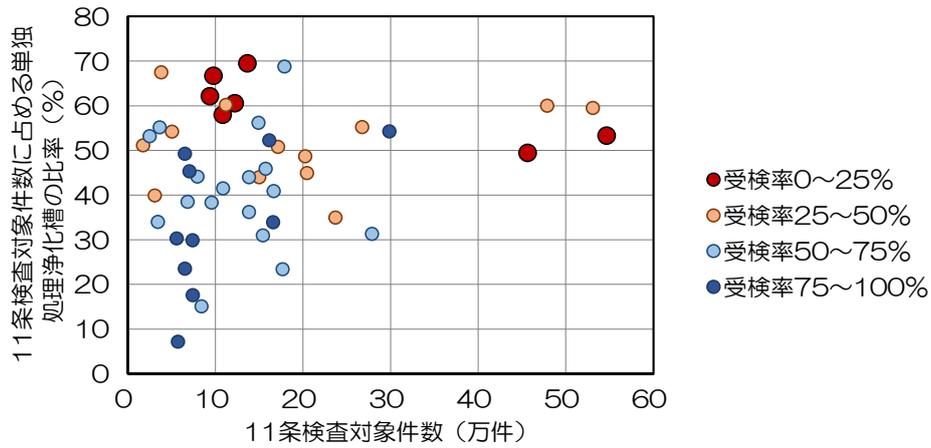


図 2.2-1 11 条検査対象件数と単独処理浄化槽の比率の関係 (R3)

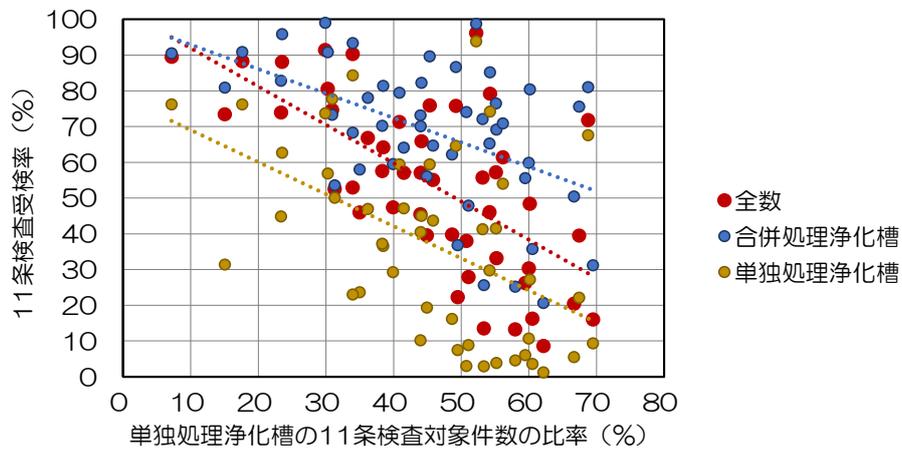


図 2.2-2 単独処理浄化槽の 11 条検査対象件数の比率と受検率の関係 (R3)

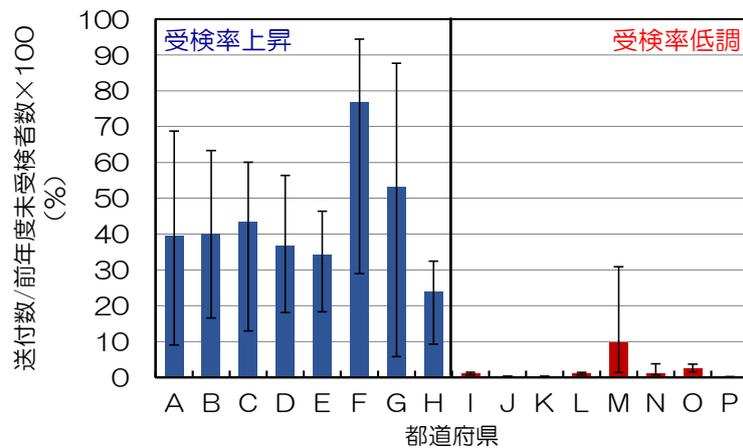


図 2.2-3 未受検者に対する通知文書送付数

### 3. 11 条検査受検率向上のための取り組み事例

11 条検査受検率が高い都道府県及び一定期間において受検率の上昇幅が大きい都道府県を抽出し、表 3-1 に示す①～③に分類した。これらの都道府県において、これまでに実施されてきた受検率向上のための取り組みを以下に示す。

表 3-1 受検率向上のための取り組み事例掲載一覧

分類	都道府県	R2 年度 11 条検査 受検率（全数）	H22 年度から R2 年 度の上昇幅
①令和 2 年度において 11 条 検査受検率が 80%を超えて いる都道府県	<a href="#">岐阜県</a>	95.9%	11.1%
	<a href="#">岩手県</a>	91.2%	5.4%
	<a href="#">宮城県</a>	90.9%	-1.5%*
	<a href="#">岡山県</a>	88.8%	4.4%
	<a href="#">北海道</a>	88.4%	15.6%
	<a href="#">長崎県</a>	88.1%	3.1%
	<a href="#">佐賀県</a>	80.9%	5.5%
②平成 22 年度から令和 2 年 度にかけて 11 条検査受検率 に 20%以上の上昇が認めら れる都道府県	<a href="#">長野県</a>	72.2%	46.7%
	<a href="#">福井県</a>	53.9%	45.0%
	<a href="#">宮崎県</a>	56.4%	34.0%
	<a href="#">島根県</a>	76.2%	33.6%
	<a href="#">香川県</a>	53.9%	23.6%
	<a href="#">茨城県</a>	43.9%	21.9%
	<a href="#">静岡県</a>	26.9%	21.9%
	<a href="#">広島県</a>	71.2%	21.3%
③大きな上昇は認められない が令和 2 年度において 11 条検査受検率が 60%を超え ている都道府県	<a href="#">群馬県</a>	77.9%	18.2%
	<a href="#">山形県</a>	75.7%	16.0%
	<a href="#">栃木県</a>	73.5%	16.4%
	<a href="#">福岡県</a>	72.1%	7.1%
	<a href="#">新潟県</a>	71.5%	3.1%
	<a href="#">秋田県</a>	71.2%	15.1%
	<a href="#">熊本県</a>	66.5%	17.4%
	<a href="#">兵庫県</a>	65.4%	14.9%
	<a href="#">徳島県</a>	60.7%	15.0%

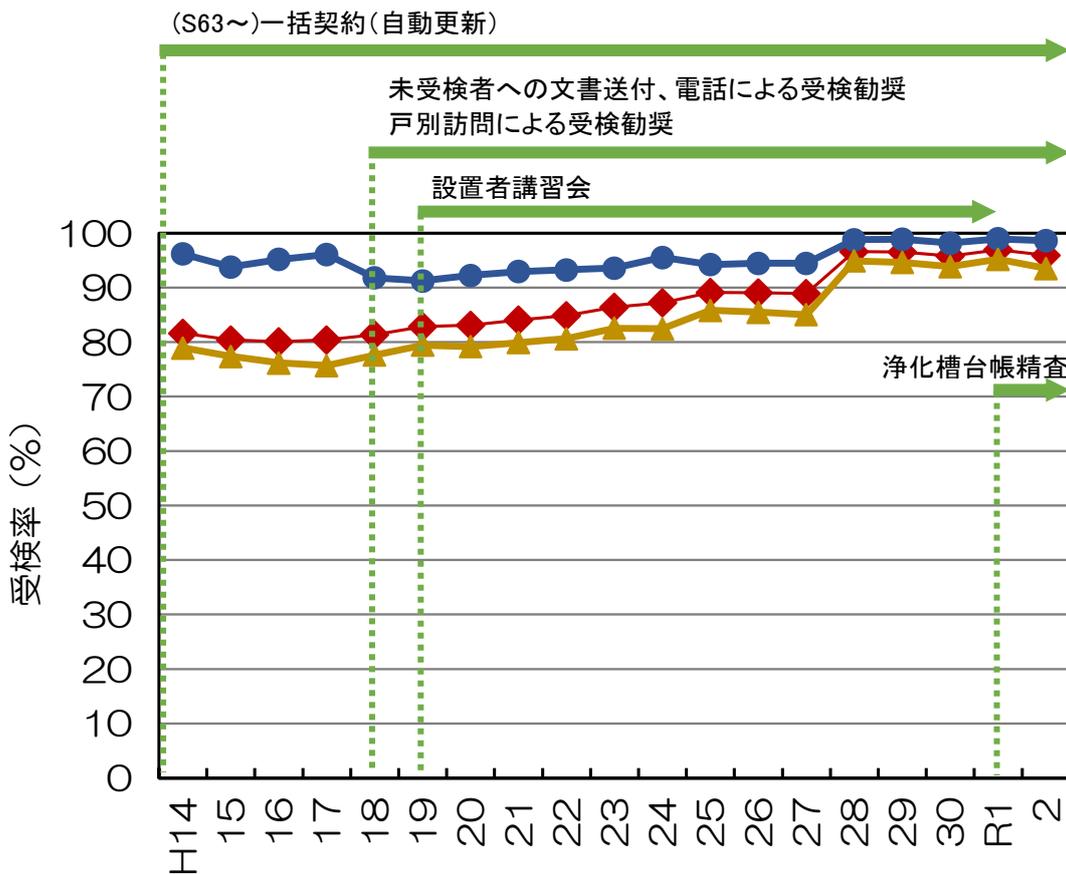
※東日本大震災の影響で、検査対象基数に一部市町村のデータが含まれておらず、H22 の受検率が過大に算出されているため。（p.12 参照）

①令和2年度において11条検査受検率が80%を超えている都道府県

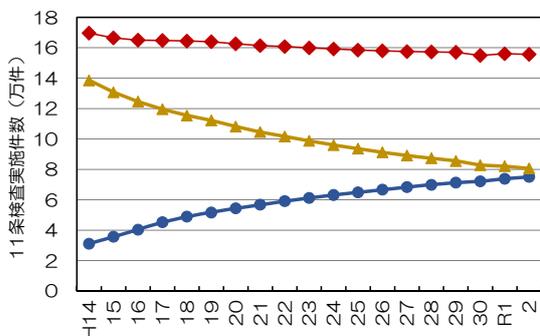
【岐阜県】

◆ 全数    ● 合併    ▲ 単独

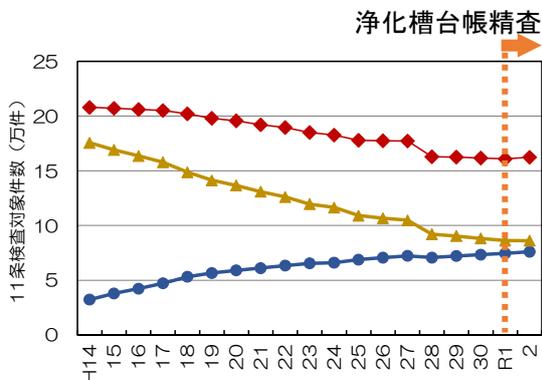
**11条検査受検率と受検率向上のための取り組み**



**11条検査実施件数**



**11条検査対象件数**

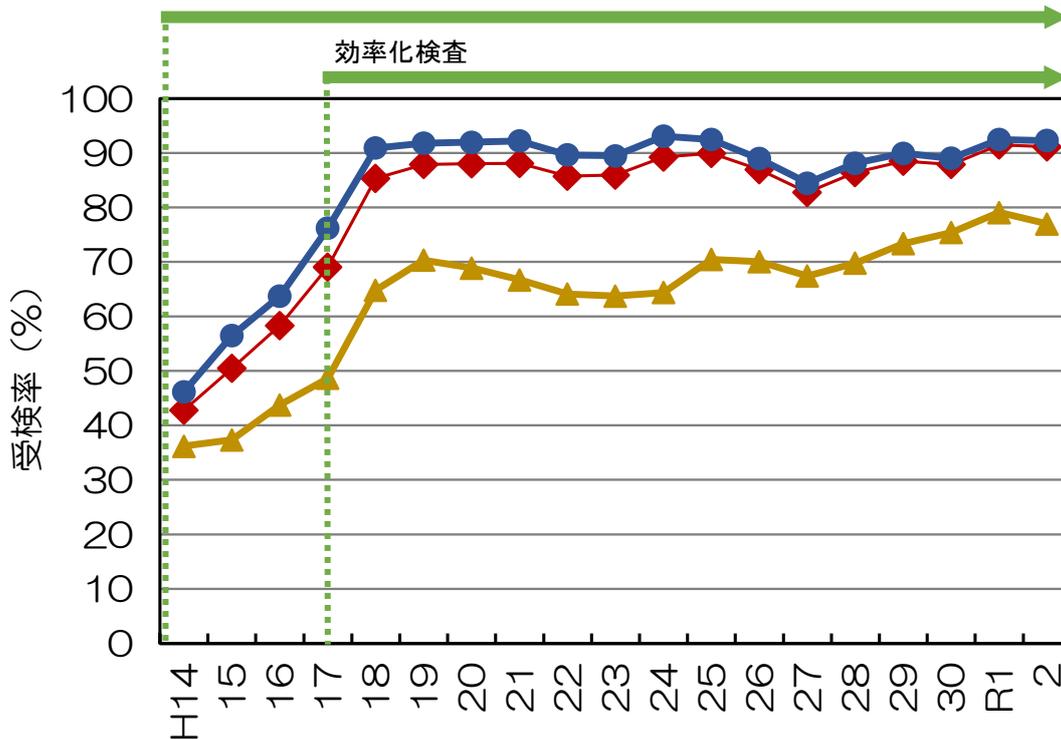




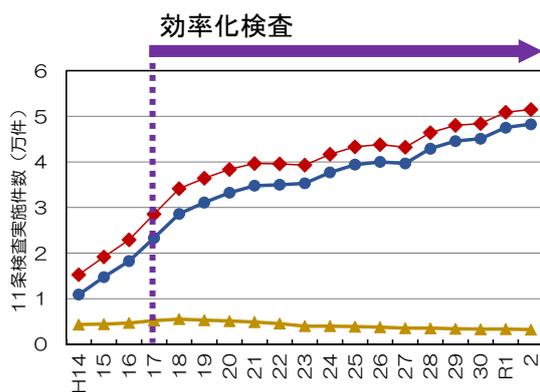
## 11条検査受検率と受検率向上のための取り組み

(S61～)継続申込書

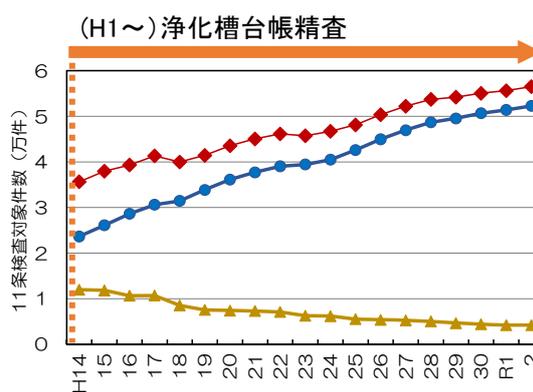
(H1～)浄化槽台帳精査、未受検者への文書送付



### 11条検査実施件数

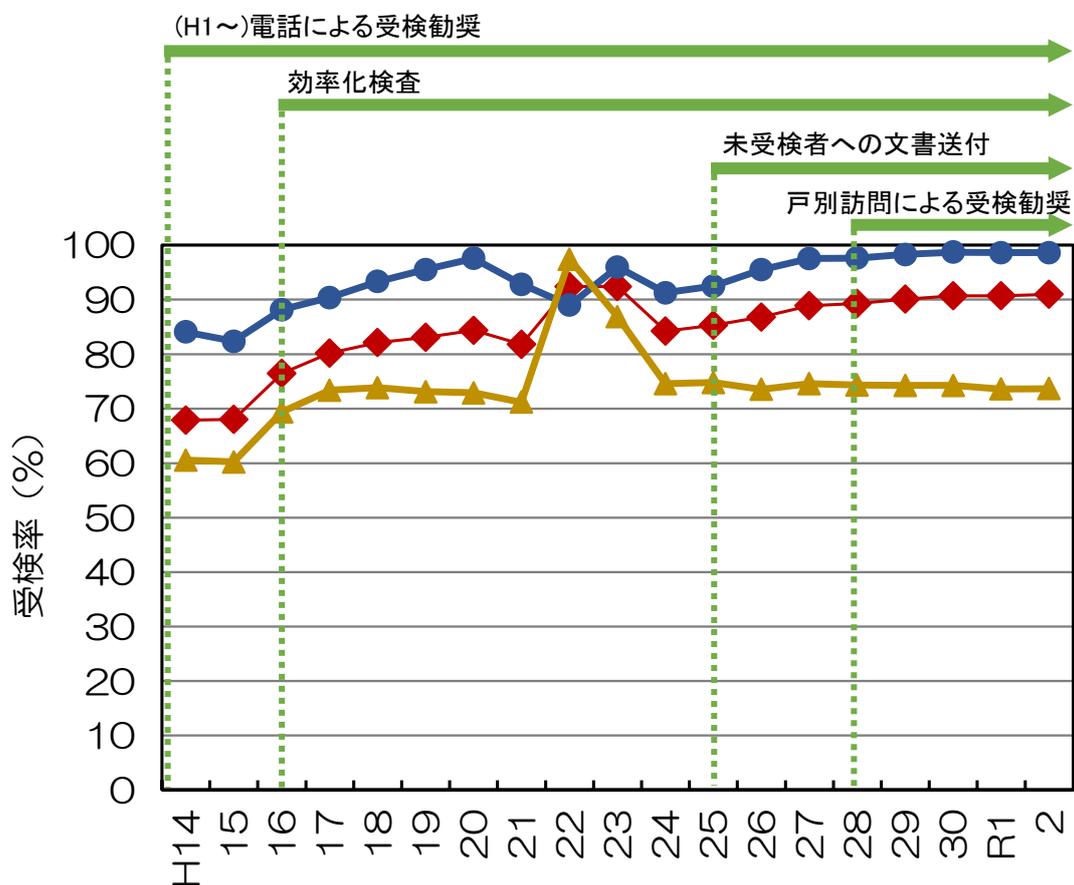


### 11条検査対象件数

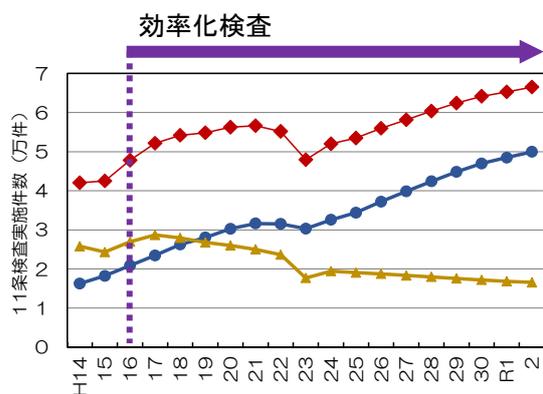


◆ 全数    ● 合併    ▲ 単独

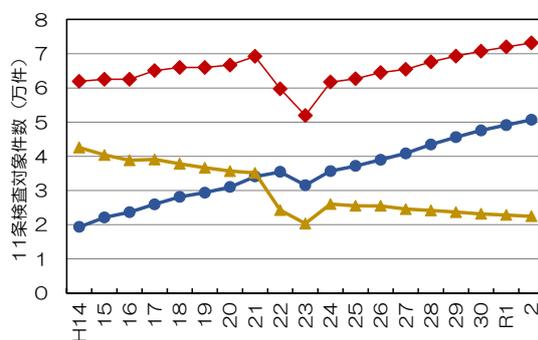
## 11条検査受検率と受検率向上のための取り組み



### 11条検査実施件数



### 11条検査対象件数

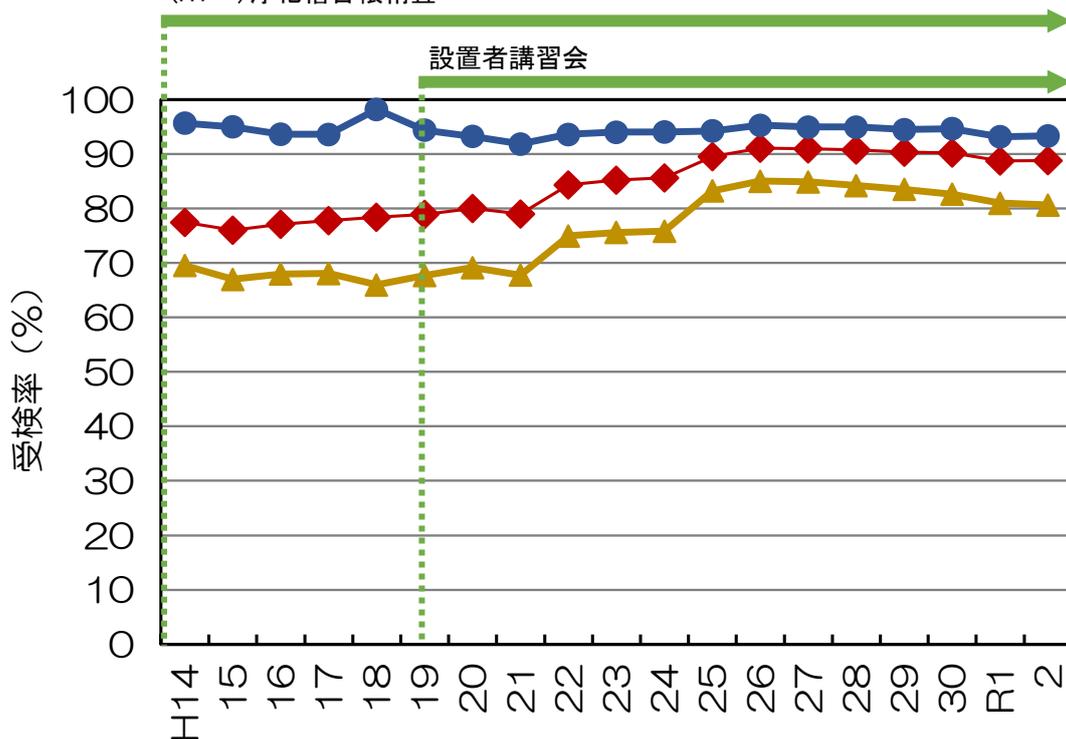


(注) 平成 22～23 年度の検査対象件数には、東日本大震災の影響で一部の市町村の件数が含まれていないため、この期間の受検率は過大に算出されている。

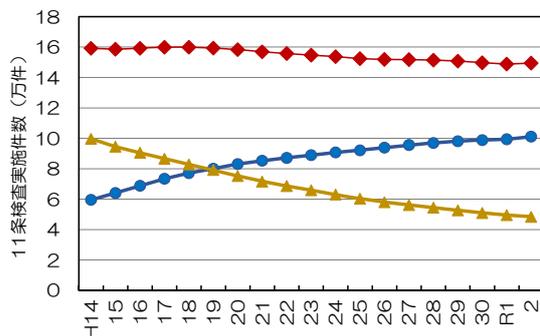
◆ 全数    ● 合併    ▲ 単独

## 11条検査受検率と受検率向上のための取り組み

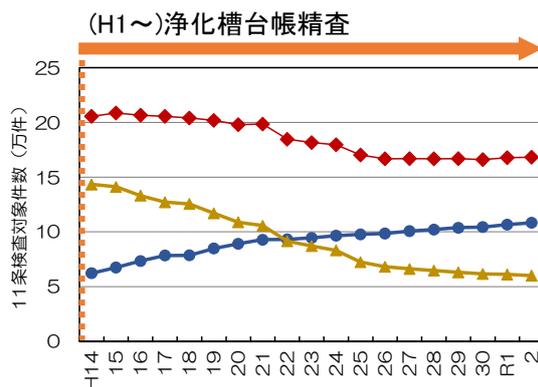
(S60～)一括契約(自動更新)  
 (S61～)業者による受検勧奨  
 (H1～)浄化槽台帳精査



### 11条検査実施件数

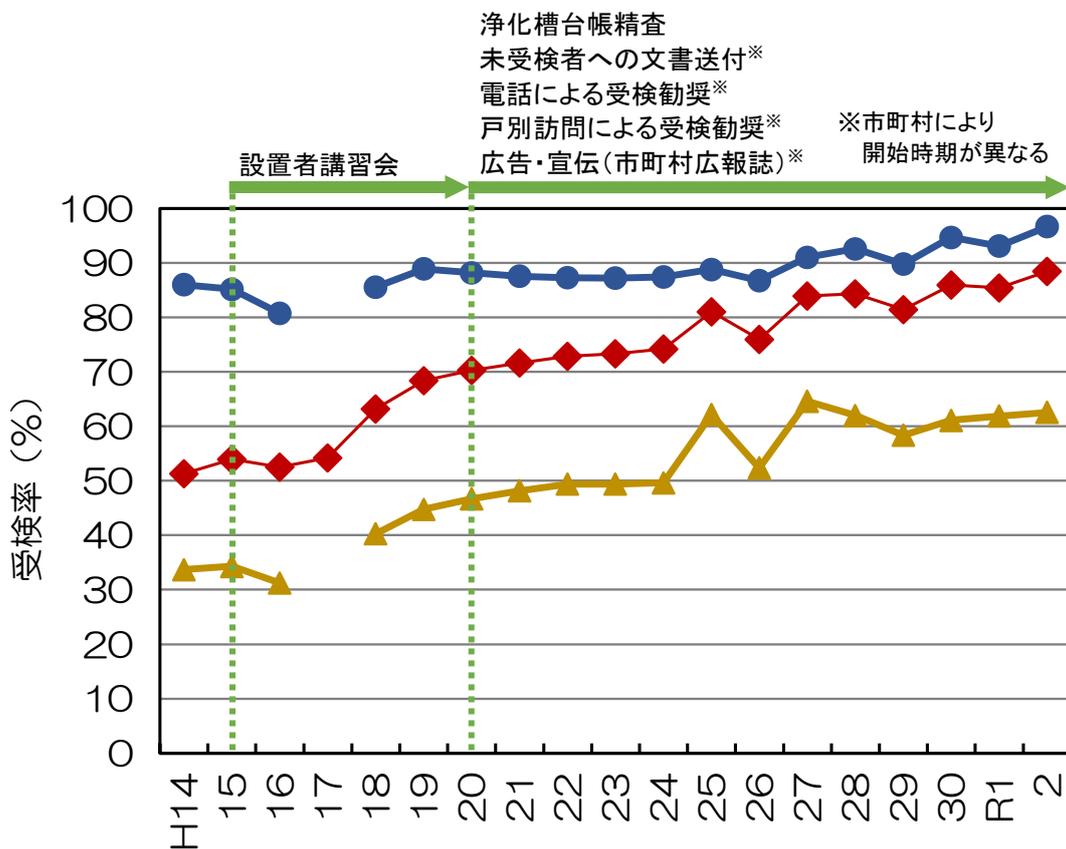


### 11条検査対象件数

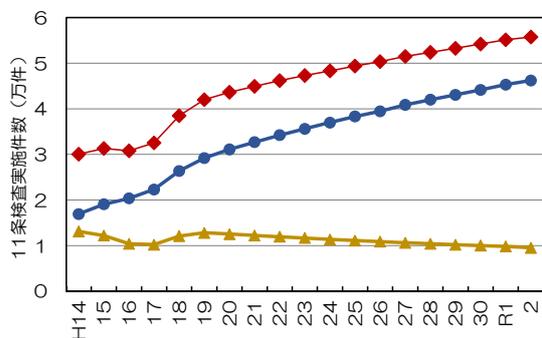


◆ 全数    ● 合併    ▲ 単独

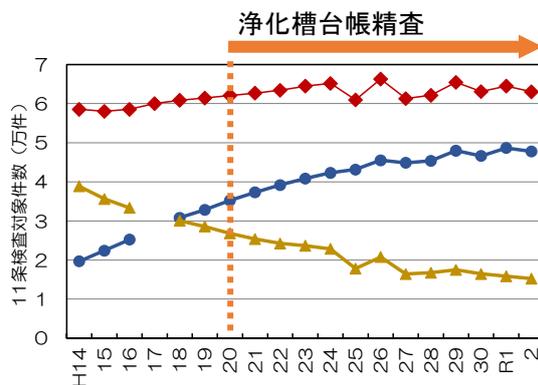
## 11条検査受検率と受検率向上のための取り組み



### 11条検査実施件数

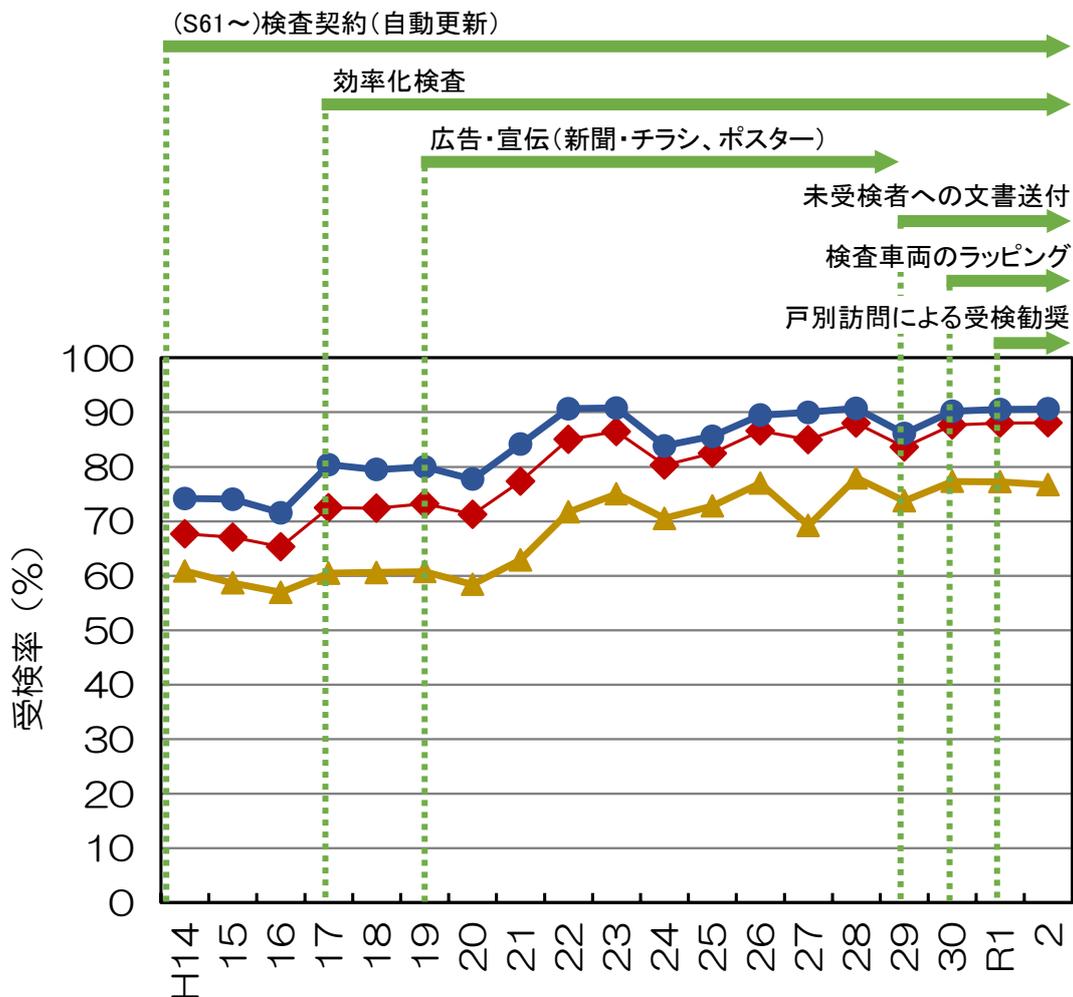


### 11条検査対象件数

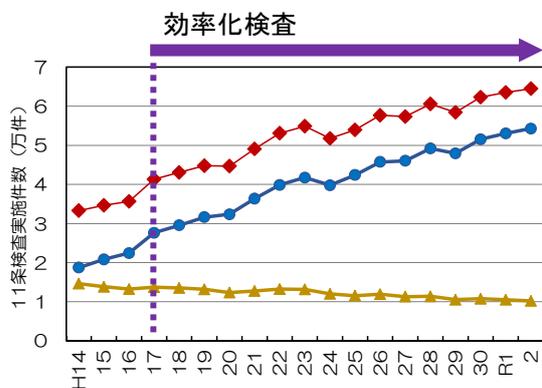


◆ 全数    ● 合併    ▲ 単独

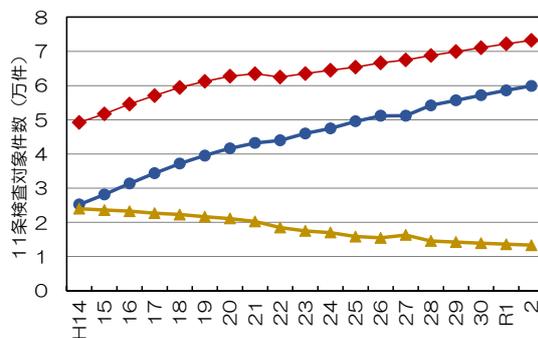
## 11条検査受検率と受検率向上のための取り組み



### 11条検査実施件数



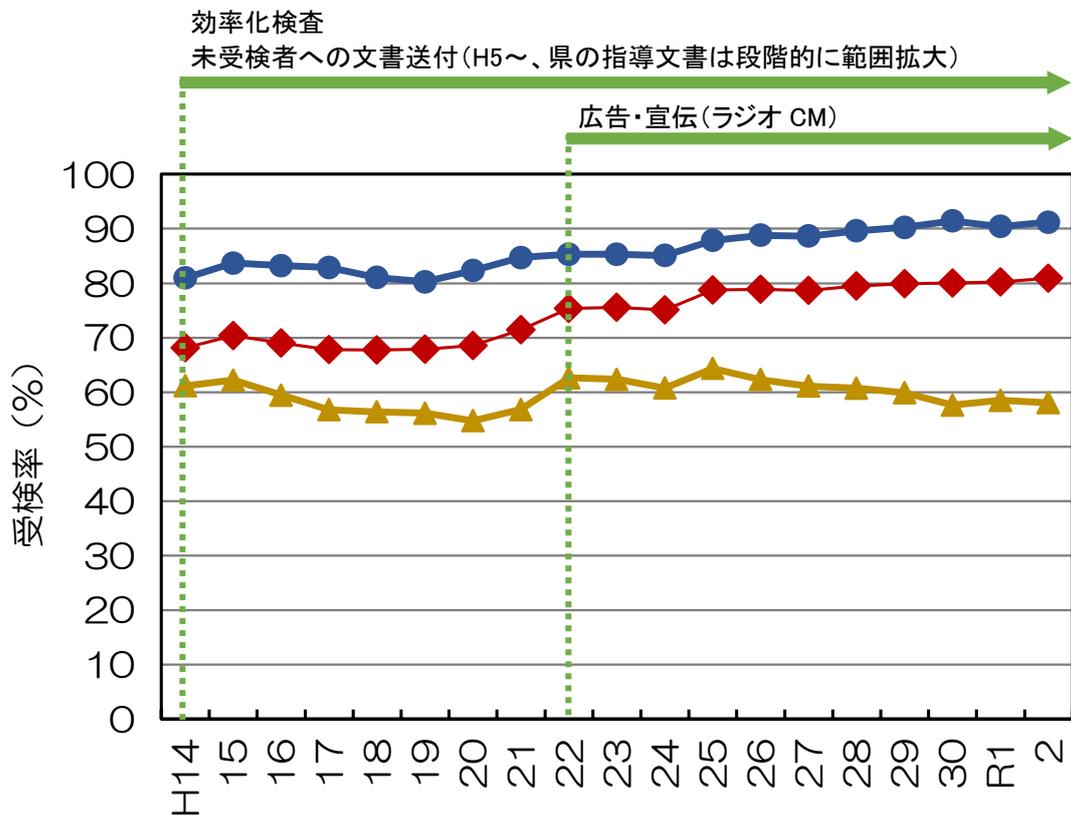
### 11条検査対象件数



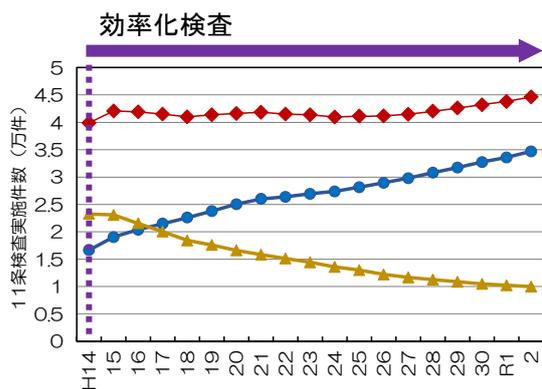
【佐賀県】

◆ 全数    ● 合併    ▲ 単独

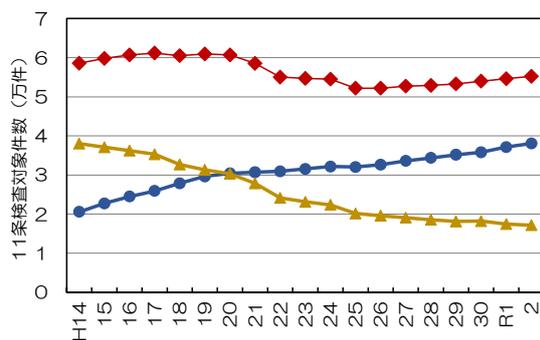
## 11条検査受検率と受検率向上のための取り組み



### 11条検査実施件数



### 11条検査対象件数

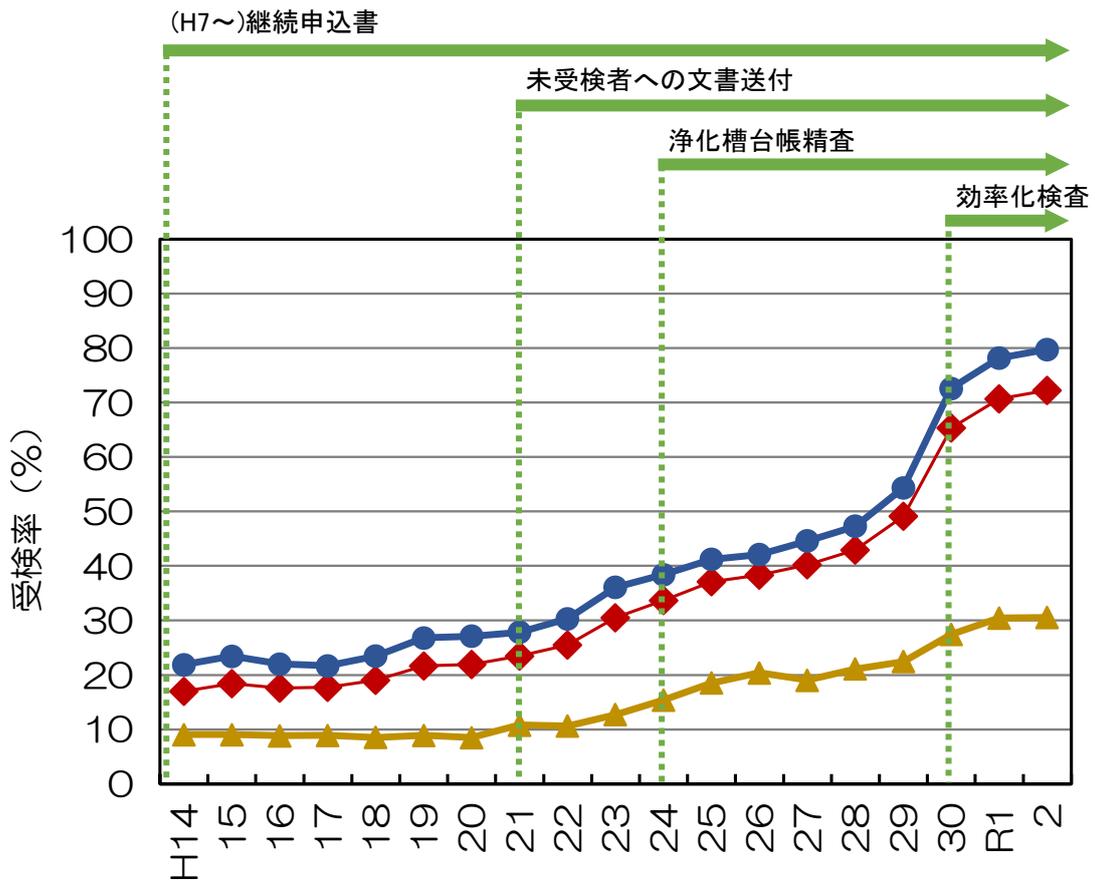


②平成 22 年度から令和 2 年度にかけて 11 条検査受検率に 20%以上の上昇が認められる都道府県

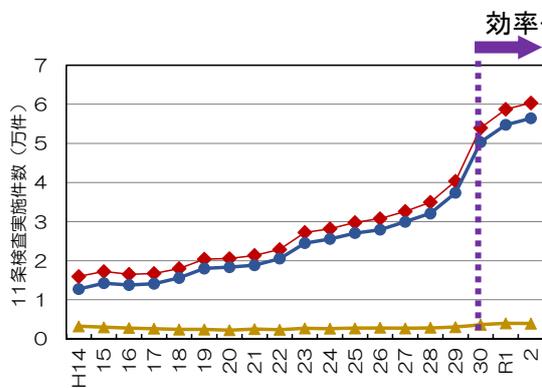
【長野県】

◆ 全数    ● 合併    ▲ 単独

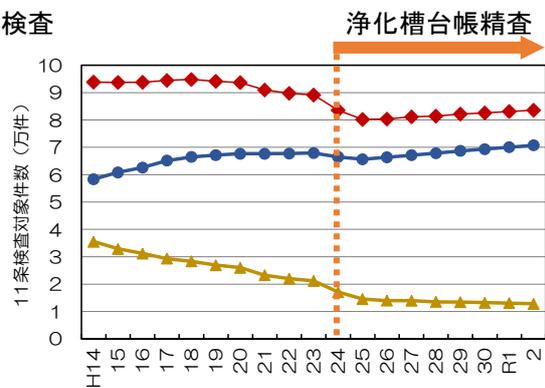
### 11条検査受検率と受検率向上のための取り組み



### 11条検査実施件数

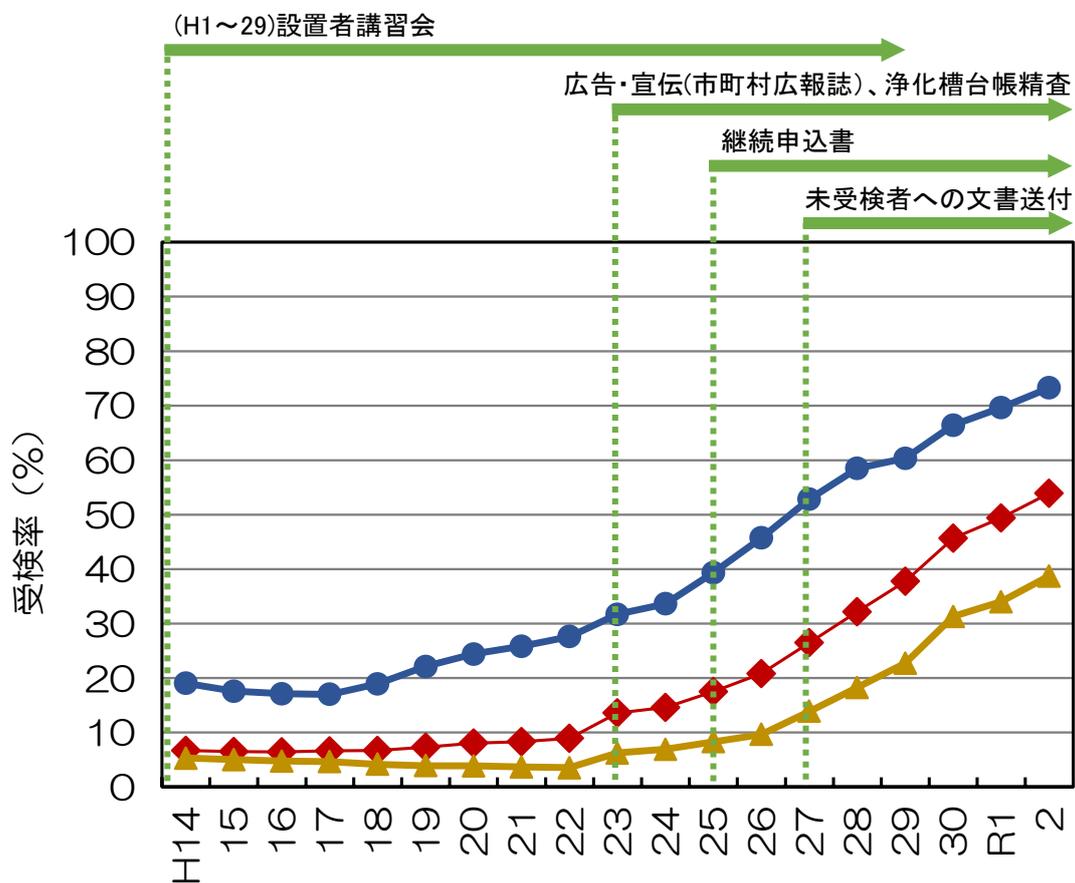


### 11条検査対象件数

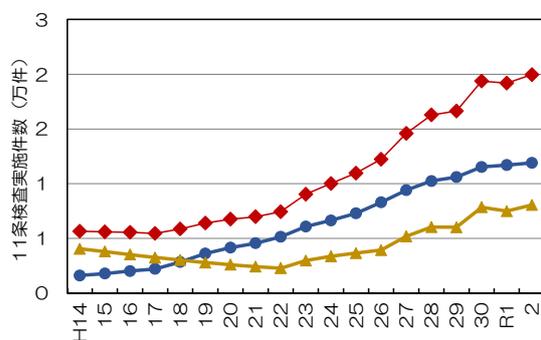


◆ 全数    ● 合併    ▲ 単独

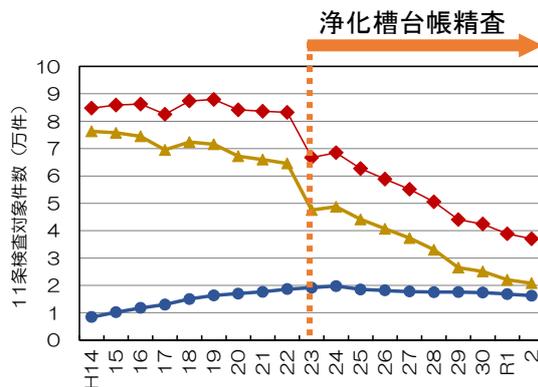
## 11条検査受検率と受検率向上のための取り組み



## 11条検査実施件数

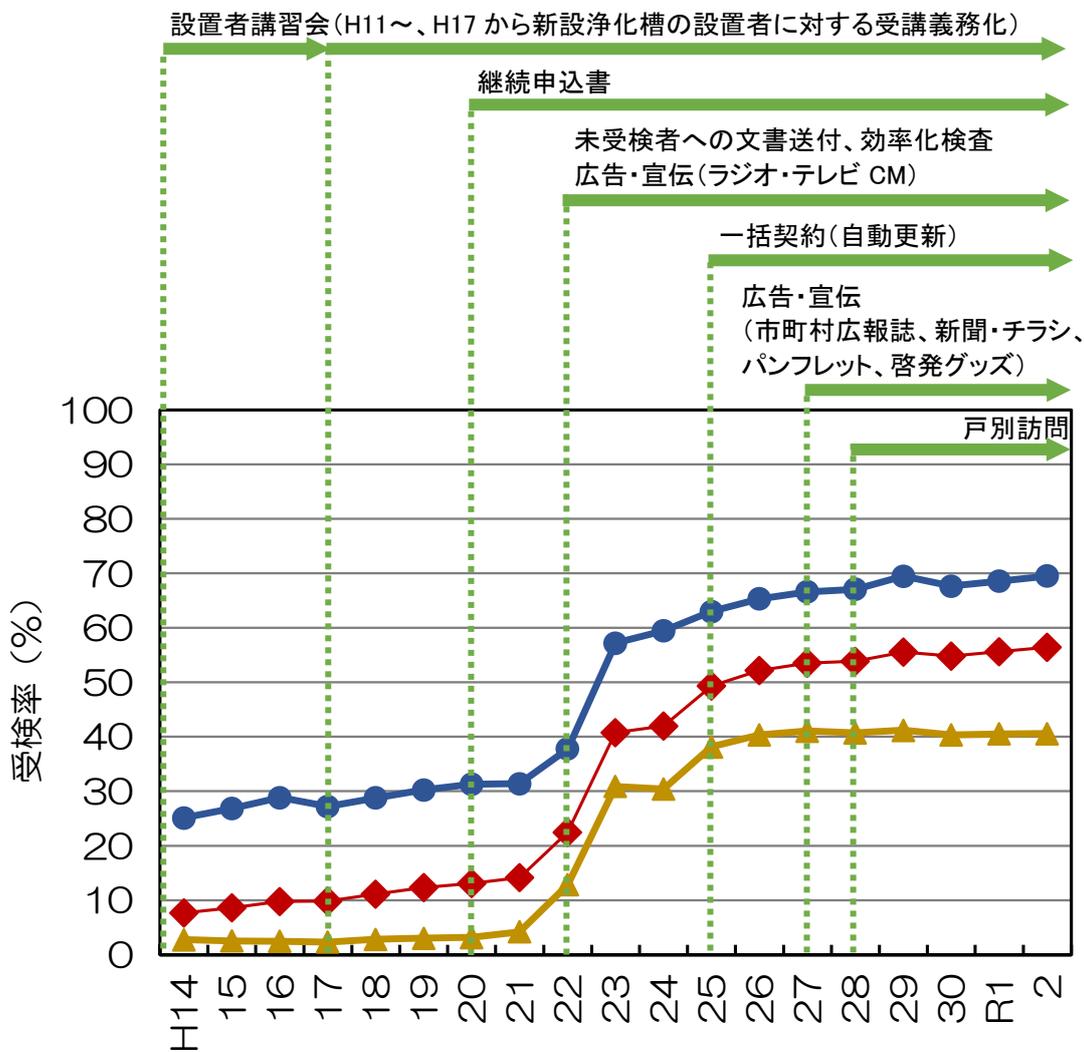


## 11条検査対象件数

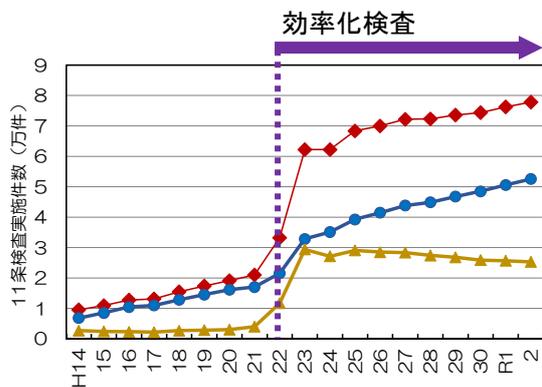


◆ 全数    ● 合併    ▲ 単独

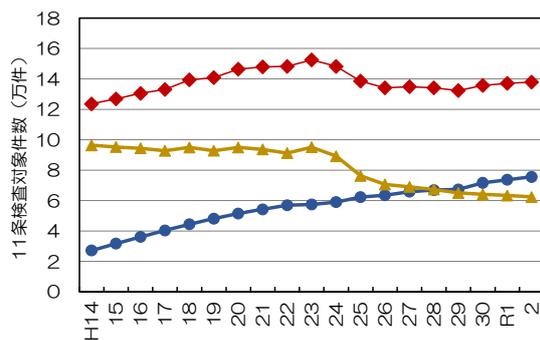
## 11条検査受検率と受検率向上のための取り組み



### 11条検査実施件数

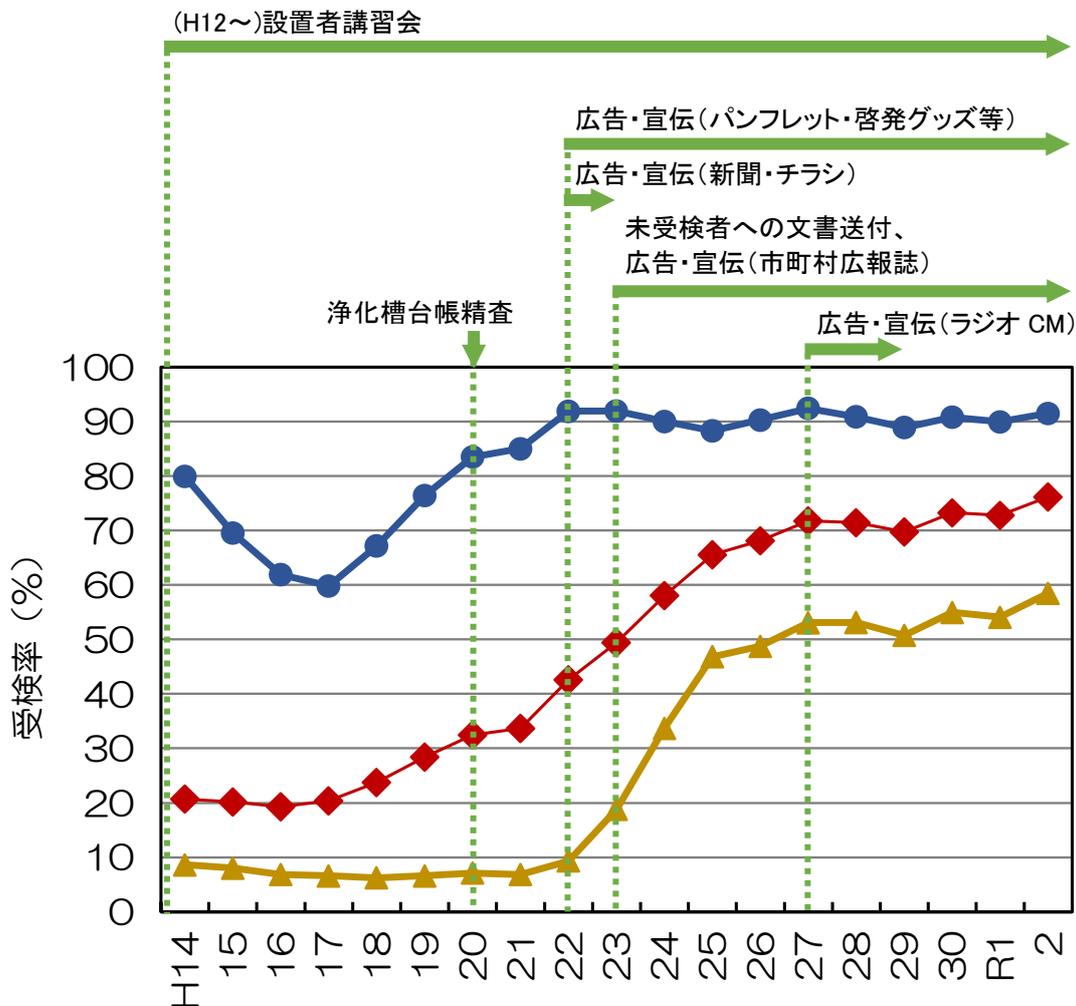


### 11条検査対象件数

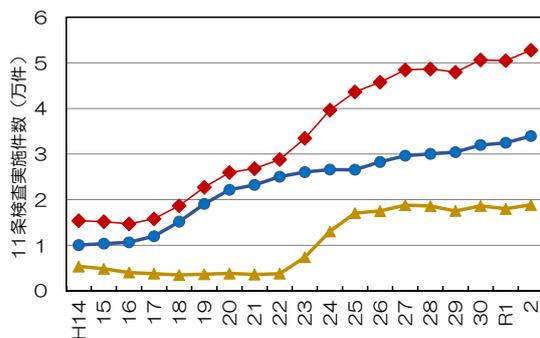


◆ 全数    ● 合併    ▲ 単独

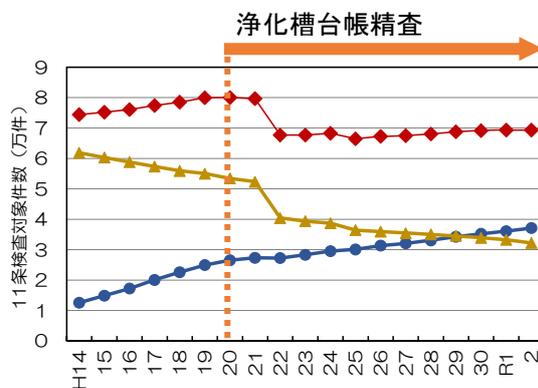
## 11条検査受検率と受検率向上のための取り組み



### 11条検査実施件数

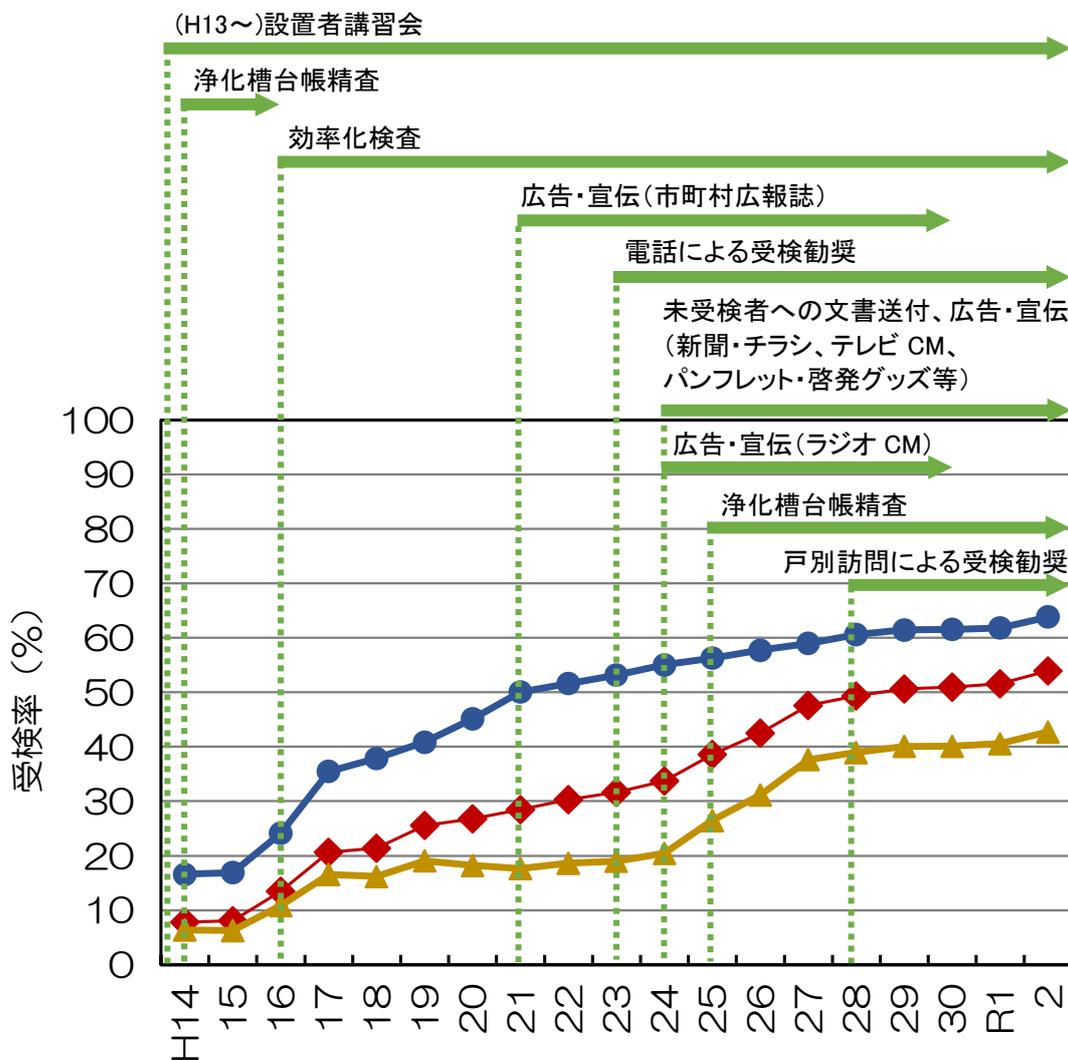


### 11条検査対象件数

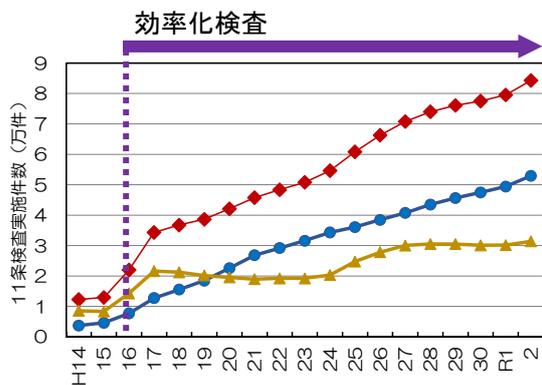


◆ 全数    ● 合併    ▲ 単独

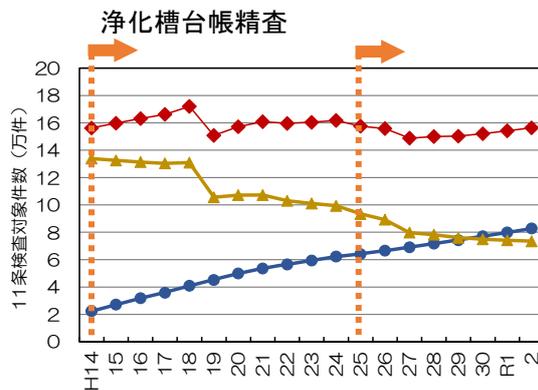
## 11条検査受検率と受検率向上のための取り組み



### 11条検査実施件数

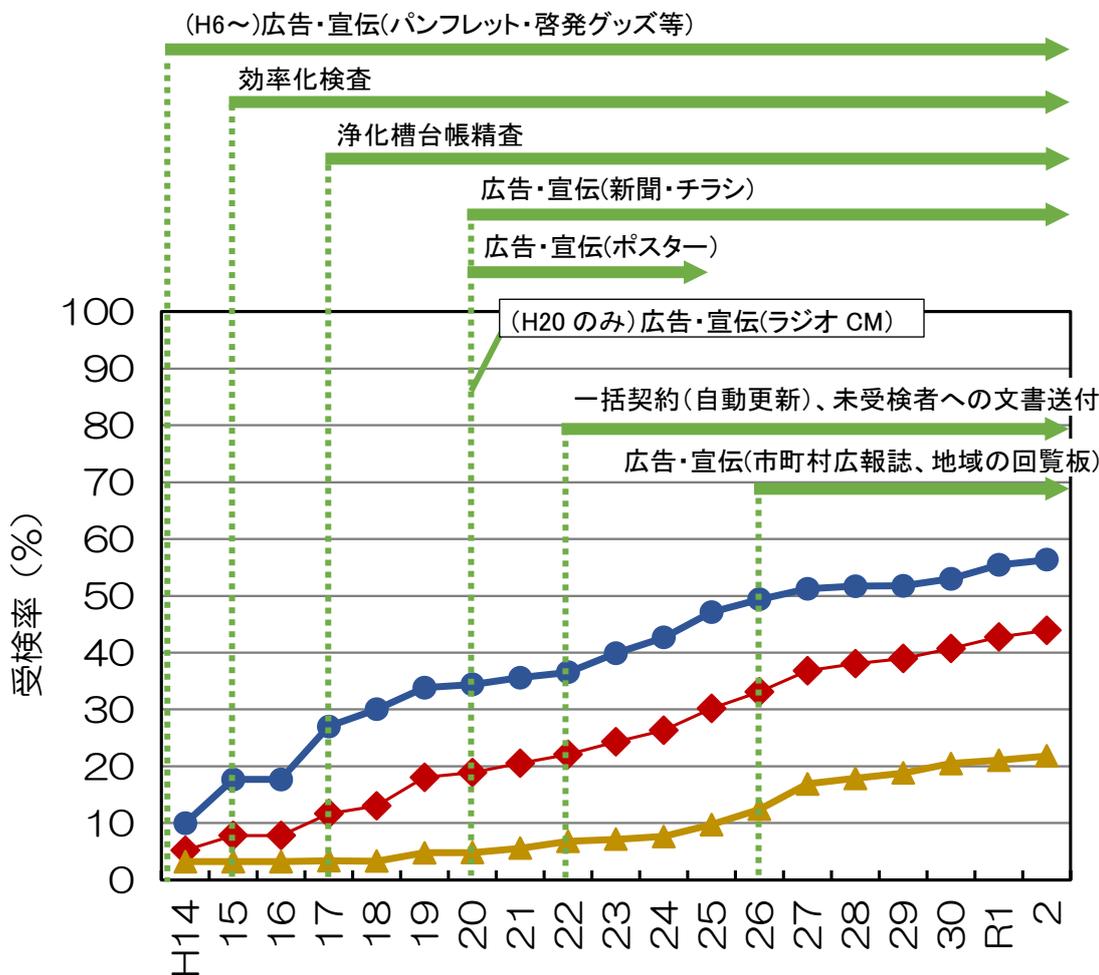


### 11条検査対象件数

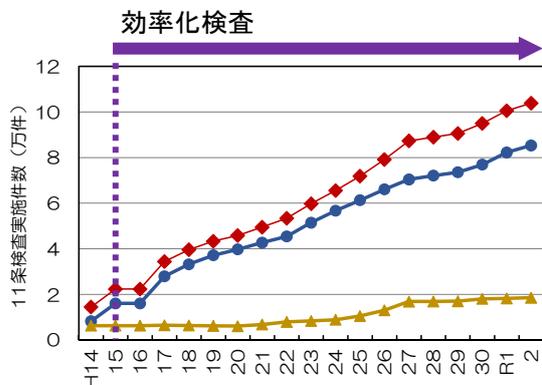


◆ 全数    ● 合併    ▲ 単独

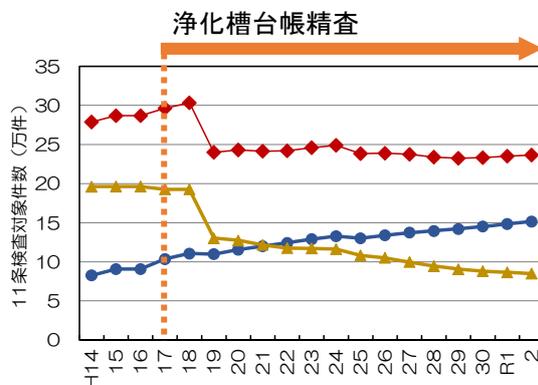
## 11条検査受検率と受検率向上のための取り組み



### 11条検査実施件数

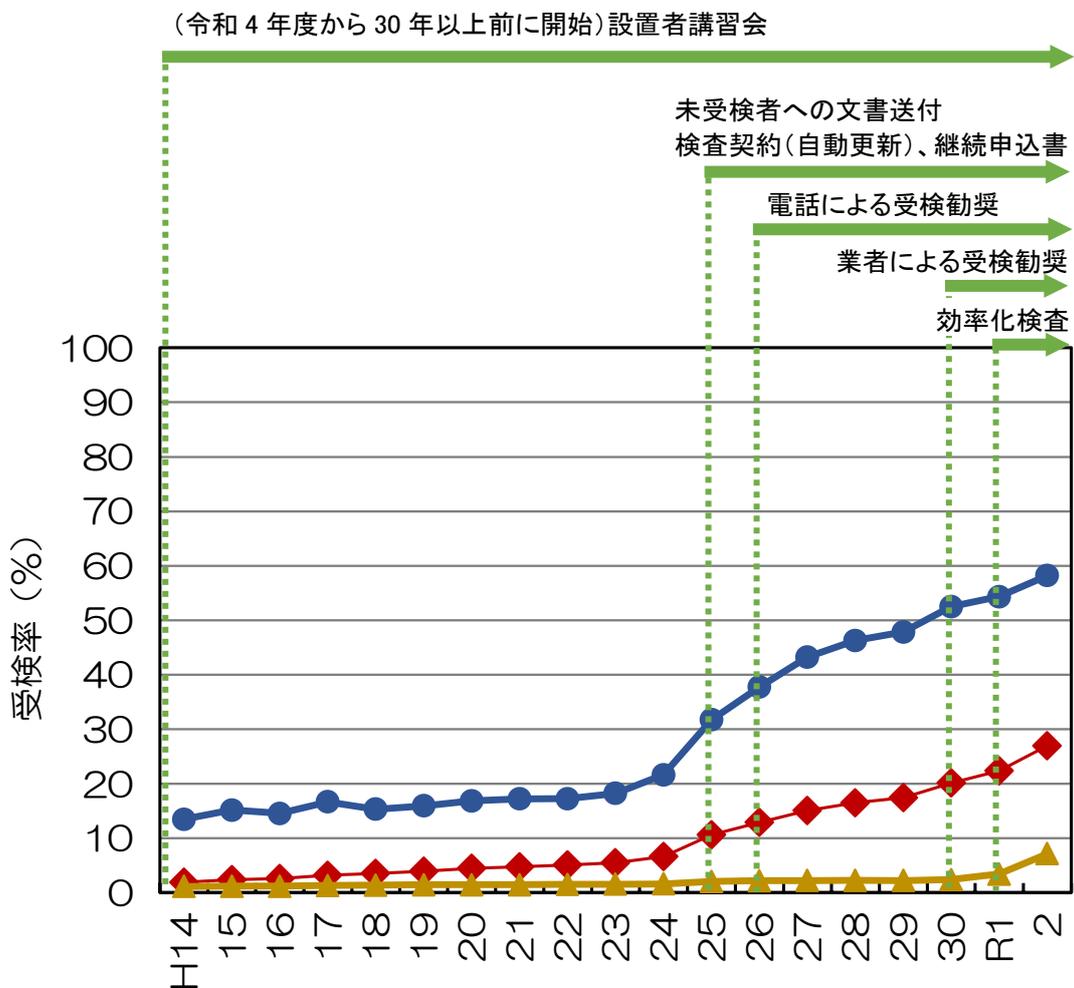


### 11条検査対象件数

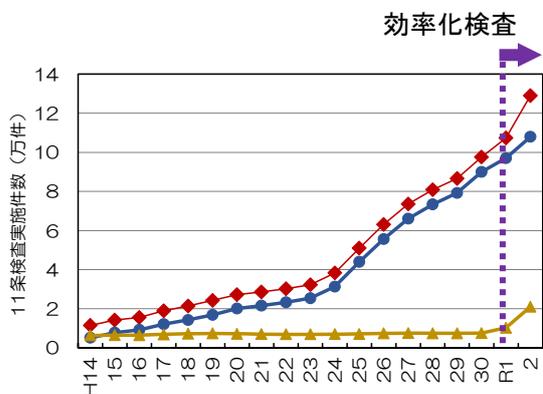


◆ 全数    ● 合併    ▲ 単独

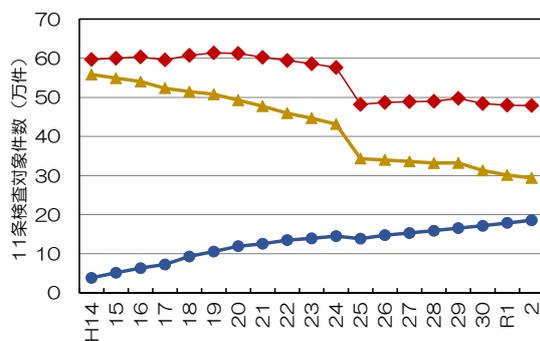
## 11条検査受検率と受検率向上のための取り組み



### 11条検査実施件数



### 11条検査対象件数



◆ 全数    ● 合併    ▲ 単独

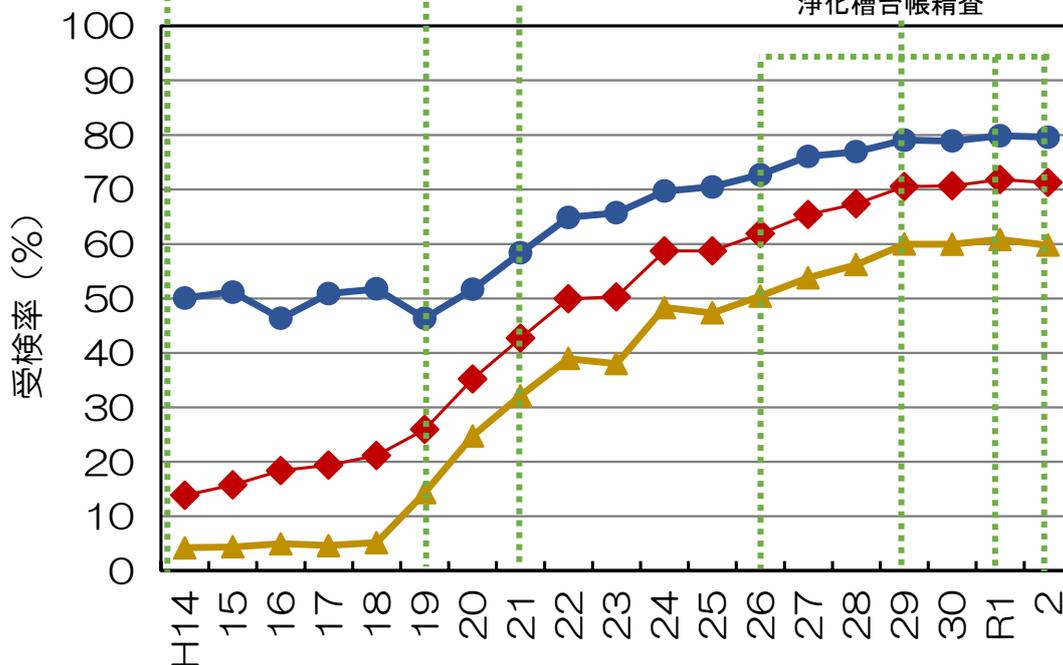
## 11条検査受検率と受検率向上のための取り組み

(H14～)未受検者への文書送付  
(H10～)広告・宣伝(新聞・チラシ)

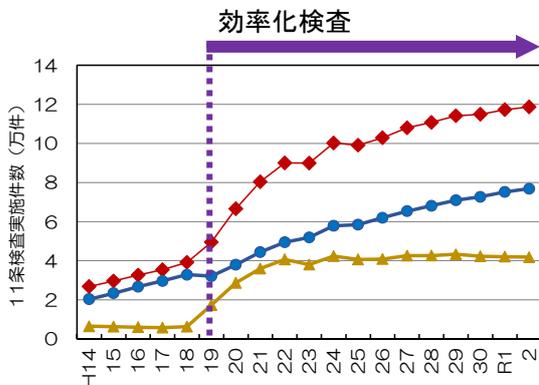
電話による受検勧奨、戸別訪問による受検勧奨、業者による受検勧奨  
広告・宣伝(市町村広報誌、ラジオ・TVCM、パンフレット・啓発グッズ等)  
検査契約(自動更新)、効率化検査

設置者講習会

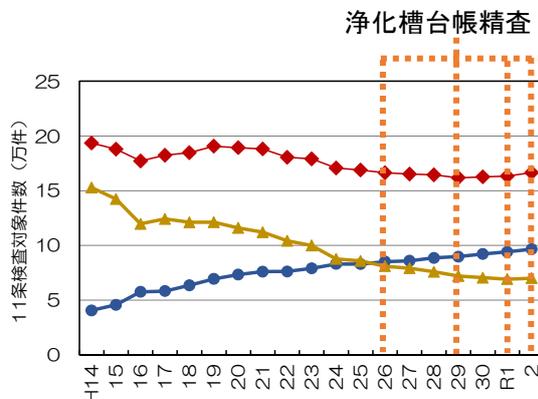
浄化槽台帳精査



## 11条検査実施件数

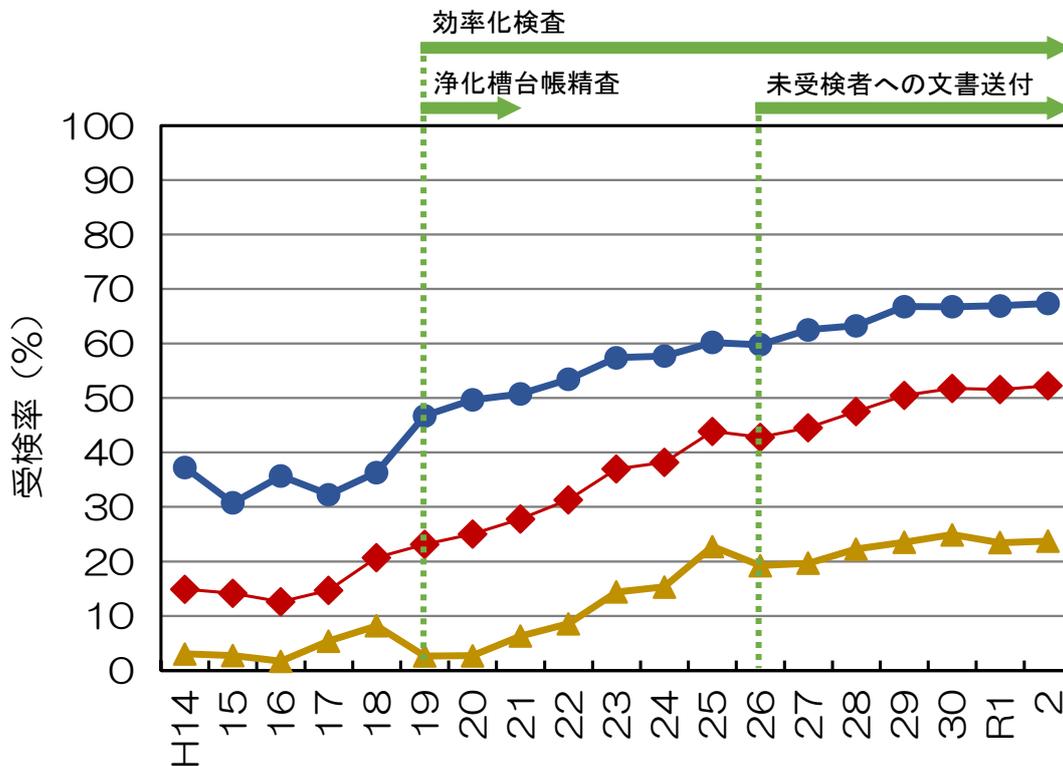


## 11条検査対象件数



◆ 全数    ● 合併    ▲ 単独

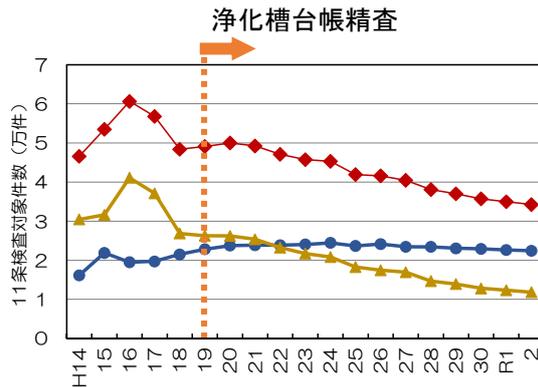
## 11条検査受検率と受検率向上のための取り組み



### 11条検査実施件数



### 11条検査対象件数



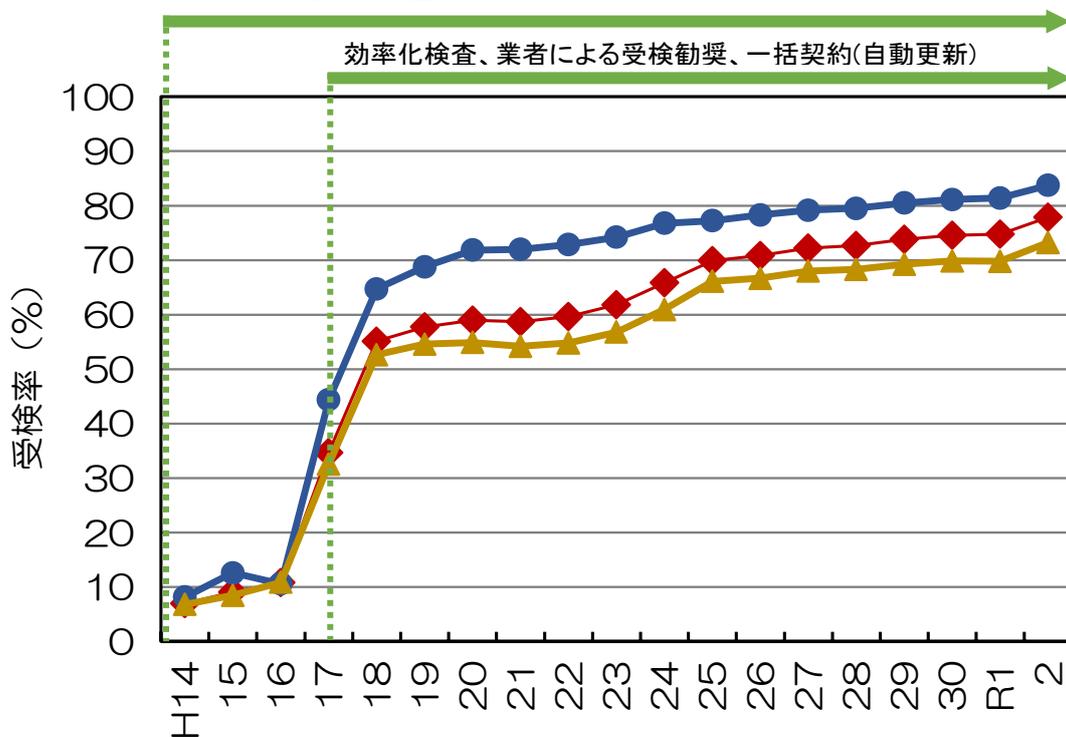
③大きな上昇は認められないが令和2年度において11条検査受検率が60%を超えている都道府県

【群馬県】

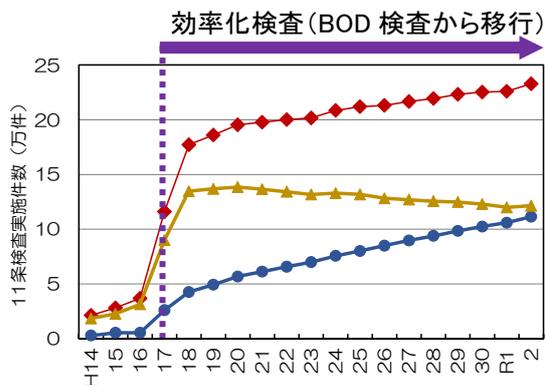
◆ 全数    ● 合併    ▲ 単独

## 11条検査受検率と受検率向上のための取り組み

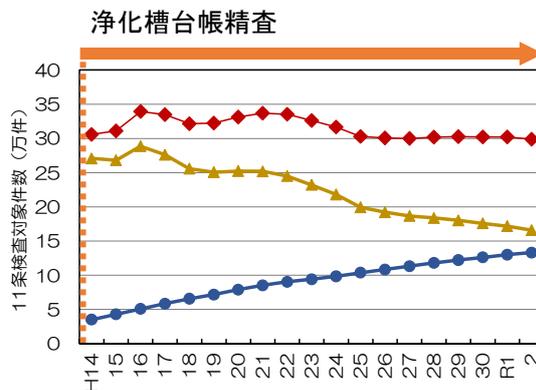
- (S60～)未受検者への文書送付
- (S60～)戸別訪問による受検勧奨
- (S60～)設置者講習会
- (S60～)広告・宣伝(市町村広報誌、パンフレット、啓発グッズ等)
- (H1～)浄化槽台帳精査



### 11条検査実施件数



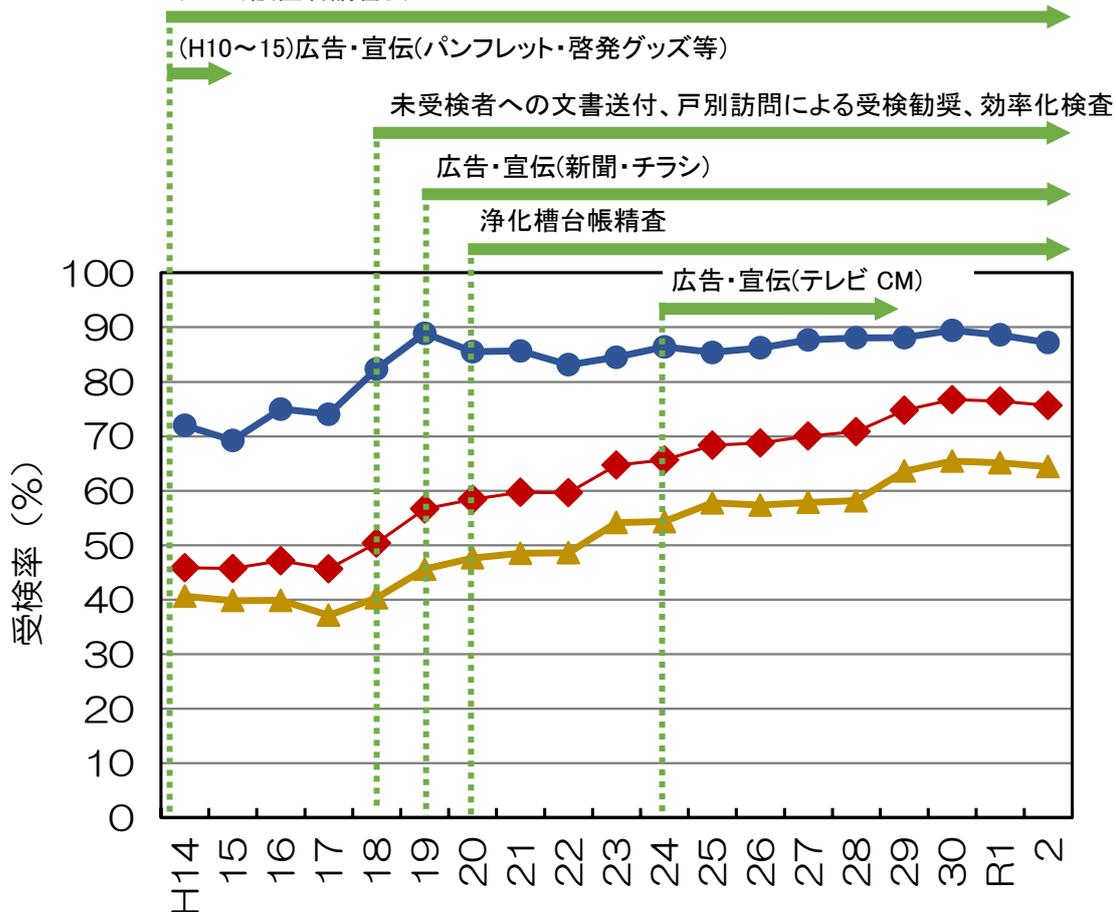
### 11条検査対象件数



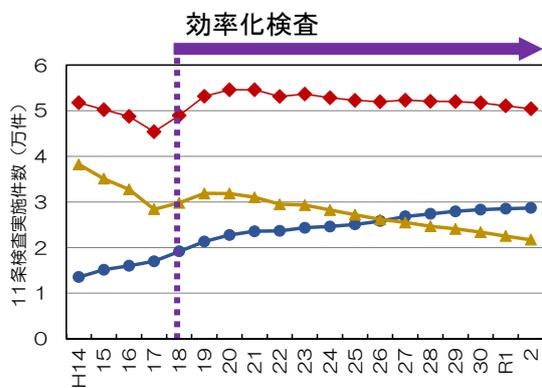
◆ 全数    ● 合併    ▲ 単独

## 11条検査受検率と受検率向上のための取り組み

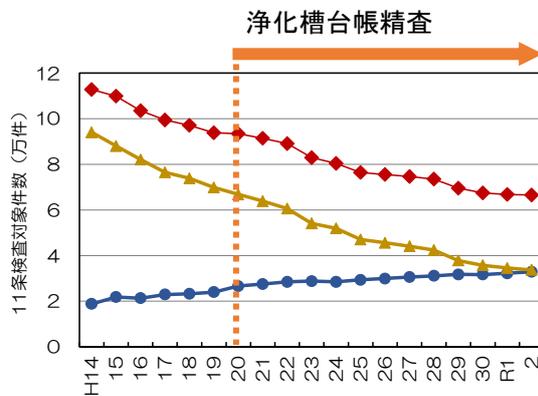
(H3～)継続申込書  
 (H5～)広告・宣伝(市町村広報誌、地域の回覧板)  
 (H7～)設置者講習会



### 11条検査実施件数

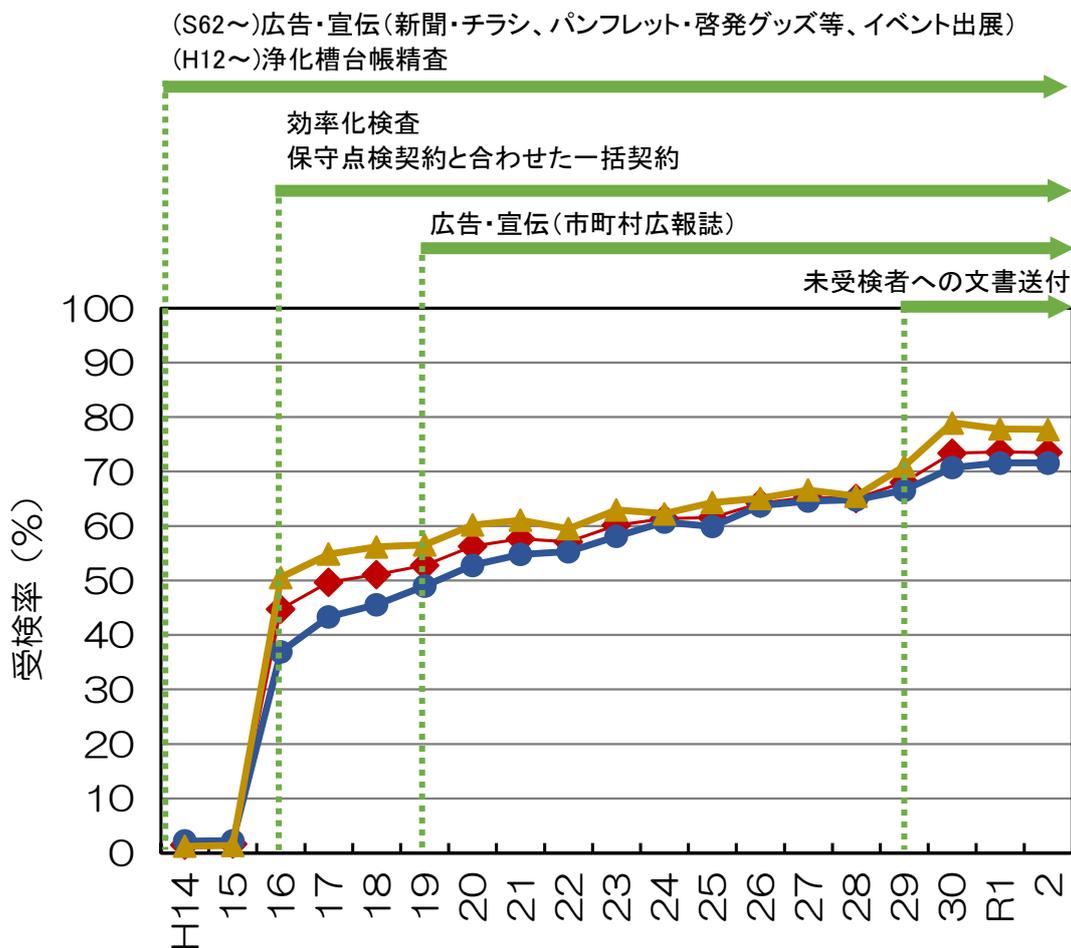


### 11条検査対象件数

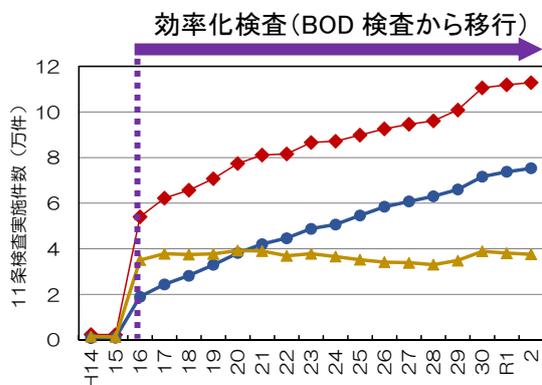


◆ 全数    ● 合併    ▲ 単独

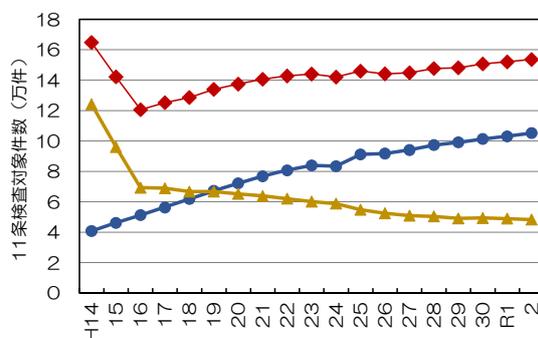
## 11条検査受検率と受検率向上のための取り組み



### 11条検査実施件数



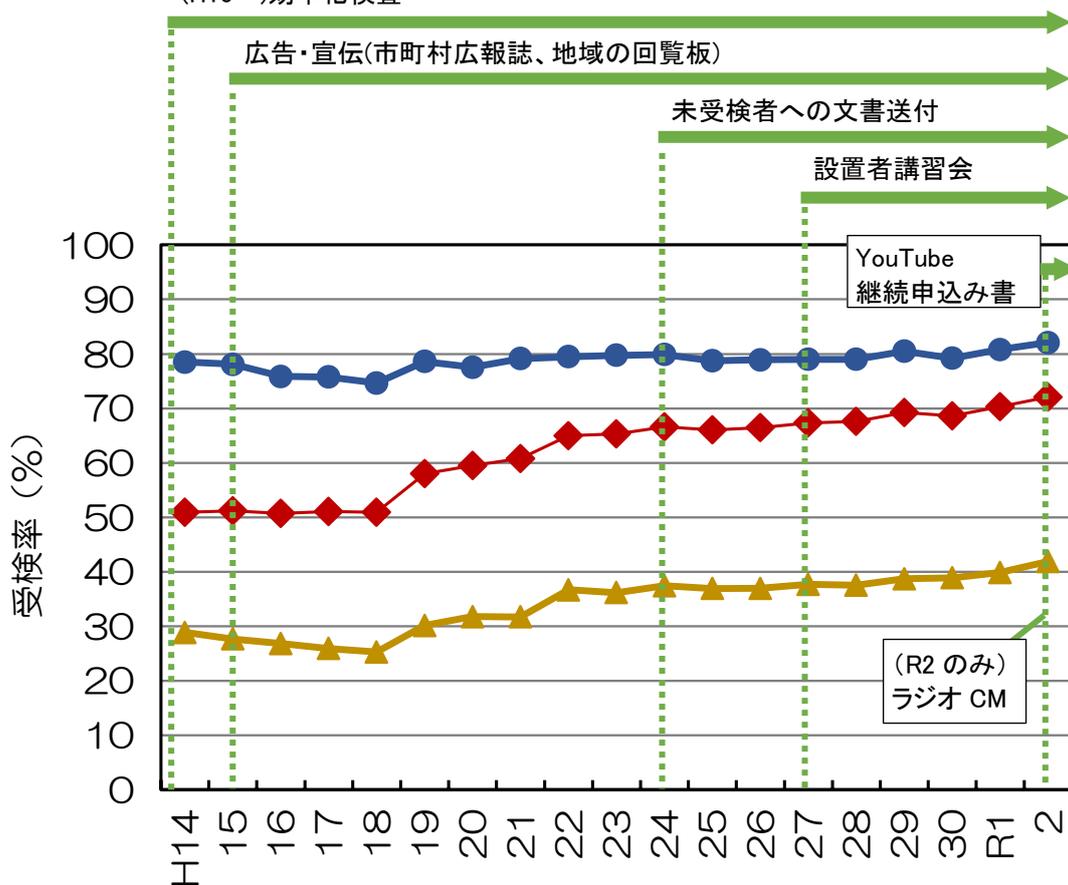
### 11条検査対象件数



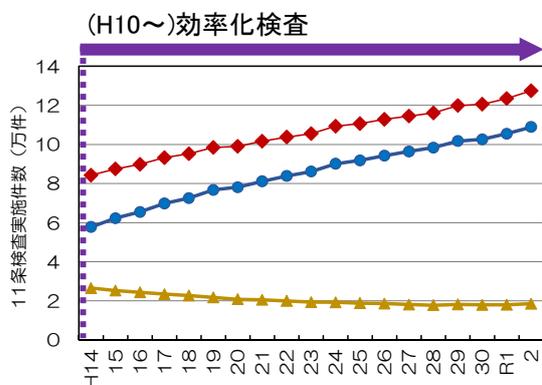
◆ 全数    ● 合併    ▲ 単独

## 11条検査受検率と受検率向上のための取り組み

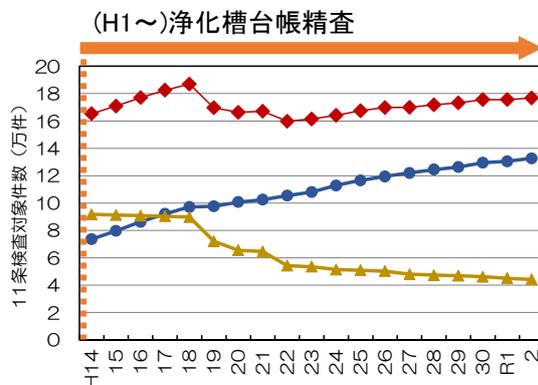
(S61～)一括契約書(自動更新)、業者による受検勧奨  
 (H1～)広告・宣伝(新聞・チラシ、パンフレット・啓発グッズ等)、浄化槽台帳精査  
 (H10～)効率化検査



### 11条検査実施件数



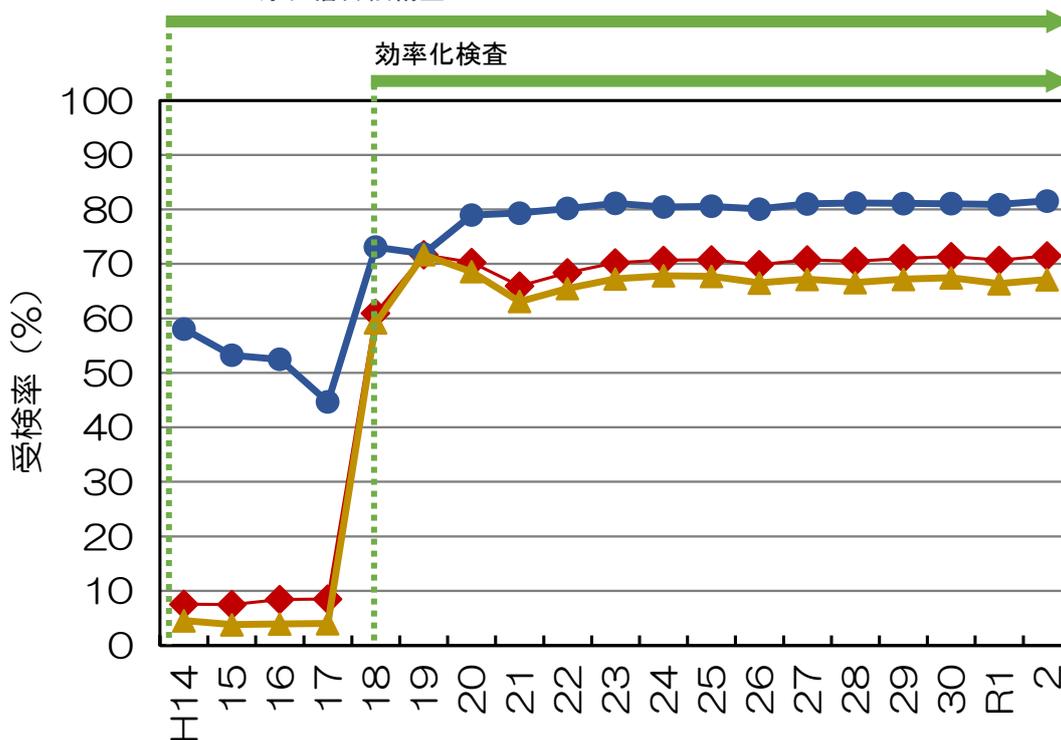
### 11条検査対象件数



◆ 全数    ● 合併    ▲ 単独

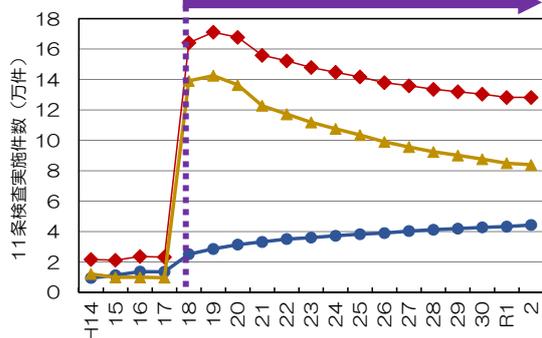
## 11条検査受検率と受検率向上のための取り組み

(H1～)未受検者への文書送付、業者による受検勧奨、継続申込書  
浄化槽台帳精査



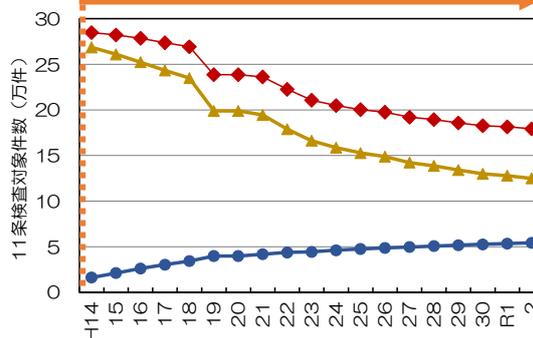
### 11条検査実施件数

効率化検査(BOD 検査から移行)



### 11条検査対象件数

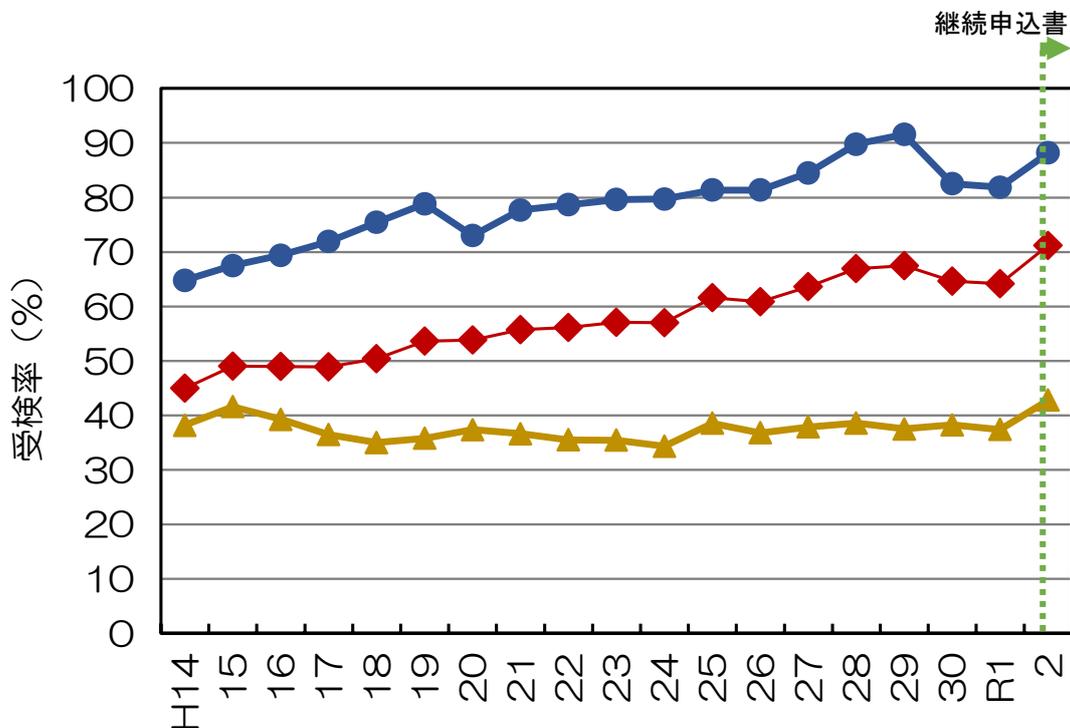
(H1～)浄化槽台帳精査



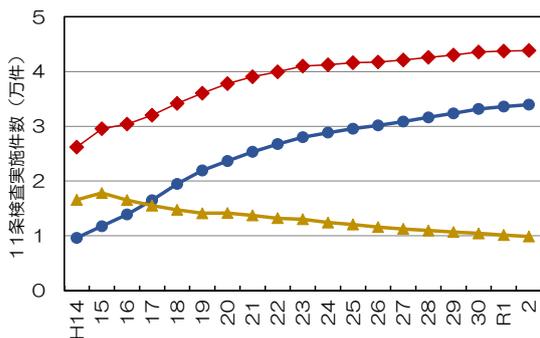
【秋田県】

◆ 全数    ● 合併    ▲ 単独

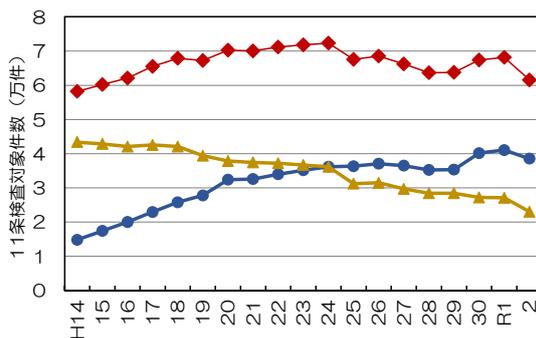
## 11条検査受検率と受検率向上のための取り組み



### 11条検査実施件数

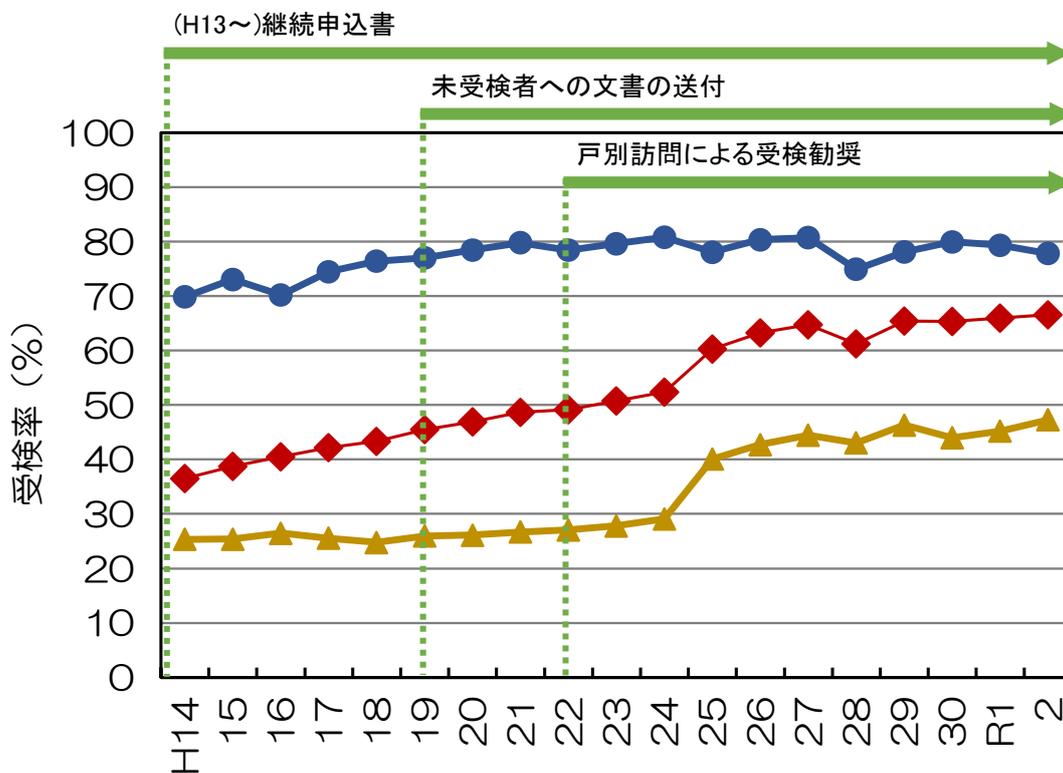


### 11条検査対象件数

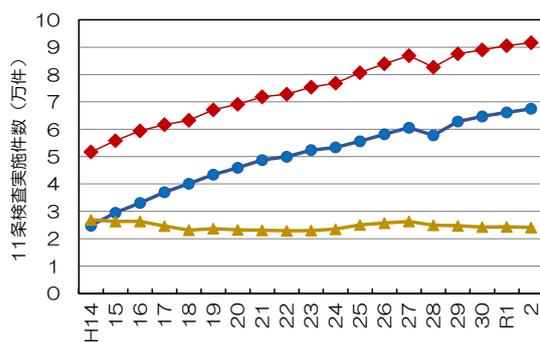


◆ 全数    ● 合併    ▲ 単独

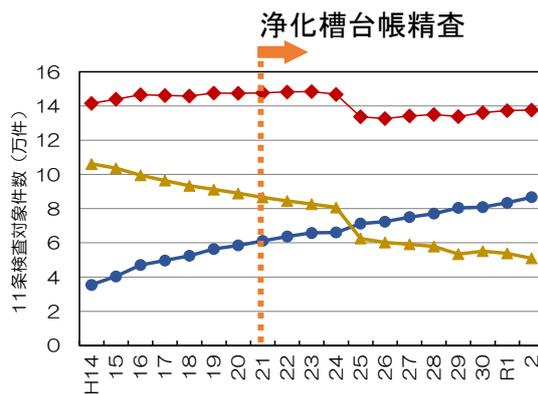
## 11条検査受検率と受検率向上のための取り組み



## 11条検査実施件数

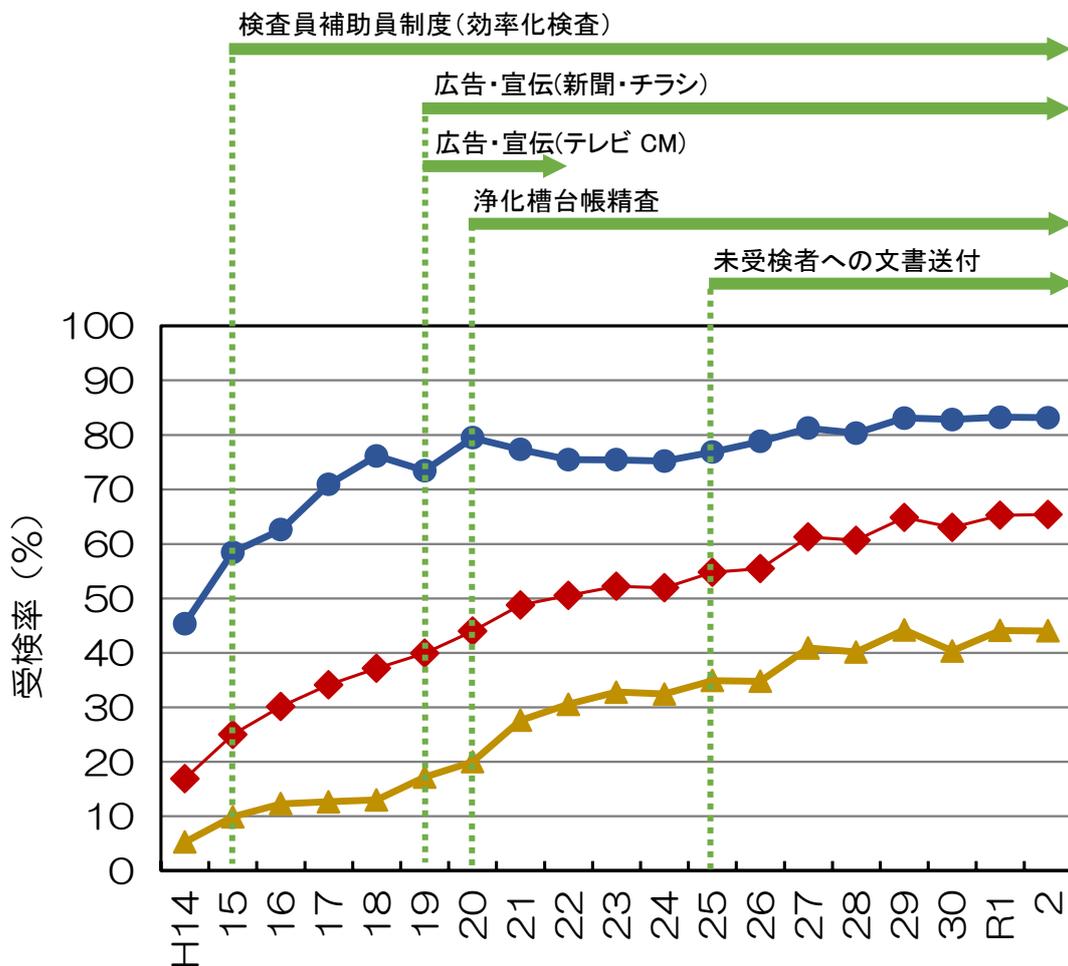


## 11条検査対象件数

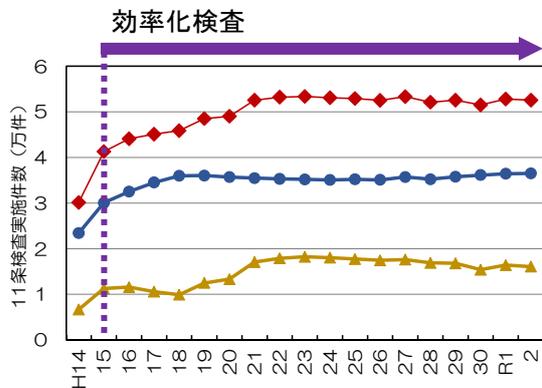


◆ 全数    ● 合併    ▲ 単独

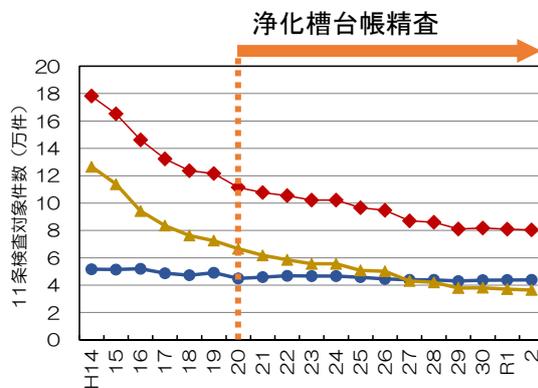
## 11条検査受検率と受検率向上のための取り組み



### 11条検査実施件数



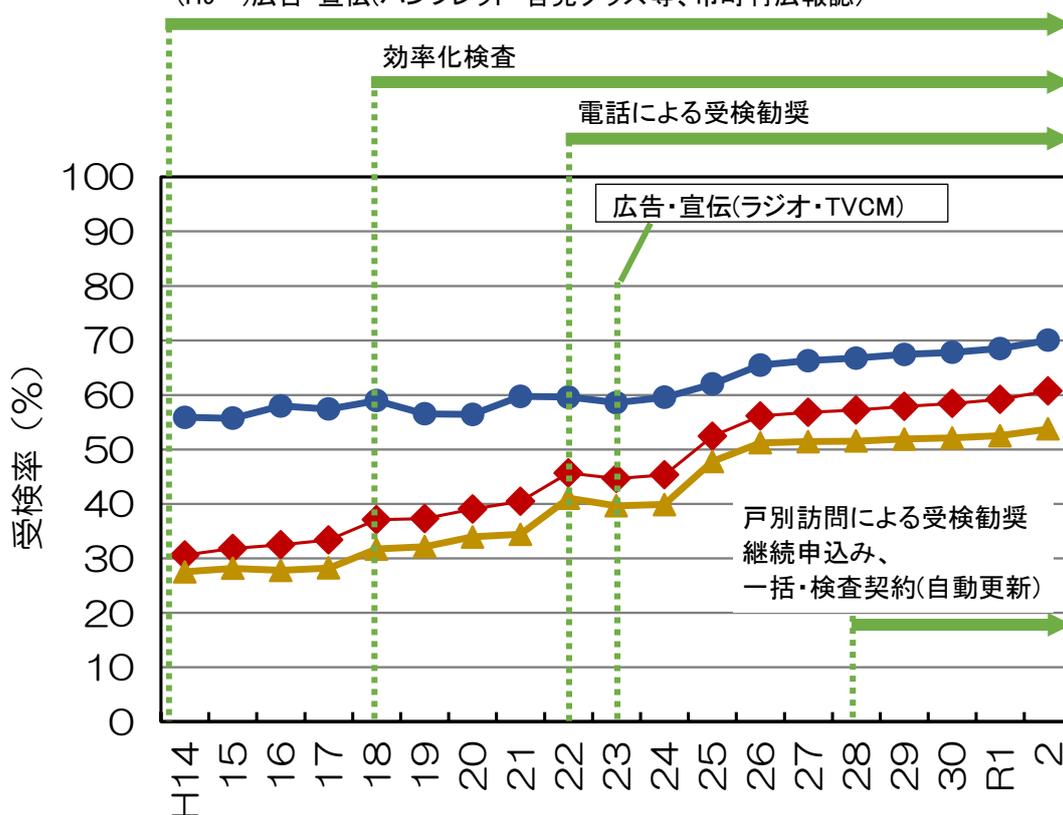
### 11条検査対象件数



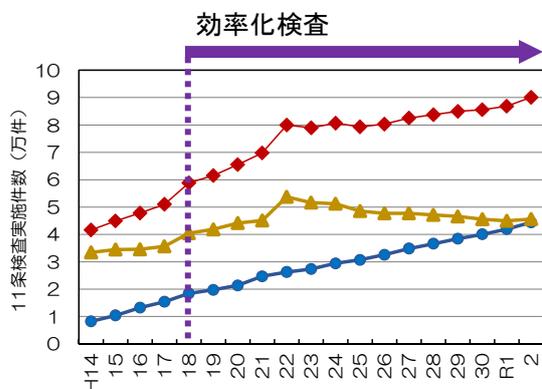
◆ 全数    ● 合併    ▲ 単独

## 11条検査受検率と受検率向上のための取り組み

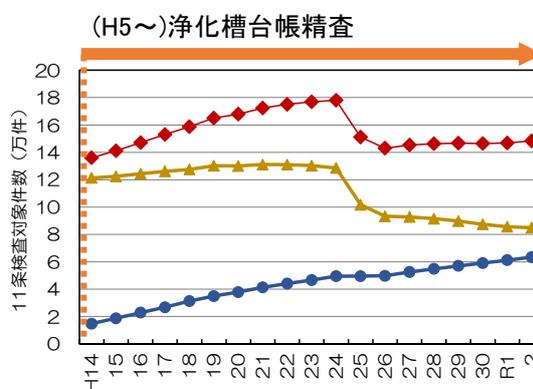
- (H5～)浄化槽台帳精査
- (H6～)設置者講習会
- (H8～)未受検者への文書送付、広告・宣伝(新聞・チラシ)
- (H9～)広告・宣伝(パンフレット・啓発グッズ等、市町村広報誌)



### 11条検査実施件数



### 11条検査対象件数



### ＜11 条検査受検率の推移からみられる傾向＞

令和 2 年度において 11 条検査受検率が 80%を超えている都道府県は、平成 14 年度の時点ですでに受検率が高い傾向があり、その後の取り組み内容と受検率の関係が判別しづらい。昭和後期や平成初期の段階から一括契約の推進や業者による受検勧奨等を行っている都道府県が多いことから、**有効な取り組みを継続して行っていくことが重要**であることが示唆されている。

その他の都道府県をみると、**未受検者への文書送付や電話による受検勧奨**の開始にあわせて受検率が上昇し始めたケースが多く認められる。また、**浄化槽台帳精査**の開始時期と受検率上昇のタイミングがほぼ合致しているケースも認められる。

効率化検査の導入にあわせて受検率が上昇している都道府県も多く認められる。これらの事例では、「効率化検査の導入とほぼ同時に受検勧奨に力を入れ始めている」、「効率化検査導入前から住民に受検の意思はあったが、検査体制が整っていないことが原因で対応できておらず、効率化検査の導入によってそれに対応できるようになった」、「浄化槽法制定以前から地域の関連業者が採水を行う形で BOD 検査が実施されており、それらの関連業者を採水員として活用することにより効率化検査に移行した」等の背景がある。

今後、受検率向上のための取り組みを強化していく都道府県においては、これまで実施してきた**取り組みの自己点検**を行い、それぞれの地域の実情に応じた受検率向上策を講じていく必要がある。

## 4. 受検率向上策の考え方

### 4. 1 主な受検率向上策について

浄化槽の法定検査は、一般的に浄化槽管理者からの受検申込みによって実施される。一方、浄化槽管理者は法定検査の受検が義務化されているため、検査申込書がない場合でも検査が実施されている事例がある。検査申込書がない場合における検査実施については、[5.1項](#)にて事例を紹介する。

また、11条検査受検率を向上させるためには、検査申込数を増加させることも必要であり、そのための方法として、これまで未受検であった浄化槽管理者や受検拒否者の受検を促すことが挙げられる。あわせて、法定検査を受検した管理者が、次年度以降も継続して検査の申込みを行うよう促す工夫も検査申込数の増加策となる。加えて、先ず7条検査の受検を徹底した上で、その後に確実に11条検査の受検に繋げることが極めて重要であり、そのための仕組みや体制づくりが必要となる。

指定検査機関においては、検査申込数等の増加に対応して検査実施件数を増加させることが必要となる。そのための最も基本的な対応策は検査員の増員であるが、検査業務の効率化を図ることで検査員1人当たりの検査実施件数を増加させることも検査実施件数の増加につながる。

また、浄化槽台帳情報の精査により受検率が向上する可能性がある。受検率を算出する際の分母となる検査対象件数は、一般に、浄化槽台帳に登録されている浄化槽情報から決定されるが、浄化槽台帳には、すでに廃止された浄化槽の情報が残されていることも多く、それにより受検率を算出する際の分母が実態よりも過大になっていることがある。浄化槽台帳情報を精査することで検査対象件数が適正になり、それに伴い受検率が向上する場合がある。ただし、情報を精査する過程で、これまで浄化槽台帳に登録されていなかった無届設置の浄化槽が発見されることもある。しかし、浄化槽台帳情報を精査すると、未受検者に対する文書指導等を効率的・効果的に実施できるようになるため、浄化槽台帳情報の精査も受検率向上策の一つと考えることができる。

受検率向上策を表4.1-1に整理する。ここで示した取り組みには、行政や指定検査機関が単独で行うことが困難なものもあるため、それらについては、法定協議会の活用等により行政が主導しつつ関係者が連携して取り組むことが必要である。

表 4.1-1 受検率向上策

受検率向上策	実施者		
	自治体	指定検査機関	関連業者
(1) 検査申込数の増加策			
1) 未受検者・受検拒否者への対応			
①文書通知	●	●	△ <sup>※1</sup>
②電話による受検勧奨	●	●	
③戸別訪問	●	●	
④広告・宣伝	●	●	
⑤業者による受検勧奨			●
保守点検業登録条例の規定	●		
⑥行政指導	●		
⑦維持管理費用に対する補助等	●		
2) 継続受検を促進するための仕組みの構築や説明の工夫			
①継続申込みの申込書の採用		●	
②一括契約や検査契約の自動更新		●	● <sup>※2</sup>
③浄化槽設置者を対象とした講習会等による啓発	●	●	
(2) 検査実施件数の増加策			
1) 検査員の増員			
2) 検査員による効率的な検査の実施			
①現場滞在時間の短縮（検査項目の一部削減等）	△ <sup>※3</sup>	●	
②移動時間の短縮（検査対象の計画的な選定等）		●	
③検査事務の作業時間の短縮（入力作業の効率化等）		●	
③採水員等を活用した検査の導入	△ <sup>※3</sup>	●	●
<u>(3) 検査対象件数の精度向上（浄化槽台帳情報の精査）</u>			
1) 指定検査機関の検査台帳との突合・精査	●	●	
2) 関連業者の保有する顧客情報との突合・精査	●		●
3) 下水道台帳との突合・精査	●		
4) 悉皆調査（現地確認）による精査	●	△ <sup>※4</sup>	△ <sup>※4</sup>

※1：保守点検・清掃業者から通知文書を配布する場合もある、※2：一括契約の場合、

※3：環境省と個別協議、※4：台帳精査に関する業務を受託した場合

#### 4. 2 受検率向上のための段階的対応

受検率向上のための取り組みを、各関係者が連携して段階的に進める際の手順例を図4.2-1に示す。

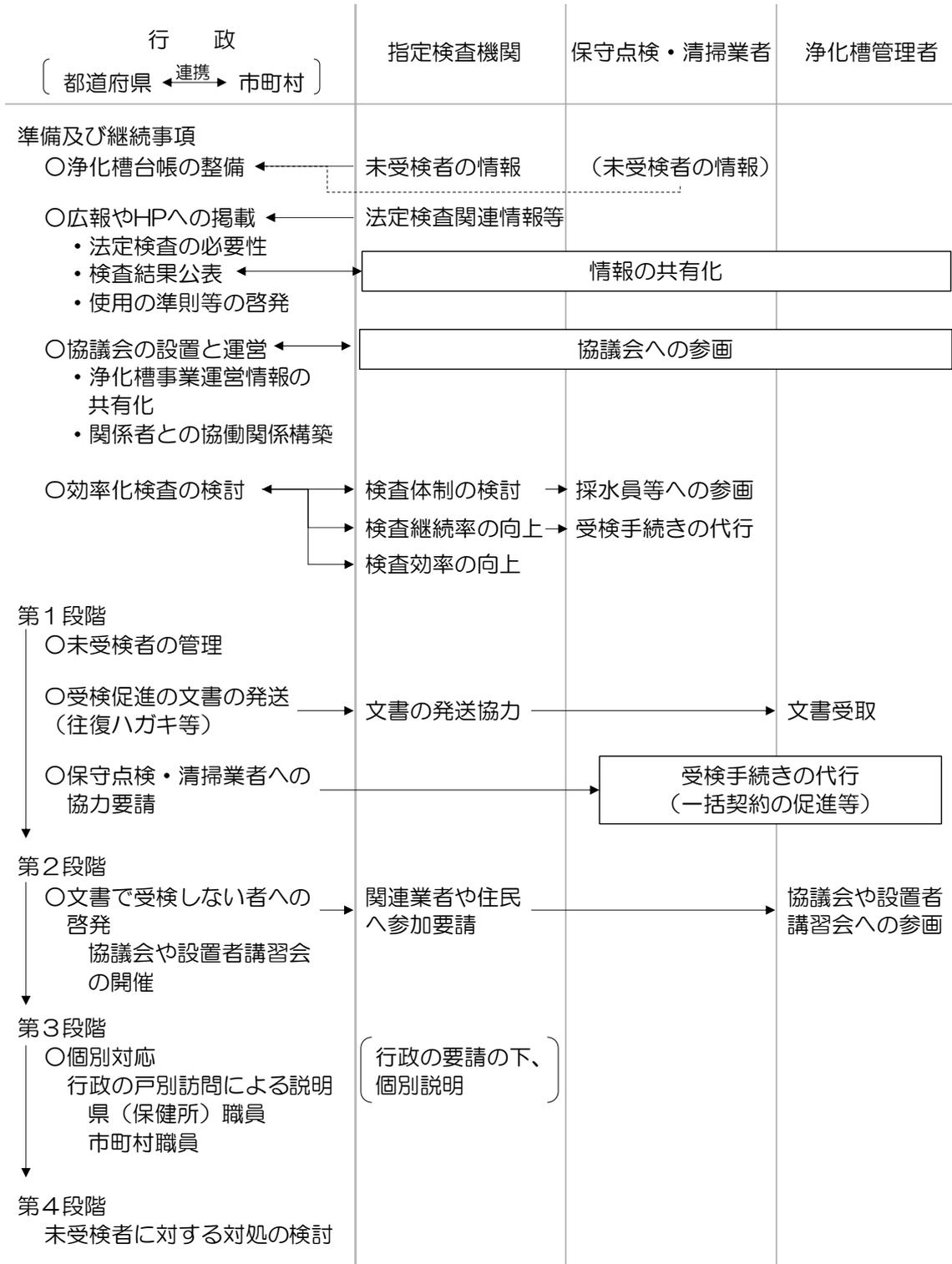


図 4. 2-1 受検率向上のための段階的対応 (例)

受検率向上のための取り組みを進めるうえで、事前準備として未受検者を把握することが必要であり、そのため、**浄化槽台帳の整備が重要な作業**となる。また、広報やHPへの情報掲載により、未受検者への文書発送等の個別対応を行った際の反応が良好になる傾向がある。これらの事前準備を関係者が連携して行うとともに、**検査の体制づくり**を進めておく必要がある。浄化槽台帳情報の精査や検査体制の確保は第1段階以降の取り組みを行いながら、継続して実施していくものとなる。

未受検者に受検させるための最も効果的な取り組みは、文書等による**個別のアプローチ**である。行政からの依頼を受けて文書の発送や配布を指定検査機関や保守点検・清掃業者が担うこともあるが、**文書の発出名義に行政機関名が入る**ことによって受検勧奨の効果が大きくなる。

第1段階の取り組みで受検しない浄化槽管理者に対しては、戸別訪問等の個別対応を図ることが想定されるが、ここでも**行政担当者が主体となる**、あるいは**自治体と指定検査機関が連携して取り組む**ことで実施効果が高まる。

これらの取り組みを実施しても受検しない浄化槽管理者に対しては、勧告、命令や過料を適用する等の対処を検討する必要がある。

受検勧奨や通知文書に対する問い合わせ対応のため、自治体の担当部署や指定検査機関に専門スタッフを配置する等の体制整備を行うことで取り組みを充実させることができる。

#### 4. 3 法定検査を受検するメリットの増大

法定検査を受検することは浄化槽管理者の義務ではあるが、検査を受検することにより住民及び関連業者のメリットを増大させることで、住民に対して受検の必要性を説明する際や関連業者に対して受検勧奨等の協力を依頼する際に理解が得られやすくなる。

受検のメリットを増大させるための手法の一つとして基本検査の導入が挙げられる。

基本検査は、法令の遵守状況の確認及び問題が認められた場合での速やかな改善を目的とし、状況に応じた関係者の対応レベルを設定している。

基本検査の概要を図4.3-1に示す。「緊急度、重要度の高くない異常は、指定検査機関、浄化槽管理者、保守点検及び清掃業者のみで速やかに改善する（対応レベル0）」、「生活環境に著しい支障をきたす異常、法令違反に対して行政対応を行う（行政対応レベルⅢ及びⅡ）」、「対応レベル0の改善対応が不十分な場合や、改善報告がない場合に行政対応を行う（行政対応レベルⅠ）」、「保守点検・清掃記録票を指定検査機関が業者から事前に収集する」等、状況に応じた対応方法を明確化している。

これにより、①浄化槽管理者を含む関係者との情報共有化、②異常発見時の状況に応じた対応者の明確化と対応の迅速化のメリットが得られる。

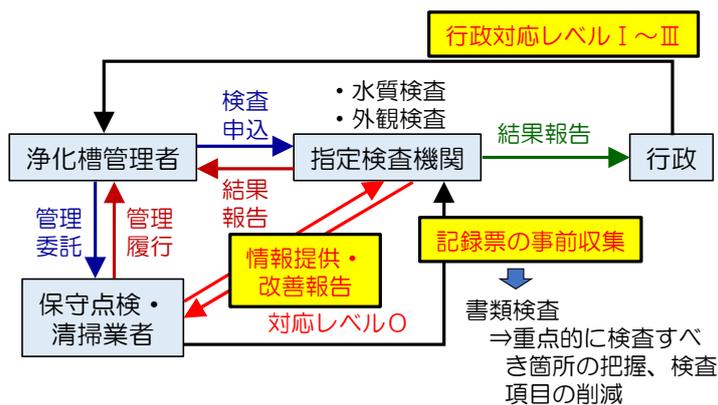


図 4.3-1 基本検査の概要

基本検査の仕組みのうち、対応レベル0の「情報提供」、「改善報告」、「記録票の事前収集」の仕組みの構築状況を図 4.3-2 に示す。検査で異常が認められた際の関連者への情報提供は多くの指定検査機関で実施されるようになってきている。

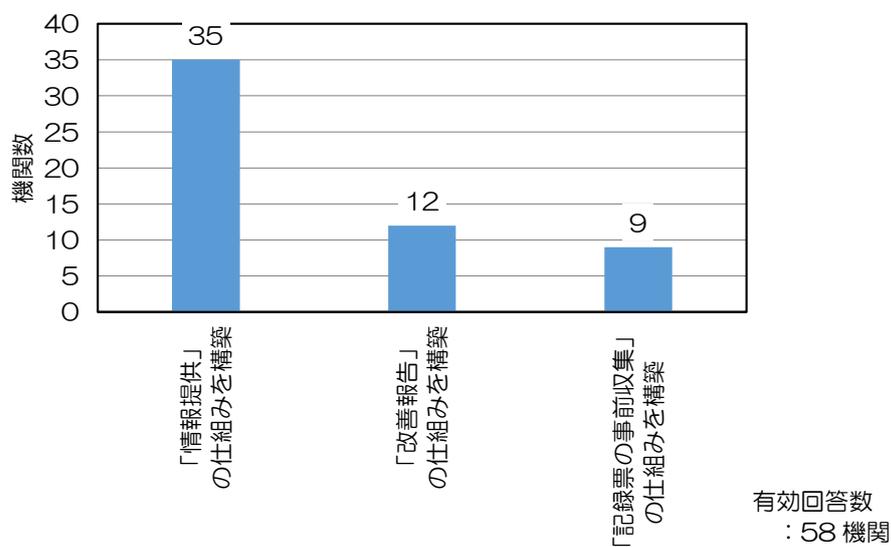


図 4.3-2 基本検査の仕組み（対応レベル0）の構築状況

### 【基本検査により付加されたメリット】

情報提供の仕組みを構築したことによる効果を図 4.3-3 に示す。特に住民や関連業者の反応の変化が感じられることが多く、また、その他の効果として異常の早期改善が図られるようになったとの意見もある。

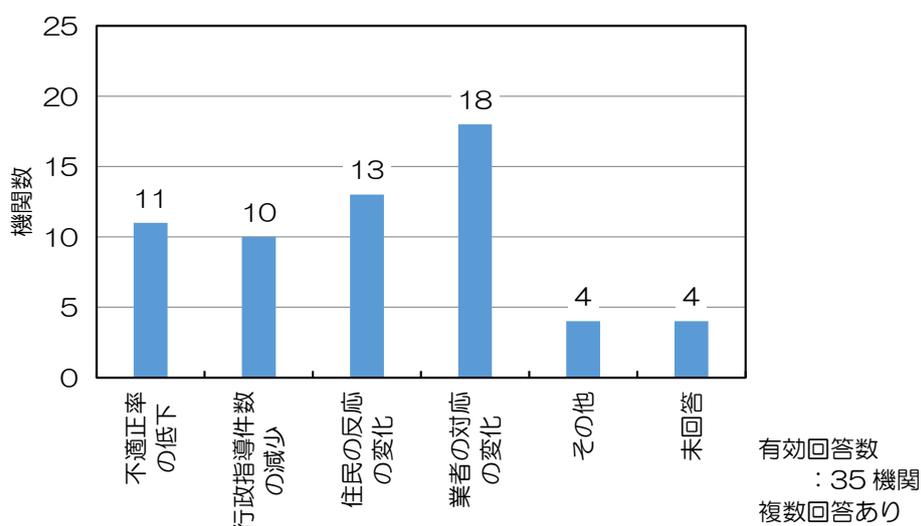


図 4.3-3 情報提供の仕組みを構築したことによる効果

#### ■住民の反応の変化（具体例）

- 保守点検業者へ内容を伝える手間が省略できるため喜ばれた。
- 専門的な用語等があるため、住民から業者への説明が困難であったが、指定検査機関から直接説明することで住民負担の軽減になった。
- 住民から、「検査の結果を業者へ連絡していないのか」などの苦情や問い合わせが減少した。（業者へ報告したことに対する苦情はない）
- 異常時に早急に対応することが可能となり住民からの浄化槽に対する信頼度が向上した。
- 住民が浄化槽に関心を持つようになった。
- 法定検査に対する信頼性の向上が図られた。

#### ■情報提供を受けた関連業者の対応・反応の変化（具体例）

- 顧客クレームを回避できるため好意的に受けとめ、対応が早くなった。
- 検査結果書を事前に確認できるので、管理者への対応がし易くなり、無用な誤解が生じ難くなった。
- 異常が改善される件数が増加した。
- 送風機の故障等の緊急対応が必要な異常の早期発見につながるため、好感を持たれ

ている。

- 業者側からも相談を密にしてもらえるようになり、情報共有が図られるようになった。
- 放流水 BOD が基準値を超過した場合は、原因を究明し、改善策を提案しており、業者は、不具合が発生しないよう未然防止に努めている。これにより管理技術の向上が図られている。
- 11 条検査時の立ち会いが増えた。

基本検査の導入・運用を円滑に進めるためには、指定検査機関と保守点検・清掃業者の連携が必要となる。これらの連携のために一括契約（保守点検と法定検査を対象とした 3 者契約、保守点検と清掃及び法定検査を含めた 4 者契約等）を推進することも有効である。

## 5. それぞれの取り組みの特徴

### 5. 1 検査申込数の増加策

#### (1) 未受検者・拒否者への対応

##### 1) 取り組みの概要及び効果

###### ①文書通知

文書通知は法定検査の受検促進を目的として実施される取り組みの一つである。令和4年度に実施した指定検査機関に対するアンケート調査では、49機関（有効回答58機関）が現在又は過去に実施していると回答しており、多くの自治体、指定検査機関で実施されている基本的な取り組みとなる。

過去10年程度で11条検査受検率の大幅な向上が認められた都道府県と低調な都道府県を抽出し、文書通知の実施状況を整理した結果を表5.1-1に示す。両者を比較すると、**未受検者に対する送付率**に大きな差が認められることから、受検率が低調な都道府県においては、送付率を高める必要がある。送付した文書に対する問い合わせ対応のため、文書の送付件数に応じて自治体の担当部署や指定検査機関に専門スタッフを配置する等の体制整備を行うことも必要となる。

表 5.1-1 未受検者に対する文書通知の実施状況

受検率	都道府県	開始年度	年平均文書 送付数 件	送付/未受 検の平均 %	受検/文書 送付の平均 %	備考
向上	石川県	H24	14,420	39.4	7.5	
	福井県	H23	16,880	40.2	19.2	
	島根県	H23	10,960	43.3	17.7	
	広島県	H10、H19	21,011	36.8	8.0	
	長野県	H30				宛先不明者以外には送付
	京都府	H26	6,930	34.3	10.2	1機関の回答（2機関実施）
	香川県	H21	65,538	76.9	12.5	
	宮崎県	H22	42,753	53.2	9.2	
	茨城県	H25	37,505	23.9	8.9	
低調	滋賀県					未実施
	神奈川県	H20、H23	1,552	1.0	29.5	2機関の回答（3機関実施）
	奈良県	H20	225	0.3	25.9	
	鹿児島県	H18	407	0.2	37.6	
	沖縄県					未実施
	愛媛県	H19	1,150	1.0	45.7	
	富山県	H20	4,224	9.7	13.1	
	山梨県	H13	1,313	1.1	16.7	
	大阪府	H17				行政が実施しており不明
	千葉県	H30、H31	13,350	2.6	34.0	1機関の回答（2機関実施）
愛知県	H30、H24	377	0.1	17.0		

文書通知の実施主体は主に自治体及び指定検査機関であるが、通知文書の発出名義に行政機関名が含まれていることが効果に大きく影響する。文書通知を行うことで法定検

査の申込数が急激に上昇すると、人員不足等により対応できなくなる場合もあるため、以下のような条件で文書の送付対象者を限定している事例がある。

- 受検歴のある浄化槽管理者
- 設置補助を受けた浄化槽の管理者
- 過去に受検歴のある浄化槽管理者のうち、5年以上11受検査を受検していないもの
- 前年度に7条または11条検査を受検した浄化槽管理者
- 受検の案内を送付したが受検を拒否した浄化槽管理者

また、法定検査に関する理解度の向上に向けて、文書通知と併せて法定検査の概要を示したパンフレットを送付している事例もある。

通知文書の例は[参考資料3](#)

パンフレットの例は[参考資料3](#)

[向上策一覧に戻る](#)

一方、浄化槽管理者は法定検査の受検が義務化されているため、検査申込書がない場合でも検査が実施されている事例がある。

特に、浄化槽台帳の整備によって法定検査を未受検の浄化槽管理者が見つかった場合、その浄化槽管理者は、浄化槽管理者としての法定検査の受検義務を知らない可能性がある。そのため、指定検査機関は最初に検査の必要性等を丁寧に説明した事前封書を浄化槽管理者に送付して、法定検査に対する理解を求める。次に、指定検査機関が浄化槽管理者に検査案内通知（検査日程通知）を送付し、法定検査を行っている。

なお、事前封書や検査案内通知及び現地にて受検拒否された場合は、県が浄化槽管理者に対して受検指導を行うこととしている。

「浄化槽の法定検査に関する全国会議資料」の抜粋は[参考資料3](#)

[4. 1に戻る](#)

## ②電話による受検勧奨

電話による受検勧奨は「①文書通知」と同様に、未受検者に対して個別にアプローチする方法の一つである。令和4年度に実施した指定検査機関に対するアンケート調査では、11機関（有効回答58機関）が現在又は過去に実施していると回答しており、あまり実施されていない取り組みではあるが、**文書通知と組み合わせる**ことで効果を増大させている事例がある。対象の絞り込み方によって受検に結び付く比率は異なるが、電話による受検勧奨の対象者のうち20%以上が受検している事例もある。

円滑に受検勧奨を進めるためには電話対応マニュアル等を整備しておく必要があり、また、電話による受検勧奨を実施している機関の中には、電話対応専属の職員を雇用している機関もあることから、実施のための体制整備も必要となる。なお、対象者の選定条件の例を以下に示す。

- すべての未受検者に対して電話を実施しているが、前年度の電話の内容から優先順位を設けて実施
- 前年度に受検した浄化槽管理者で申込みのないもの
- 保守点検契約終了等に伴い未受検となった浄化槽管理者
- 文書通知を行っても申込みのない浄化槽管理者
- 過去3年間に申込みのない浄化槽管理者
- 複数年度に渡り検査手数料を滞納している浄化槽管理者

[向上策一覧に戻る](#)

### ③戸別訪問

戸別訪問も「①文書通知」や「②電話による受検勧奨」と同様に、未受検者に対して個別にアプローチする方法の一つである。令和4年度に実施した指定検査機関に対するアンケート調査では、16機関（有効回答58機関）が現在又は過去に実施していると回答しており、あまり実施されていない取り組みである。

電話による受検勧奨とは異なり、対面での直接のやり取りが行われるため、より効果的な取り組みとなるが、指定検査機関が単独で実施する場合、対話に応じてもらえないケースも認められるため、行政職員とともに実施する等、**自治体と指定検査機関が連携**することで実施効果を高めることができる。

富山県の事例では、令和2年度から3年度にかけて行政職員による戸別訪問が実施されている。訪問した1,655件のうち1,022件が受検に繋がっており、高い効果が得られている。

石川県では平成21年度から23年度に緊急雇用創出事業を活用して戸別訪問による受検勧奨を行っている。戸別訪問に際して県で作成した台帳には汲み取り情報や下水道接続された家屋の情報も含まれていたため、浄化槽台帳情報の精査手法に相当する悉皆調査と戸別訪問による受検勧奨を組み合わせた方法が採用されている。訪問時には表5.1-2に記載した資料を配布し、訪問の趣旨を記載した協会の文書と浄化槽法に関する県のパンフレットを活用して管理者に法定検査の説明を行っている。また、不在時には、今後のし尿処理方法について報告を求める用紙（近況報告）を不在連絡票とともにポストへ投函し、浄化槽管理者の意向を確認している。石川県の11条検査実施件数の推移（図5.1-1）をみると、戸別訪問を実施した平成21～23年に単独処理浄化槽の受検者数が増加しており、受検率向上の効果が得られた。

表 5.1-2 戸別訪問時の配布資料（例）

訪問時の 管理者の 回答	訪問時に配布する資料						備考
	訪問の趣 旨を記載 した協会 の文書	浄化槽法 に関する 県のパン フレット	返信用 封筒	申込 用紙	近況 報告	不在 連絡票	
申込む	○	○		○			その場で回収
検討する	○	○	○	○			県の封筒で渡す
不在時	○	○	○	○	○	○	県の封筒に 入れ、投函

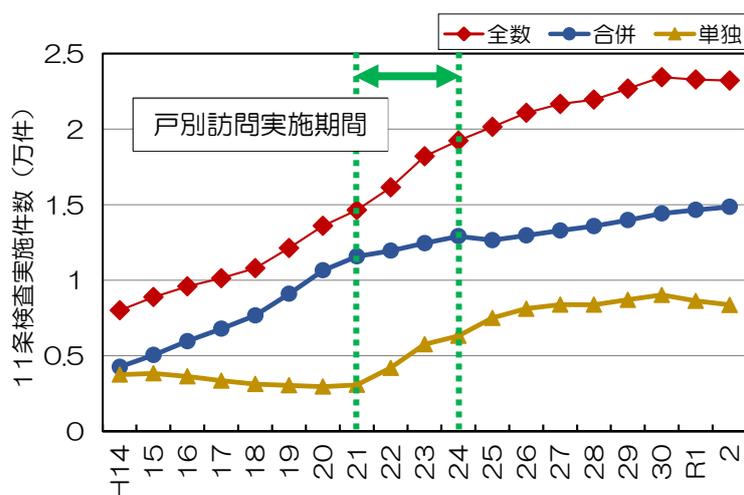


図 5.1-1 11条検査実施件数の推移（石川県）

配布資料の例は[参考資料3](#)

[向上策一覧に戻る](#)

#### ④ 広告・宣伝

広告・宣伝は、法定検査の認知度及び受検率の向上に資する取り組みの一つである。通常、市町村広報誌や地域の回覧板、ラジオ CM 等の情報を広く発信するための媒体が活用されており、未受検者のみでなくすべての浄化槽管理者を対象とした取り組みである。

令和 4 年度に実施した指定検査機関に対するアンケート調査で現在又は過去に活用したことがあると回答のあった広告・宣伝の取り組み状況を図 5.1-2 に示す。

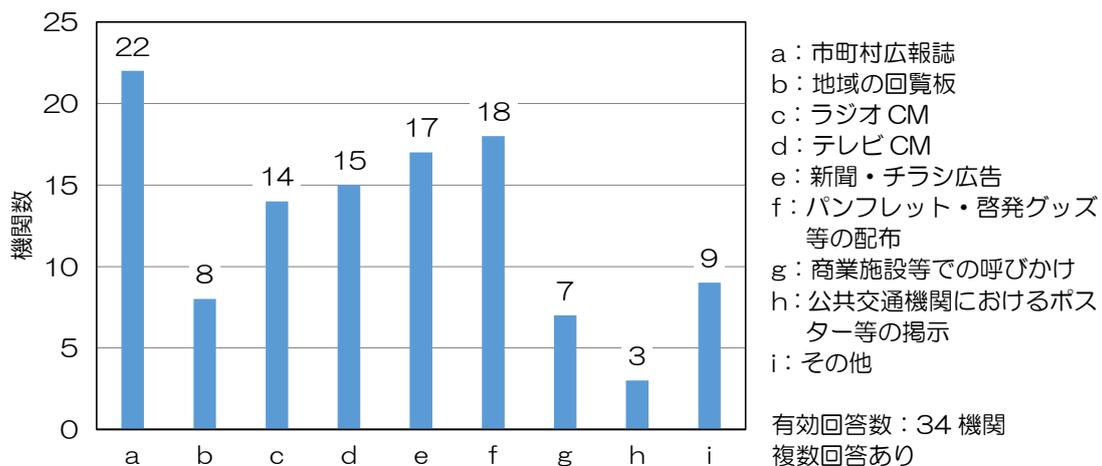


図 5.1-2 広告・宣伝の取り組み状況

【その他の内容（例）】

- HP への掲載
- バナー広告
- SNS やデジタルサイネージ
- YouTube への広告、動画の掲載
- 自治体による防災無線
- 社用車側面への広告掲載
- イベントへの出展
- 公共施設でのパネル展示
- 出前授業

広報媒体を活用した取り組みは、効果を実感しづらいものの、法定検査について事前に認知されていることで、管理者との戸別訪問時の対話や電話のやり取りが円滑に進んだ等の効果が認められている。また、リクルートにも一定の効果が認められたとの意見もあった。

[向上策一覧に戻る](#)

⑤業者による受検勧奨及び一括契約の実施

業者による受検勧奨は未受検者に対して個別にアプローチする方法の一つである。保守点検業者あるいは清掃業者が、浄化槽管理者に対して法定検査の受検の必要性を説明する方法であり、普段から浄化槽管理者と接している業者が実施者になることで信頼が得られやすい。

業者による受検勧奨により受検率を向上させるためには、いかにして**業者の協力**を得るかが鍵となる。業者による受検勧奨が円滑に行われるよう、業者に対して説明用資料（配布用資料）を提供している事例や、業者を介した検査申込みに対して手数料を支払っている指定検査機関もある。

保守点検業者による受検勧奨を促進するため、保守点検業登録条例に業者による受検勧奨の努力義務規定を設けている都道府県、保健所設置市もある。（表 5.1-2）

表 5.1-2 保守点検業登録条例の業者による受検勧奨に関する規定

都道府県	該当する規定
群馬県	（営業所の設置等）第十条 9 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行ったときは、当該浄化槽管理者に法第七条又は第十一条の規定による <u>水質に関する検査を受けるよう助言するものとする。</u>
埼玉県	（業務の実施等）第十条 3 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検の技術上の基準に従って浄化槽の保守点検を行うこととし、その結果、当該浄化槽について、法第七条第一項及び第十一条第一項に規定する <u>水質に関する検査が行われていないことを知つたときは当該検査が行われていない旨を、</u> 法第十条第一項に規定する浄化槽の清掃が行われていないことを知つたときその他当該浄化槽の清掃を必要とする理由があると認めるときは当該浄化槽の清掃が必要である旨を、 <u>速やかに当該浄化槽管理者に通知しなければならない。</u>
新潟県	（業務の実施等）第 11 条 3 浄化槽保守点検業者は、浄化槽管理者に対し、法第 7 条及び法第 11 条に規定する <u>水質に関する検査を受けさせるよう努めなければならない。</u>
石川県	（業務の実施等）第五十七条 3 浄化槽の管理者から当該浄化槽の保守点検の委託を受けた浄化槽保守点検業者は、当該浄化槽の管理者に浄化槽法第七条第一項及び第十一条第一項に規定する <u>水質に関する検査を受けさせるよう努めなければならない。</u>
愛知県	（浄化槽の保守点検の実施等）第十条 3 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行ったときは、速やかに、当該浄化槽の管理者に対し、 <u>次に掲げる事項を書面</u> （第二号及び第三号に掲げる事項にあつては、規則で定める様式による書面） <u>により通知しなければならない。</u> ただし、第五項ただし書の規定による委託を受けた浄化槽の保守点検を行った場合については、この限りでない。 一 浄化槽の保守点検の結果 二 浄化槽の清掃をすべき時期 三 浄化槽法第七条第一項又は第十一条第一項の水質に関する検査を受けるべき時期 四 その他浄化槽の適正な維持管理に必要な事項
兵庫県	（業務の実施）第 11 条 3 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検の委託を受けた当該浄化槽管理者に法第 7 条及び法第 11 条に規定する <u>水質に関する検査を受けさせるよう努めなければならない。</u>
奈良県	（業務の実施）第十一条 5 浄化槽保守点検業者は、浄化槽管理者から浄化槽の保守点検の委託を受けているときは、当該浄化槽管理者に法第七条及び第十一条に規定する <u>水質に関する検査を受けさせるよう努めなければならない。</u>
和歌山県	（営業所の設置等）第 9 条 6 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検の委託を受けた浄化槽管理者に法第 7 条及び法第 11 条に規定する <u>水質に関する検査を受けさせるように努めなければならない。</u>

表 5.1-2 (続き) 保守点検業登録条例の業者による受検勧奨に関する規定

都道府県	該当する規定
岡山県	(業務の実施) 第十二条 3 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検の委託を受けた場合においては、当該浄化槽管理者に法第七条第一項及び第十一条第一項本文の <u>水質に関する検査を受けさせるよう努める</u> とともに、 <u>指定検査機関の行う当該水質に関する検査が円滑に行われるよう協力するものとする</u> 。
広島県	(業務の実施) 第十三条 3 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検の委託を受けた場合においては、浄化槽管理者に対して当該浄化槽につき法第七条第一項及び第十一条第一項の規定による <u>水質に関する検査を受けさせるよう努めなければならない</u> 。
福岡県	(業務の実施等) 第十一条 3 浄化槽保守点検業者は、浄化槽管理者から浄化槽の保守点検の委託を受けたときは、当該浄化槽管理者に浄化槽の適正な使用方法を教示するほか、法第七条及び法第十一条に規定する <u>水質に関する検査を受けさせるように努めなければならない</u> 。
鹿児島県	(営業所の設置等) 第 10 条 7 浄化槽保守点検業者は、浄化槽管理者から委託を受けて浄化槽の保守点検を行う場合には、当該浄化槽管理者に法第 7 条及び法第 11 条に規定する <u>水質に関する検査を受ける義務を周知させるように努めなければならない</u> 。
沖縄県	(業務の実施等) 第 10 条 3 浄化槽保守点検業者は、浄化槽管理者から委託を受けて浄化槽の保守点検を行う場合には、当該浄化槽管理者に、法第 7 条及び法第 11 条に規定する <u>水質に関する検査を受ける義務を周知させるよう努めなければならない</u> 。

その他、保健所設置市の条例に同様の規定が設けられている事例がある。(25 市)

業者による受検勧奨の結果、浄化槽管理者が指定検査機関に直接申込みを行うほか、検査の代行申込みが行われる場合や保守点検と清掃及び法定検査を含めた 4 者による**一括契約**が締結される場合がある。特に、一括契約は一般的に自動更新となっているため、**継続受検**を促進する観点からも効果的である。一括契約や代行申込みの場合、検査料金の徴収も業者が行うことが多く、指定検査機関から業者に対して料金徴収の手数料を支払っている事例も認められる。なお、一括契約には保守点検と法定検査を対象とした 3 者契約の事例もあり、地域性に即した一括契約の形態が有用となる。

[向上策一覧に戻る](#)

## ⑥行政指導

11 条検査の未受検者に対する行政指導は、浄化槽法第 12 条の 2 に規定される指導及び助言、勧告、命令が挙げられるが、これまで実施されてきた行政指導はほとんどが指導及び助言(浄化槽法第 12 条の 2 第 1 項 **条文**)であり、一部の自治体で勧告・命令が発出された事例がある。

平成 28 年度から令和 2 年度における各年度の未受検者数に対する行政指導件数の比率を算出し、その平均値とこの期間の受検率の伸びの関係を確認した(図 5.1-3)。行

政指導が徹底されている都道府県において必ずしも受検率が伸びているわけではない。

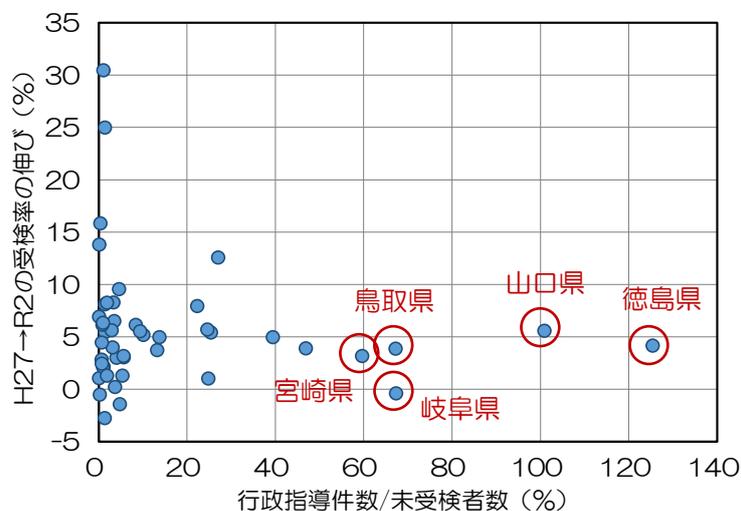


図 5.1-3 行政指導の実施頻度と受検率の伸びの関係

表 5.1-3 未受検から受検への移行率

順位	都道府県	未受検から受検への移行率※	R2 年度 11 条 検査受検率	受検率 順位
1	岐阜県	31.4 %	96.2%	(1 位)
2	岩手県	30.9 %	89.5%	(4 位)
3	栃木県	18.7 %	74.6%	(11 位)
4	長野県	16.9 %	73.4%	(13 位)
5	島根県	14.4 %	75.9%	(9 位)
6	香川県	14.3 %	55.0%	(25 位)
7	福井県	14.2 %	57.2%	(21 位)
8	山口県	13.6 %	57.0%	(23 位)
9	徳島県	13.6 %	61.4%	(19 位)
10	長崎県	11.0 %	88.3%	(5 位)
11	高知県	10.6 %	57.6%	(20 位)
12	宮城県	10.3 %	91.4%	(2 位)

※未受検から受検への移行率 (%)

$$= \frac{\text{(11 条検査について R1 から R2 にかけて未受検から受検に移行した件数)}}{\text{(R1 の 11 条検査未受検者数)}} \times 100$$

令和元年度の 11 条検査を受検していないが、令和 2 年度に受検するようになった浄

化槽管理者数を調査し、令和元年度の未受検者数に対する比率（未受検から受検への移行率）を算出し、その値が上位の都道府県を整理したものを表 5.1-3 に示す。受検率が高い都道府県は未受検者数が少ないため、移行率が高い傾向が認められる。また、移行率が 10%を超えている都道府県には山口県や徳島県のように行政指導が徹底して行われている都道府県が含まれている。このことから、行政指導の徹底は受検率向上のための重要な要素の一つといえる。

[向上策一覧に戻る](#)

### ⑦維持管理費用に対する補助等の事例

これまで 11 条検査を受検していない浄化槽管理者にとって、受検拒否の理由の大部分は料金の問題と考えられる。浄化槽の適正管理を行う義務は浄化槽管理者にあることはいままでもないが、その浄化槽の管理が適正か否かを指導監督するのは、行政の役割である。受検率向上のための行政の取り組みの一つとして市区町村による維持管理費用に対する補助が挙げられる。補助の実施状況を表 5.1-4 に示す。

令和 2 年度末現在、維持管理に補助を行っている市区町村は、40 都道府県の 220 市区町村であり、補助対象の浄化槽の種類は、合併処理浄化槽のみがほとんどである。法定検査料金を補助範囲に含めている自治体は、細規定のある自治体のうち 110 市区町村及び細規定のない 41 市区町村の合計 151 市区町村である。また、維持管理組合に対して補助を行っている自治体は 80 市区町村ある。補助金額は補助範囲により大きく異なるが、法定検査料金のみを補助範囲としている自治体の場合 2,000～8,000 円/年が交付されている。

表 5.1-4 維持管理費用に対する補助を行っている市区町村数

補助範囲	合併のみ	合併及び単独	計
保守点検・清掃・法定検査・その他※	27	1	28
保守点検・清掃・法定検査	45	7	52
保守点検・清掃	4	1	5
保守点検・法定検査	10	0	10
清掃・法定検査	5	0	5
他の組み合わせ	51	28	79
細規定なし	37	4	41
計	179	41	220

※電気代、修繕費、薬剤補給費等

平成 22 年度から維持管理費補助金制度を構築している富士市の事例をみると、適正

な維持管理が実施されている処理対象人員 10 人以下の合併処理浄化槽を対象に 18,000 円/年の補助金が交付されている。

富士市においては下水道計画区域を縮小して、浄化槽整備及び維持管理補助の原資を捻出しており、適正な維持管理が実施されるよう誘導してきた。その結果、県内の他の市町と比較してきわめて高い受検率が達成されてきた。

パンフレットは[参考資料 3](#)

埼玉県の市町村別の合併処理浄化槽 11 条検査受検率を図 5.1-4 に示す。維持管理費用の補助を行っている市町村は受検率が高い傾向が認められる。その他、市町村設置型事業（公共浄化槽事業）の導入も受検率を向上させる効果があることが分かる。

同様に、現在、公共浄化槽等整備推進事業や浄化槽設置整備事業のメニューの一つとなっている浄化槽改築事業では、改築事業の対象となる浄化槽において浄化槽法に定める維持管理が適正に行われていることを 11 条検査の結果等により確認していることを要件として、市町村が定める浄化槽長寿命化計画により浄化槽を改築する場合に交付金が交付される。ブロワやマンホールの更新費用も交付対象となり、浄化槽のライフサイクルコストの低減を図るものであるため、浄化槽管理者の費用負担の軽減が期待できる。これらの助成制度を活用しながら受検率の向上を図ることも有効と考えられる。また、今後、優良浄化槽として認定された浄化槽を補助の対象とする方法も考えられる。

優良浄化槽認定制度の例は[参考資料 3](#)

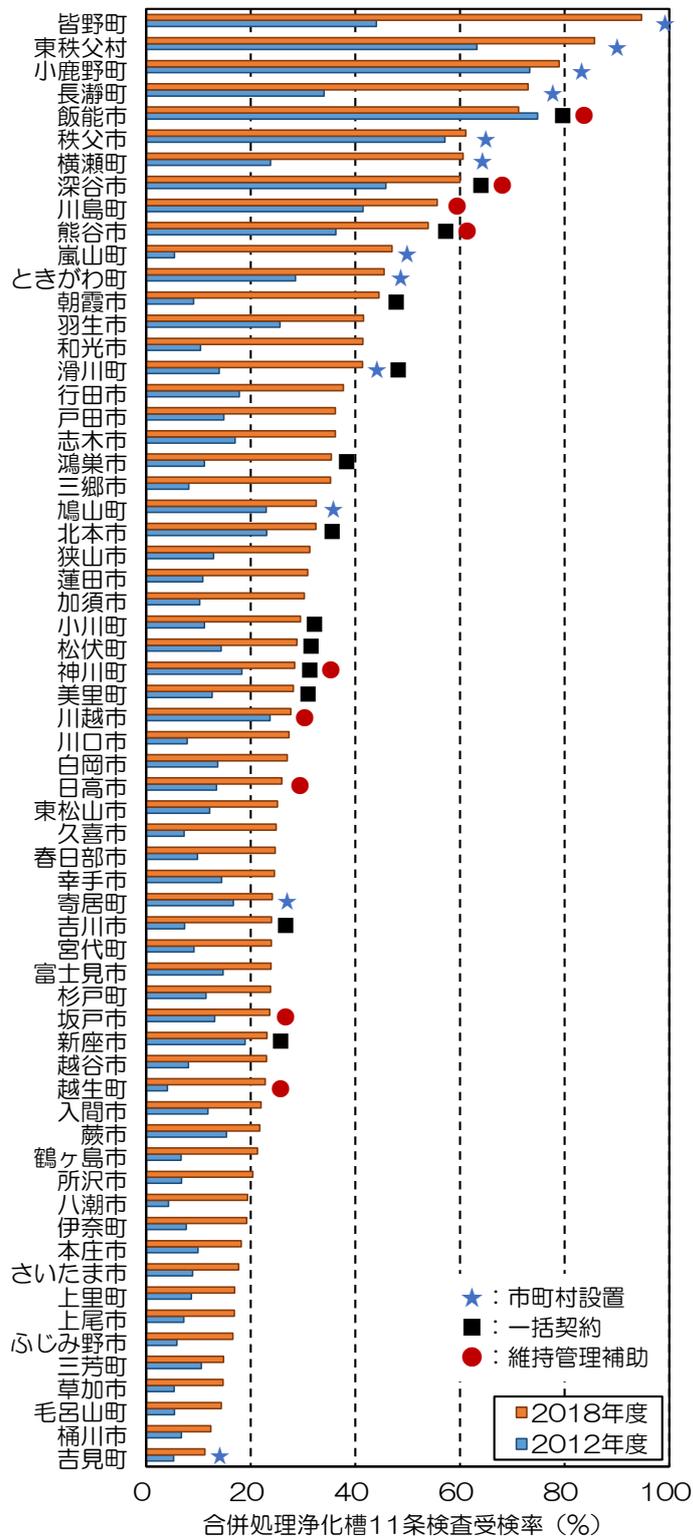


図 5.1-4 市町村別 11 条検査受検率と取り組みの関係（埼玉県の例）

[向上策一覧に戻る](#)

## 2) 浄化槽管理者への説明と対応事例

受検勧奨にあたっては、浄化槽管理者から苦情が発生する場合がある。受検勧奨における苦情は次のように類型化できる。

- 法定検査の意義や浄化槽法の理解不足
- 検査通知を発出する際の個人情報漏洩との疑念
- 保守点検との差違がわからない
- 検査料金に関するもの
- 不公平感
- 自分の管理する浄化槽には法定検査は不要であるとの誤解
- 保守点検業者の教唆（受検しなくてよい）や業者に対する不信
- あからさまな受検拒否
- 天下り批判

様々な内容の苦情対応には経験が必要となる。電話対応や現場で直接対応することもあるが、同一の指定検査機関内でその対応が異なると、管理者との関係修復は困難となるため、対応のマニュアル化を行うことが望ましい。

兵庫県の指定検査機関では、行政担当者とも協議し、行政機関と指定検査機関が統一した認識で対応できるように「浄化槽管理者からのクレーム（受検拒否）対応マニュアル」を作成している。

マニュアルの例は[参考資料3](#)

### （2）継続受検の促進

現在、全国の7条検査から11条検査への移行率は約90%、11条検査の継続率は約95%であるが、都道府県によるばらつきが大きく、移行率や継続率が低いために11条検査受検率のすみやかな上昇が妨げられていると考えられるケースも認められる。

#### 【7条検査の受検率向上に関する過年度の調査結果と受検率向上策】

平成29年度の「浄化槽の法定検査に関する調査検討業務報告書」において、7条検査申込書が指定検査機関に提出されるまでの流れの類型化が行われている（図5.1-5）。類型は以下に示すType A～Type Dの4種があり、平成25年度～平成27年度における類型別の7条検査平均受検率は、Type A：78.7%、Type B：95.2%、Type C：94.9%、Type D：98.3%と報告されている。

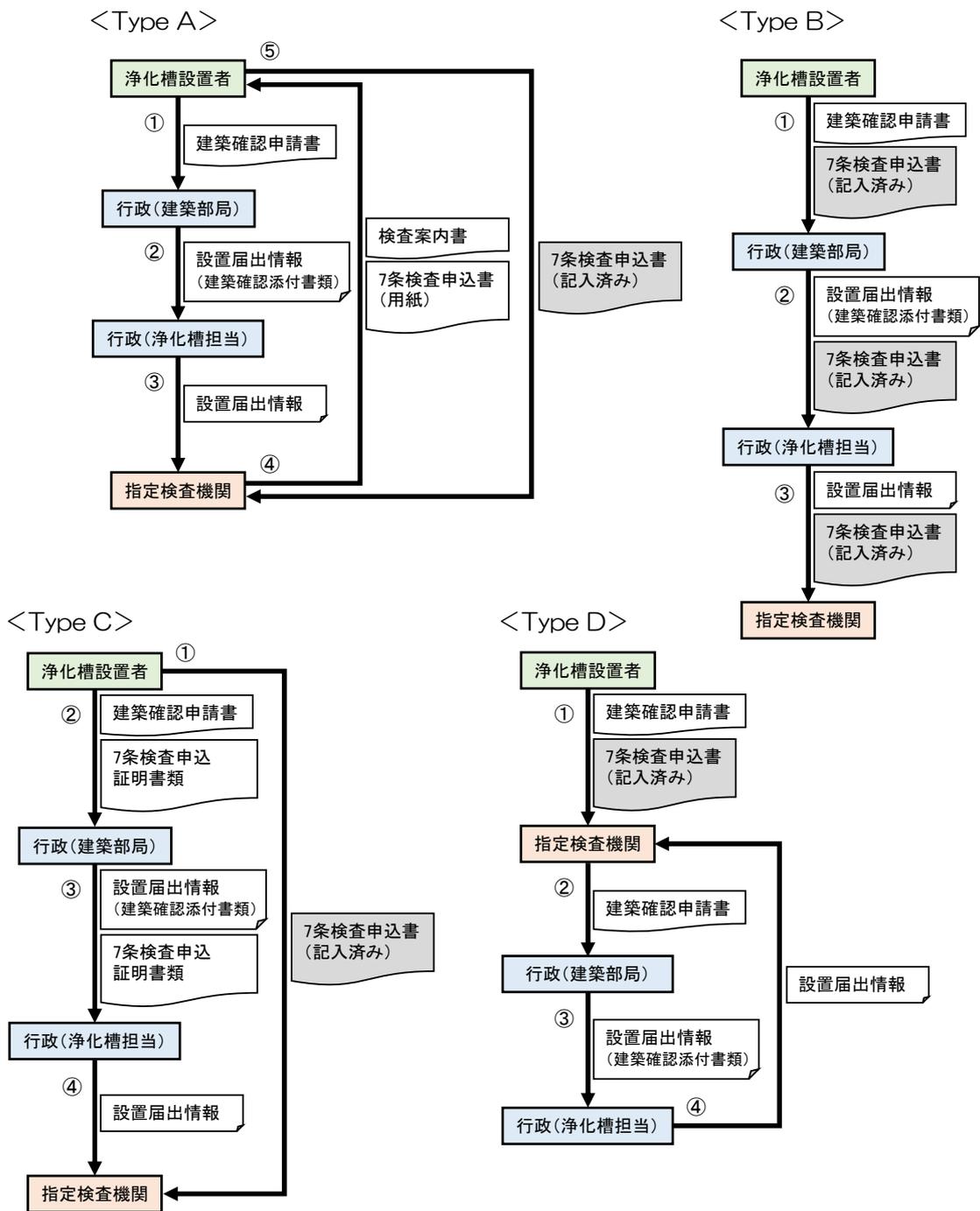


図 5.1-5 7条検査申込書の提出フローの例

Type A：浄化槽の設置届出情報に基づき浄化槽管理者に対して受検案内（検査依頼書の提出を求める案内）を行い、浄化槽管理者から指定検査機関に対して検査申込書が提出される流れ。受検案内の実施者は県により異なり、地方自治体の浄化槽担当部署が実施する県と指定検査機関が実施する県がある。

Type B：設置の届出書類に記入済みの検査申込書が添付され、検査申込書が地方自治体を

經由して指定検査機関に提出される流れ。

Type C： 設置の届出書類提出前に検査申込が行われ、地方自治体に提出される設置の届出書類には、検査申込が行われたことを証明する書類（検査申込書の写し、納付書等）が添付される流れ。検査申込書の提出窓口を指定検査機関とは異なる協会等が担い、それらの協会等を介して指定検査機関に検査依頼書が提出される仕組みを構築している県もある。

Type D： 設置の届出書類が地方自治体に提出される前に、指定検査機関等による民間窓口を経てチェックを受ける流れ。民間窓口は、指定検査機関が担う場合や、指定検査機関と異なる協会、組合等が担う場合がある。また、民間窓口において設置の事前審査を行っている県と、設置の届出書類の提出にあわせて検査申込が行われたことを確認する県（設置の届出書類に検査依頼済みであることが判断できる証明印を押す等。）がある。

その他： 上記のいずれのタイプにも分類できない流れ。「検査申込書が提出されなくても設置届出情報に基づいて検査を実施する流れ」、「使用開始報告に検査申込書が添付される流れ」、「維持管理の一括契約時に検査申込を行う流れ」等がある。

Type A の場合、浄化槽管理者に対する受検案内により 7 条検査申込書の提出を求め、受検の必要性が理解されないと受検率が低くなる。Type B 及び C の場合、行政の建築部局や民間指定確認検査機関によって、浄化槽の設置申請書類への検査申込書等の添付が確認されるが、建築基準法で要求されていない書類の確認となるため、添付されていないときに強い指導が行われないことがある。Type D の場合、行政と浄化槽関連団体の連携・協力の下で、浄化槽設置者をサポートする形で浄化槽関連団体が申請書類を受け取り、それを適切に確認する仕組みが構築されているため、7 条検査申込書の提出が徹底される。最も受検率の高い Type D 以外を採用している都道府県では、より受検率の高い類型への見直しを図ることにより、7 条検査受検率向上を期待することができる。また、7 条検査申込書提出時に 11 条検査申込書を加えることにより、11 条検査への移行率向上も期待することができる。

#### 1) 継続申込みの申込書の採用及び一括契約や検査契約の自動更新

継続受検を促進するための取り組みとして、検査員が検査時に次年度の検査の説明を行う等の工夫が行われているが、そのほかにも法定検査の**申込書を継続申込みの様式とする方法や、一括契約や検査契約の自動更新を行う方法**がある。

検査申込書、検査契約書の例は[参考資料3](#)

7 条検査から 11 条検査へ自動的に移行する仕組みを構築している場合としていない場合の移行率を表 5.1-5 に示す。

表 5.1-5 7条検査から11条検査への移行率 (R1→R2)

自動継続申込み	移行率の平均値 %	最大 %	最小 %	回答機関数
仕組みあり	96.6	100.0	81.2	18
仕組みなし	88.4	100.0	56.3	28

仕組みを構築している場合、7条検査から11条検査への移行率は96.6%（平均値）となっているが、構築していない場合は88.4%（平均値）であり、両者を比較すると約8%程度の差が生じている。

11条検査の継続率もこれらの仕組みの活用状況の影響を受けるが、一括契約のように、一部の浄化槽管理者のみその仕組みを活用している都道府県もあるため、令和2年度の11条検査実施件数のうち、自動継続申込の仕組みを活用して受検した件数の比率が60%を超えている指定検査機関と60%未満の指定検査機関に分類し、継続率の分布を確認した（図5.1-6）。自動継続申込に基づく検査の比率が60%以下の指定検査機関の中にも継続率の高い機関は認められるが、継続率が90%を下回る機関もある。自動継続申込に基づく検査の比率が60%を超えている機関では、継続率が95%を超えている機関が多いため、継続率の低い機関においてはこれらの**仕組みの導入及びその活用の徹底**を図ることが効果的である。

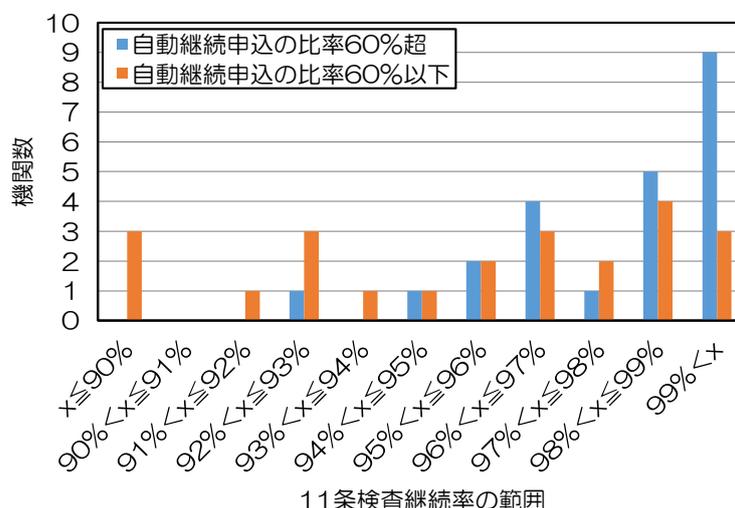


図 5.1-6 11条検査継続率の分布

自動継続に基づく検査件数の比率と継続率の関係を図5.1-7に示す。

自動継続申込の仕組みを浄化槽管理者の立場からみた場合、1度申込みを行えばその後は申し込む必要がなくなるため、煩わしさが解消される仕組みといえる。検査料



は「受講済証」が発行され、その「受講済証」がないと市町村への浄化槽設置に伴う補助金申請もできず、浄化槽の設置ができない制度となった。

宮崎県における設置者講習会の開催手順は以下のとおりである。

時刻	作業 等	担当 他
13:00~13:30	会場の準備設営、資料・受付等の準備チェック	派遣講師 2 名 (A、B)
13:30~14:00	受付	受付係：派遣講師 B
14:00~14:01	開会のことば	派遣講師 A
14:01~14:04	開会の挨拶	保健所職員
14:04~14:05	資料の確認と開催スケジュールの説明	派遣講師 A
14:05~14:30	啓発ビデオの上映 全浄協制作：「見つめて！ 私たちの水辺 わが町の環境支える浄化槽」	
14:30~14:55	講義（補足説明等） ① 浄化槽行政について *公共用水域の現状、浄化槽行政と法律関連について ② 浄化槽の使用上の注意 *浄化槽のしくみについて、施工について *使用上の注意と維持管理について ③ 法定検査について	講師：派遣講師 A
14:55~14:58	質疑応答	講師：派遣講師 A
14:58~15:00	閉会のことば（「受講済証」の交付と関係機関への提出方法についての説明）	派遣講師 A
15:00~15:05	「受講済証」の交付 *受付係Bは、講習時間中に参加人数分の「受講済証」の発行作業を行う *「受講済証」の交付にあたっては、一人ひとりの名前を呼び上げ手渡し	受付係：派遣講師 B
15:05~	会場の後片付け	派遣講師 2 名 (A、B)

月刊浄化槽 2006.6.No362 高橋 表を一部改変

[向上策一覧に戻る](#)

## 5. 2 検査業務の効率化策について

各指定検査機関の限られた検査員の人員にて、検査申込数等の増加に対応するためには、検査業務（現場での検査、検査事務、水質分析）の効率化が有効である。効率化検査の導入のほか、デジタル技術を活用した効率化も効果的である。

### (1) 法定検査の効率化の状況

#### 1) 各検査方式（ガイドライン検査、検査員による効率化、採水員等）の導入状況

令和4年4月時点で、環境省浄化槽推進室との個別協議を経て効率化検査を導入している都道府県は、下図に示すように32都府県（43機関）である。そのうち採水員等を活用した検査を行っている指定検査機関は19都府県（28機関）である。

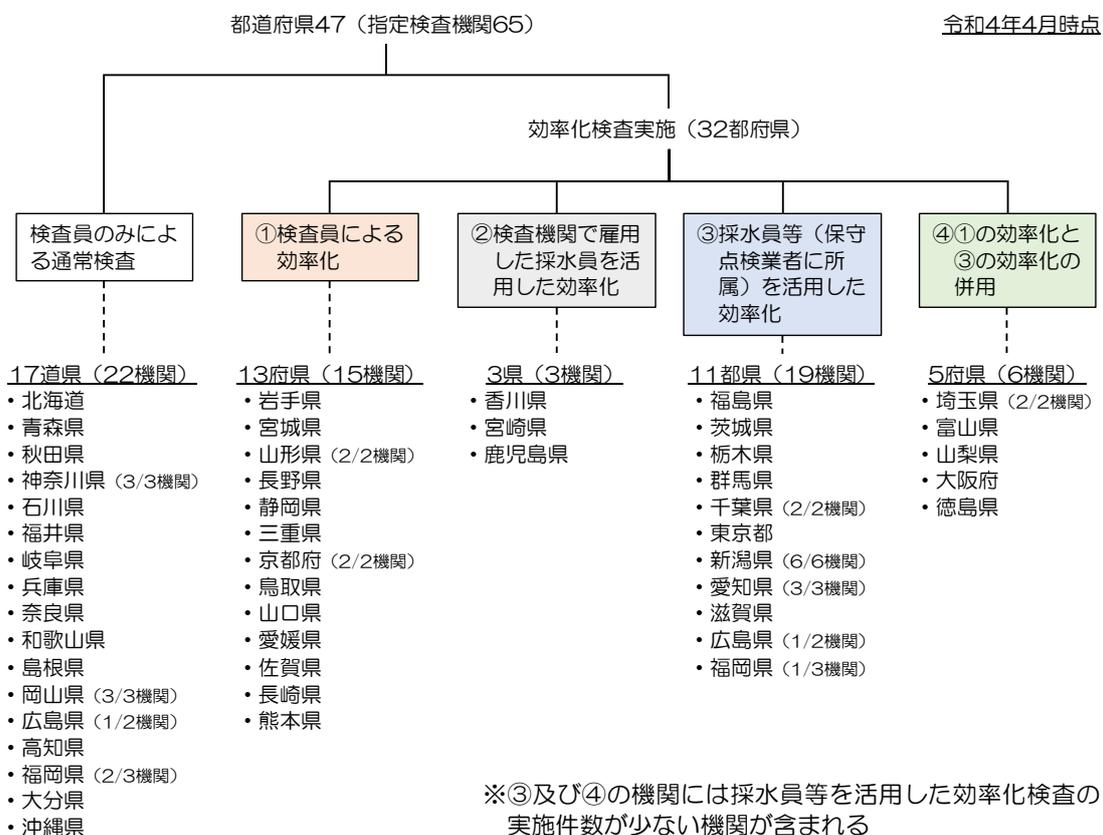


図 5. 2-1 11 条検査における効率化検査の導入状況

#### <検査方式>

- **ガイドライン検査**：法定検査判定ガイドラインに記載されている全項目のチェックを、指定検査機関に所属する専属の検査員によって実施する検査。
- **検査員による効率化検査**：BOD 測定を導入することで他の検査項目の一部を軽減し、指定

検査機関に所属する専属の検査員によって実施する検査。(図中②の指定検査機関で雇用した採水員を活用した効率化検査も類似の方式)

■採水員等を活用した効率化検査：BOD 測定用試料の採水及び一部の検査項目のチェックを採水員（検査補助員の名称を使用している場合もある）に委託して効率化を図った検査。保守点検業者に所属する浄化槽管理士が採水員等となる。

## 2) デジタル技術の活用による効率化検査の事例

検査業務の効率化に資するデジタル技術の活用として、「現場での入力端末の工夫」、「バーコード等の活用」、「GIS の利用」、「自動判定システムの活用」が挙げられる。これらの導入状況を図 5.2-2 に示す。

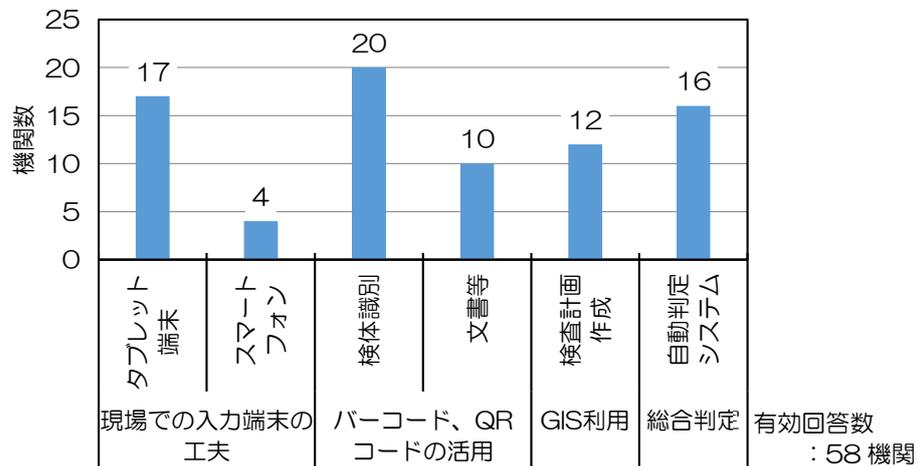


図 5.2-2 検査の効率化に資するデジタル技術の導入状況

### <現場での入力端末の工夫>

現場でタブレット端末等を用いて検査結果を入力することで、事務所に戻ってからの入力作業が削減される。現場で行っていた**手書きの検査票作成作業が削減される**ため、検査業務全体で見ると効率化が図られる。入力端末とナビアプリを組み合わせることで、浄化槽へのアクセスが容易になり、移動の効率化が図られる。

また、過年度の検査結果や現場写真を現場で確認できるようシステムを構築することで、検査における見落としを低減効果等、精度管理の観点からの導入効果も認められる。

### <バーコード等の活用>

BOD 検査における検体の取り違いのミスが防止され、**検体受付時の作業の効率化**が図られる。また、検査結果書等の発送記録管理にバーコードを使用することで、**事務作**

業の負担軽減が図られる。

#### <GIS の利用>

地図上で浄化槽の分布を視覚的に把握し、管理者の要望や前回の検査実施日をすぐに確認できるため、物件同士を組み合わせた際に1日に検査できる件数をおおまかに把握することができる。さらに、物件同士の距離や道路状況を考慮しながら確認しながら予定を組むことで、**移動距離の短縮に伴う検査件数の増加及びガソリン消費量の削減（コスト削減）**が図られる。

#### <自動判定システムの活用>

検査結果の判定に要する時間が削減できる。また、検査員間の判定のばらつきが小さくなる等の精度管理の観点からの導入効果も認められる。一方、判定結果の分析の積み重ねにより精度を向上させる必要がある。

図 5.2-2 に示したデジタル技術のほか、関係者との連絡・情報共有にかかわるデジタル技術を導入している事例もある。自治体への検査結果の報告を**オンラインシステム**で行っている事例があり、検査結果の取りまとめや発送等の事務負担が軽減されている。また、関連業者との連絡（保守点検・清掃の状況確認等）のため、**自動で一斉送信**する機能をシステムに導入している事例もあり、状況確認に要する時間が削減される効果が得られている。また、**保守点検・清掃記録票を業者から電子媒体で収集**することで、検査の実施前に現場の状況のある程度把握しておき、現場での作業の効率化が図られている事例もある。

[向上策一覧に戻る](#)

## (2) 効率化検査の導入効果

全国の検査実施件数及び受検率の推移を表 5.2-1 に示す。

表 5.2-1 全国の検査実施件数及び受検率の推移

項目		平成					令和		
		22年度	24年度	26年度	28年度	30年度	元年度	2年度	3年度
7条検査実施件数	(万件)	12.6	12.2	12.7	11.3	10.5	10.2	10.2	9.7
7条検査対象件数	(万件)	13.6	13.4	13.6	11.9	11.2	10.8	10.5	10.2
7条検査受検率	(%)	92.9	91.0	93.8	94.5	94.4	94.4	96.8	94.9
11条検査実施件数	(万件)	246.5	261.4	279.5	293.4	310.2	317.1	328.8	339.6
11条検査対象件数	(万件)	811.4	782.5	736.9	727.8	720.4	724.3	719.7	721.1
11条検査受検率	(%)	30.4	33.4	37.9	40.3	43.1	43.8	45.7	47.1
全検査実施件数	(万件)	259.1	273.5	292.3	304.7	320.7	327.3	339.0	349.2
全検査対象件数	(万件)	825.0	795.8	750.5	739.8	731.6	735.1	730.2	731.2
全検査受検率	(%)	31.4	34.4	38.9	41.2	43.8	44.5	46.4	47.8
検査実施件数に占める7条検査の比率	(%)	4.9	4.4	4.4	3.7	3.3	3.1	3.0	2.8
検査員数	(人)	1,210	1,238	1,280	1,340	1,383	1,416	1,435	1,435
検査員及び検査補助員数	(人)	2,272	2,355	2,434	2,552	2,338	3,219	3,230	3,271
検査員1人当たりの実施件数	(件/人)	2,141	2,209	2,283	2,274	2,319	2,311	2,362	2,399

検査実施件数の推移をみると、新設基数の減少に伴い7条検査の実施件数は減少傾向が認められる（平成22年度：12.6万件→令和2年度：9.7万件）。7条検査受検率は、令和3年度に94.9%に達し、受検の徹底が図られてきている。

11条検査の実施件数は年々増加しており、令和3年度の実施件数は平成22年度の約1.4倍（平成22年度：246.5万件→令和3年度：339.6万件）となっている。同様に、11条検査受検率も年々上昇しており、令和3年度の受検率は平成22年度の約1.6倍（平成22年度：30.4%→令和2年度：47.1%）となった。

7条検査実施件数の減少よりも11条検査実施件数の増加が大きいため、7条検査と11条検査を合計した検査実施件数については増加が認められる（平成22年度：259.1万件→令和3年度：349.2万件）。

指定検査機関ごとの実働検査員1人当たりの7条及び11条検査実施件数（令和2年度実績）を算出し、検査の方式ごとに平均値（算術平均）、最大値、最小値を整理した。結果を表5.2-2に示す。また、実働検査員1人当たりの検査実施件数の分布を図5.2-3に示す。

表 5.2-2 検査方式ごとの実働検査員1人当たりの検査実施件数

検査の方式	実働検査員1人当たりの検査実施件数 <sup>※1</sup> (件/人・年)		
	平均	最大	最小
ガイドライン検査 <sup>※2</sup>	2,146	4,414	848
検査員効率化 <sup>※3</sup> (図5.2-1の①及び②)	2,567	3,642	1,970
採水員等活用 (図5.2-1の③及び④)	6,326	57,738	1,556

※1：採水員等を活用した効率化検査の検査実施件数には採水員等が採水した浄化槽件数を含む

※2：法定検査判定ガイドラインに記載されている全項目のチェックを、指定検査機関に所属する専属の検査員によって実施する検査

※3：指定検査機関で雇用した採水員を活用した検査を実施している機関を含む

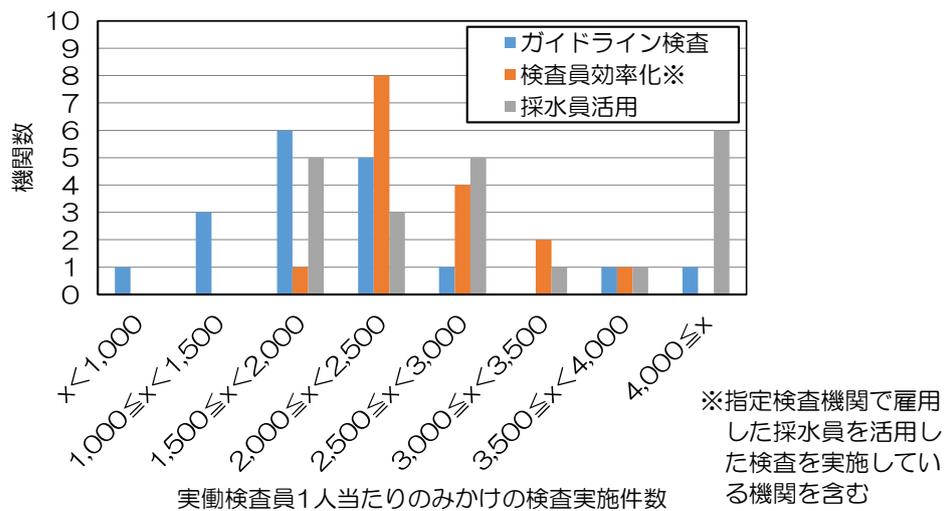


図 5.2-3 実働検査員 1 人当たりの検査実施件数の分布

実働検査員 1 人当たりの検査実施件数の平均値をみると、検査員による効率化検査を実施している機関はガイドライン検査を実施している機関の約 1.2 倍である。また、採水員等を活用した効率化検査を実施している機関はガイドライン検査を実施している機関の約 2.5 倍である。

検査員による効率化検査を実施している機関における効率化検査導入前後の検査作業時間（10 人槽以下の現場における作業時間）を図 5.2-4 に示す。理論上の検査時間を回答しているデータも含まれているが、平均で約 20%の作業時間が削減されている。

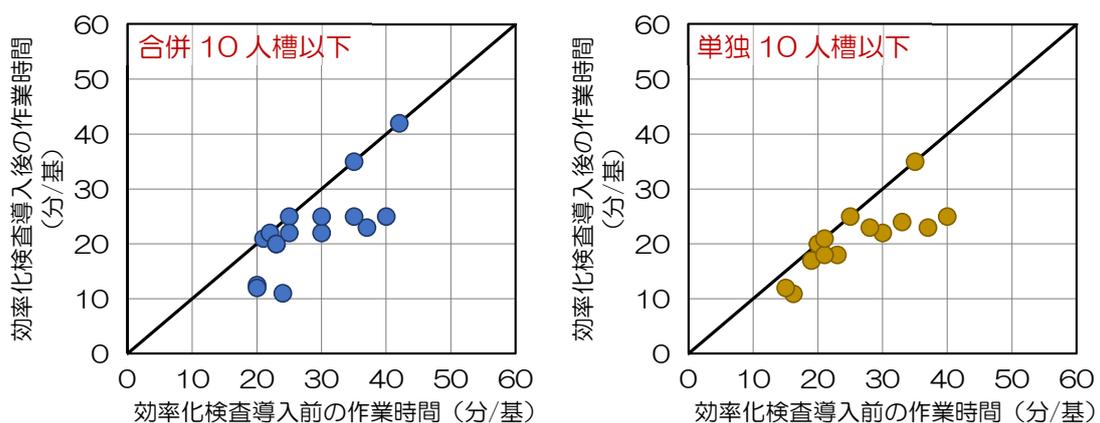


図 5.2-4 効率化検査導入前後の検査作業時間

採水員等を活用した効率化検査では保守点検業者の協力の程度と周年検査の頻度によって実働検査員 1 人当たりの検査実施件数が大きく変化する。11 条検査実施件数に

占める採水員等を活用した検査の比率と実働検査員 1 人当たりの検査実施件数の関係を図 5.2-5 に示す。ここでは、周年検査を 5 年に 1 回以上の頻度で実施している機関にデータを限定している。

採水員等を活用した検査の比率が高いほど検査員 1 人当たりのみかけの検査実施件数が多くなる。保守点検業者の協力がどの程度得られるかが検査の効率に大きく影響する。

採水員等を活用した効率化検査を導入している都道府県における 11 条検査実施件数に占める採水員等を活用した検査の比率と 11 条検査受検率の関係を図 5.2-6 に示す。採水員等を活用した検査の比率が高いほど受検率が高い傾向が認められるが、この比率の高い県は群馬県、栃木県、福岡県のように浄化槽法制定以前から BOD 検査を実施していた県に偏っている。このように保守点検業者の協力が得られる下地が整っている都道府県では採水員等を活用した効率化検査を導入することですみやかに受検率が上昇するが、他の都道府県で同様の仕組みを導入しても、保守点検業者に採水及び受検勧奨の協力を得るのに時間を要する場合は、すみやかな受検率の上昇は難しいものと思われる。

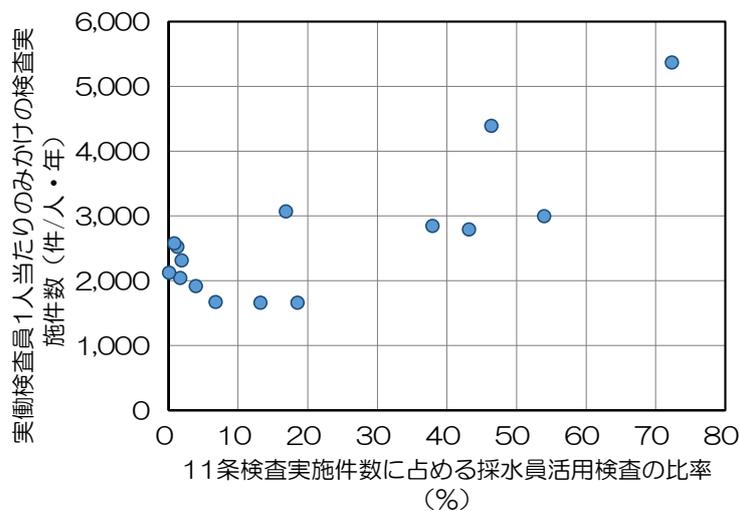


図 5.2-5 採水員等の活用状況と検査員 1 人当たりの検査実施件数の関係

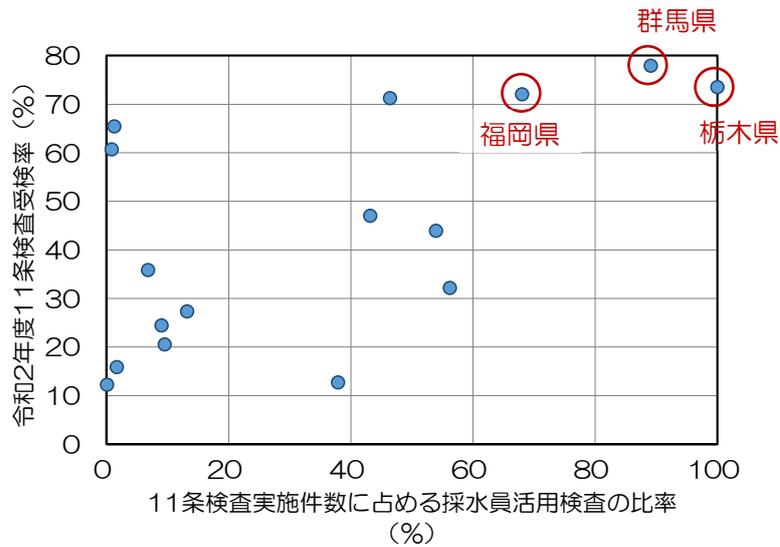


図 5.2-6 採水員等の活用状況と受検率の関係

[向上策一覧に戻る](#)

### (3) 検査の効率化における留意事項

検査の効率化を図る際は、検査結果の信頼性が損なわれないような措置を講じる必要がある。現在、効率化検査を導入している指定検査機関では、表 5.2-3 に示すような確認行為を取り入れている。

検査員による効率化検査（検査項目の一部を削減）を実施している機関では、クロスチェックや採取試料のチェックは行われておらず、一部の機関で「二次検査」、「周年検査」、「前年度結果に応じた全項目検査」が実施されている。

保守点検業者に所属する採水員等を活用した効率化検査を実施している機関では、これらの確認行為を複数組み合わせることで実施し、検査結果の信頼性を担保するよう努めている。

指定検査機関で雇用した採水員を活用した効率化検査を実施している機関では、クロスチェックや採取試料のチェックは行われていないが、「二次検査」や「周年検査」が実施されている。

表 5.2-3 効率化検査導入機関において行われている確認行為

都道府県	種類	人槽	方式	確認行為				
				二次検査 (再検査)	クロス チェック	周年検査	前年度結 果に応じ た全項目 検査	採取試料 の チェック
岩手県	合併/単独	すべて	検査員	●				
宮城県	合併/単独	すべて	検査員	●				
山形県	合併/単独	すべて	検査員				●	
長野県	合併/単独	20人以下	検査員				●	
静岡県	合併/単独	10人以下	検査員				●	
三重県	合併/単独	すべて	検査員					
京都府	合併/単独	すべて	検査員			5年に4回		
鳥取県	合併/単独	すべて	検査員					
山口県	合併/単独	すべて	検査員				●	
愛媛県	合併/単独	10人以下	検査員				●	
佐賀県	合併/単独	すべて	検査員			5年に4回		
長崎県	合併/単独	すべて	検査員			5年に4回		
熊本県	合併/単独	50人以下	検査員			5年に4回	●	
福島県	合併	10人以下	採水員等	●	●			●
茨城県	合併/単独	20人以下	採水員等	●	●	5年に1回	●	
栃木県	合併/単独	すべて	採水員等	●	●			
群馬県	合併/単独	50人以下	採水員等		●	10年に1回	●	
埼玉県	合併/単独	10人以下	採水員等/検査員	●	●	5年に1回		
千葉県	合併/単独	10人以下	採水員等			5年に1回	●	
東京都	合併/単独	200人以下	採水員等			5年に1回	●	
新潟県	合併/単独	20人以下	採水員等		●			●
富山県	合併/単独	10人以下	採水員等/検査員	●	●	5年に1回	●	●
山梨県	合併	10人以下	採水員等/検査員	●	●	5年に1回	●	
愛知県	合併/単独	200人以下	採水員等	●	●	5年に1回	●	●
滋賀県	合併/単独	10人以下	採水員等	●	●	5年に1回		
大阪府	合併/単独	10人以下	採水員等/検査員		●	5年に1回		
兵庫県	単独	20人以下	採水員等			4年に1回		
広島県 (1機関)	合併/単独	10人以下	採水員等	●	●	5年に1回 (別機関)		
徳島県	合併/単独	10人以下	採水員等/検査員	●	●			●
福岡県 (1機関)	合併/単独	50人以下	採水員等	●		5年に1回	●	●
香川県	合併/単独	50人以下	採水員(雇用)	●		5年に1回		
宮崎県	合併/単独	20人以下	採水員(雇用)	●		5年に1回		
鹿児島県	合併/単独	10人以下	採水員(雇用)	●		4年に1回	●	

※令和4年度調査及び過年度調査で収集した情報に基づき作成。

<表中の確認行為の内容>

■二次検査（再検査）

- 検査を実施した浄化槽に異常が認められ、その原因が不明な場合などに、その検査に加えて何らかの検査を実施する手法。
- 採水員等が採取した試料の水質が基準値を超過していた場合等に、検査員がその浄化槽の検査を実施する手法が該当する。

■クロスチェック

- 採水員等が採水（及び一部の外観検査項目のチェック）を実施した浄化槽の一部（例えば、一定の割合で抽出）について、検査員が別途、同一浄化槽へ赴き試料採取等の妥当性を確認する手法。

■周年検査

- 決められた周期で定期的に通常検査（全項目検査）を実施する手法。例えば、5年間のうち、4回を効率化検査、1回を通常検査で実施する手法。

■前年度結果に応じた全項目検査

- 前年度の検査結果が「不適正」等であった浄化槽を対象に全項目検査を実施する手法。

■採取試料のチェック

- 塩化物イオン等の水質項目を用いて、採水員等が採取した試料について何らかのデータや基準との照合を行う手法。

採水員等を活用した効率化検査を実施している機関では、採水員等に各都道府県が開催する講習会の受講を義務付けている。

採水員等が採水を行った浄化槽の二次検査を、浄化槽管理士（採水員等）の立ち会いのもとで実施している機関もあり、管理士と検査員の両者が一緒に異常の状況を見て考えることで改善方法が検討しやすくなる、使用者（使用方法）が原因で水質が悪化していることが多く、管理士が立ち会うことでこれまでの使用状況を把握しやすくなる等のメリットが挙げられる。

採取試料のチェックとして、採水員等が採取した試料の塩化物イオン濃度を測定した後、採水の妥当性を審査する仕組みを構築している事例もある。その判断及び対応方法の内容を図 5.2-7 に示す。

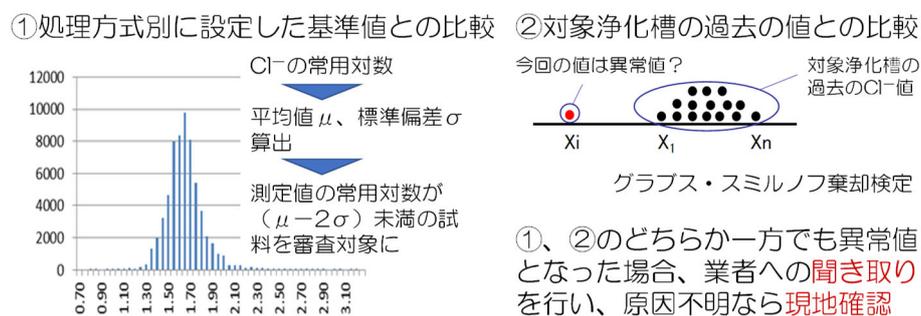


図 5.2-7 塩化物イオン濃度を活用した採水の妥当性審査（福岡県の例）

いずれの検査方式を採用している場合でも、検査員が現場に赴き検査を行う機会はずらあり、その際行われる外観検査、水質検査、書類検査及び総合判定において検査員（または水質分析担当者）ごとのばらつきを小さくすることが必要となる。各機関で取り入れられているばらつきを小さくするための工夫を図 5.2-8～5.2-10 に示す。

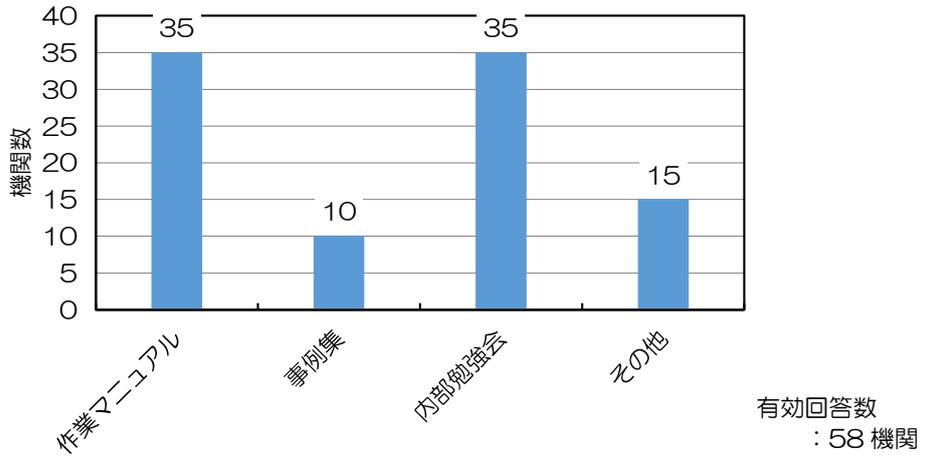


図 5.2-8 外観検査結果のばらつきを小さくするための工夫

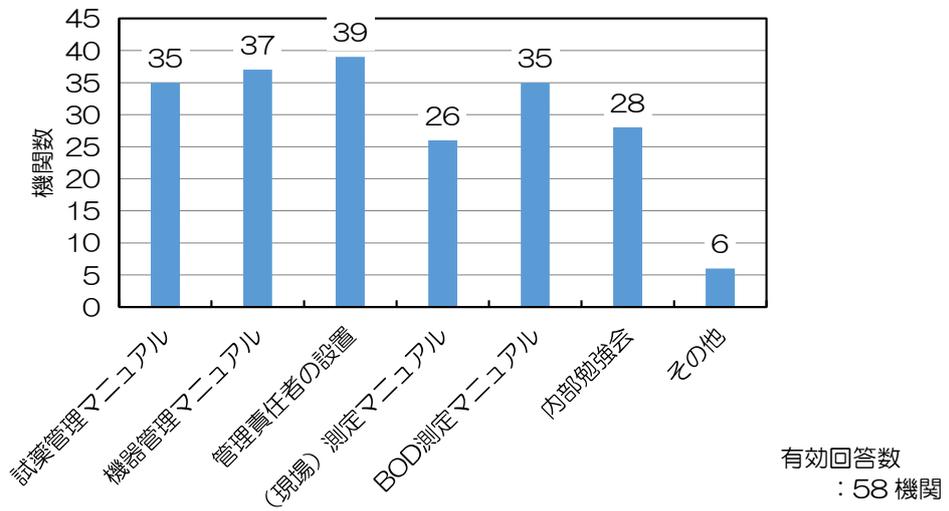


図 5.2-9 水質検査結果のばらつきを小さくするための工夫

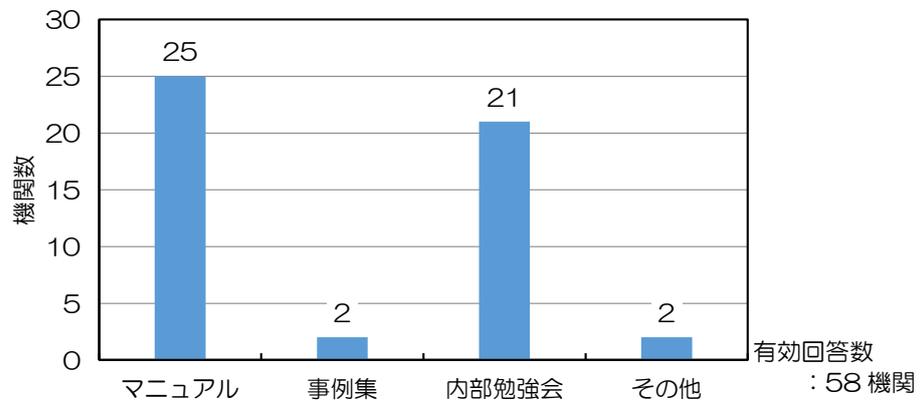


図 5.2-10 書類検査結果のばらつきを小さくするための工夫

検査結果書を浄化槽管理者に交付する前に、検査員が実施した外観、水質、書類の各検査の結果及び総合判定の結果が妥当であるかどうかチェックすることも重要であり、**上長等によるチェック**を行っている機関が多いが（約8割の機関）、**検査員間のクロスチェック**を実施している機関もある。この際、チェックの対象を、検査員の行った総合判定の結果が「不適正」もしくは「おおむね適正」であった浄化槽に限定している事例も認められる。

精度管理においても**デジタル技術の活用**は有効である。現場での検査時に異常の状況の**写真や動画**を撮影し、他の検査員等と意見交換しながら判断結果を確定する方法や、上長等によるチェックにおいて写真で判別できる状況と検査結果に齟齬がないか確認する方法を採用している機関がある。タブレット端末やスマートフォンを使用した検査結果の入力システムを構築する際に、写真の管理機能を設けることで、このような精度管理が行いやすくなる。

現在、個々の検査員の能力向上のために内部勉強会を実施している事例や、スキルチェックのために一部の浄化槽の検査に上長等が同行して検査能力を確認している事例が多く認められるが、それらの方法よりも**写真を活用して現場の状況を上長等が確認する方法がより効果的**との意見もある。

総合判定の精度を向上させる方法の一つに自動判定の導入が挙げられる。所見文の統一化が図られるため、一貫性のある検査結果書を作成することができ、また、検査業務の効率化も図られる。

[向上策一覧に戻る](#)

### 5. 3 検査対象件数の精度向上（浄化槽台帳情報の精査）

各自治体が保有する浄化槽台帳の中には、廃止済み浄化槽の情報の削除すなわち情報の精査が十分行われていないものがあり、法定検査の受検率算出にその台帳に登録されている浄化槽の基数を使用することで、受検率算出時の母数が実際に稼働している件数より大きくなるため、受検率が低く算出されてしまう。これを防ぐために、浄化槽台帳情報を精査する必要がある。特に、設置基数が多い自治体では、廃止済み浄化槽の情報が多く残っている可能性が高いため、浄化槽台帳情報の精査は受検率向上のための有効な取り組みの一つとなる。

また、未受検者に対する受検勧奨を効率的に実施するためには、台帳上で浄化槽の稼働状況及び維持管理の実施状況が明確になっていることが求められ、その観点からも浄化槽台帳情報の精査は有効である。

これまで実施されてきた浄化槽台帳情報の精査手法（指定検査機関による回答）を図5.3-1に示す。

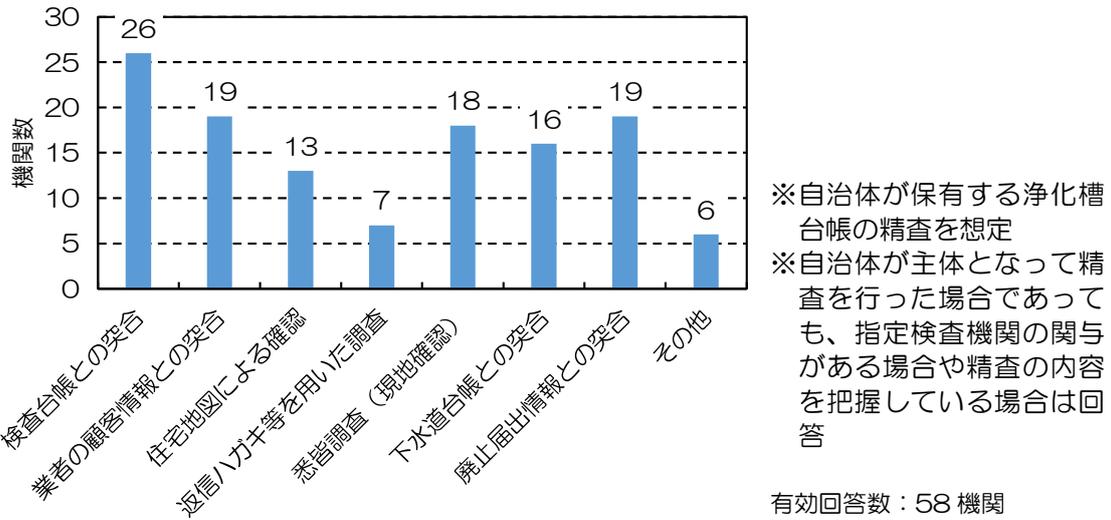


図 5.3-1 浄化槽台帳情報の精査の状況

その他の内容（例）

- 排水処理調査
- 指定検査機関と自治体の間で、廃止情報等の台帳との突合
- 給水情報から汲み取り便槽、下水道接続分を削除し浄化槽台帳と突合したうえで、不明分について現場確認
- 清掃業者の清掃台帳と突合し、その後、検査台帳と突合

浄化槽台帳の活用方法のうち、「浄化槽の適切な維持管理のための活用」の状況を表5.3-1に示す。

表 5.3-1 都道府県における浄化槽台帳の活用方法

都道府県	浄化槽の適切な維持管理のための活用		
	特定既存単独処理 浄化槽の判定	法定検査 受検率の向上	浄化槽の 長寿命化
北海道	△	△	△
青森県	○	○	×
岩手県	○	○	×
宮城県	△	△	×
秋田県	×	×	×
山形県	△	△	△
福島県	△	△	△
茨城県	×	○	×
栃木県	△	△	△
群馬県	×	○	×
埼玉県	△	△	×
千葉県	×	○	×
東京都	○	○	△
神奈川県	○	○	×
新潟県	×	○	×
富山県	○	○	×
石川県	×	○	×
福井県	×	△	×
山梨県	×	○	×
長野県	○	○	×
岐阜県	×	○	×
静岡県	×	○	×
愛知県	○	○	×
三重県	×	○	×
滋賀県	△	△	△
京都府	×	○	×
大阪府	○	○	○
兵庫県	△	△	×
奈良県	×	○	×
和歌山県	×	×	×
鳥取県	×	△	×
島根県	○	○	×
岡山県	△	×	×
広島県			
山口県	△	△	×
徳島県	○	×	△
香川県	×	○	×
愛媛県	×	△	×
高知県	△	△	×
福岡県	×	○	×
佐賀県	×	×	×
長崎県	×	○	×
熊本県	△	○	×
大分県	△	○	×
宮崎県	×	○	×
鹿児島県	○	○	×
沖縄県	×	○	○

○：全市町村が左記の  
目的で台帳を活用  
△：一部の市町村が左  
記の目的で台帳  
を活用  
×：左記の目的で台帳  
を活用していない  
  
令和4年度浄化槽の指  
導普及に関する調査結  
果（環境省）に基づき  
作成

[向上策一覧に戻る](#)

#### 5. 4 各取り組みを円滑に進めるための工夫

5. 1～5. 3に示した受検率向上のための取り組みの中には関係者が連携して実施することで効果的・効率的に進むものもある。これまで自治体と指定検査機関が連携して行ってきた取り組みの実施状況（指定検査機関による回答）を図5.4-1に示す。

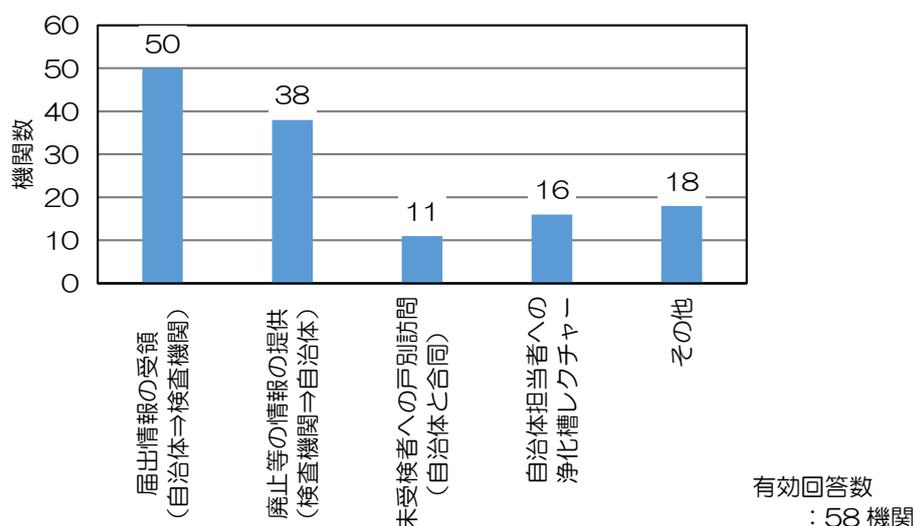


図 5.4-1 自治体と指定検査機関が連携して行ってきた取り組み

#### その他の内容（例）

- 指定検査機関から自治体に未受検者のリストを提供し、自治体からの指導がすみやかに行われるようサポート
- 自治体から未受検者への通知（指導）文書等を指定検査機関が発送
- 自治体から未受検者への通知に対する問い合わせ対応を指定検査機関が実施
- 無届浄化槽の管理者に対する受検督促文書の送付及び浄化槽設置届出書の提出指導を指定検査機関が実施
- 毎年地区を指定して通知指導と検査員の訪問を組み合わせた未受検者に対する受検勧奨を実施（「重点地区対策事業」と称している）
- 浄化槽相談員としての活動
- 自治体が主催するイベント（設置者講習会、県主催の行政担当者会議、浄化槽に関する啓発イベント等）の開催に指定検査機関が協力

自治体と指定検査機関が連携した取り組みとしては、届出情報や廃止等の情報の授受が多く行われており、これらは効率的な受検勧奨の実施や浄化槽台帳情報の精査に生かされている。一部の自治体では、未受検者への戸別訪問を自治体と指定検査機関が合同で行う取り組みや、長年浄化槽に関わる業務に従事してきた指定検査機関職員から自治

体担当者への浄化槽レクチャー等が行われている。

関係者が連携して受検率向上のための取り組みを行う場合、自治体、指定検査機関以外の関係者（浄化槽関連業者、住民）も参画する可能性のある法定協議会を活用する方法も有効と考えられる。協議会を活用した活動内容は以下のとおりである。また、個別の法定協議会の活動内容を表 5.4-1 に示す。

- 法定検査費の補助
- 法定検査集団納付事務
- 浄化槽の適正な維持管理の推進
- 契約・手続きの代行、助成申請の受付
- 住民指導及び啓発

これらのほか、維持管理組合の活動によって受検率向上を図っている事例がある。組合を介さない個別契約により維持管理を委託するよりも、組合を介して保守点検、清掃、法定検査の契約を行ったほうが低額となるよう料金設定を行うことで、受検率の向上に寄与することができる。

表 5.4-1 法定協議会の活動内容

地方公共団体	協議会名	協議会の目的	活動内容					
			情報共有・意見交換	講習会（関係者向け）	啓発（住民向け）	維持管理補助事務	その他	
北海道	北見市	北見市合併処理浄化槽維持管理組合	浄化槽の適正な維持管理の促進			●	●	
	秩父別町	秩父別町合併処理浄化槽設置整備推進協議会	浄化槽の適正な保守管理を推進				●	
	鷹栖町	鷹栖町合併処理浄化槽管理組合	適正な維持管理の促進・啓発			●	●（対象は保守点検）	
	比布町	比布町合併処理浄化槽維持管理協議会	生活環境の保全及び公衆衛生の向上を目的とする			●	●	
	美瑛町	美瑛町浄化槽保守管理協議会	適正な維持管理の促進			●	●	
栃木県	栃木県浄化槽推進協議会	浄化槽設置整備事業を円滑に推進するため、浄化槽の普及促進と維持管理の徹底を図り、もって生活環境の向上に寄与すること	●	●				
埼玉県	埼玉県浄化槽適正処理促進協議会	浄化槽による汚水の適正な処理の促進に関し関係者間で協議等を行う	●					
山梨県	山梨県浄化槽適正処理促進協議会	浄化槽による汚水の適正な処理の促進に関し関係団体等から幅広く意見を聴取するため	●					
長野県	東御市	東御市浄化槽管理協会	浄化槽の知識向上、維持管理の適正な実施により生活環境の公衆衛生の向上に寄与する			●		指定検査機関との調整

表 5.4-1 (続き) 法定協議会の活動内容

地方公共団体	協議会名	協議会の目的	活動内容					
			情報共有・意見交換	講習会(関係者向け)	啓発(住民向け)	維持管理補助事務	その他	
長野県	箕輪町	箕輪町浄化槽維持管理組合	浄化槽の適正な維持管理		●	●		
	豊丘村	豊丘村排水処理管理組合	「浄化槽の正しい使用法」や「適切な維持管理」の勉強会、「水質の適正化」などに取り組み、地域での水・生活環境を向上させていくことを目的とする			●		
	高山村	高山村浄化槽衛生管理組合	浄化槽法の趣旨に基づき、浄化槽の設置の普及並びに適正な設計施工、維持管理の推進により公害防止及び公衆衛生に資するとともに生活環境の向上に寄与することを目的とする			●		
	長野県14市町村	飯伊浄化槽組合	浄化槽の適正な施工及び維持管理を推進し、生活環境の保全と公衆衛生の向上に寄与する	●				
愛知県	愛知県浄化槽協議会	浄化槽の整備促進及び汚水の適正な処理の促進により公共用水域等の水質の更なる改善	●					
愛知県	一宮市	一宮市浄化槽協議会	市内における浄化槽による汚水の適正な処理の促進	●				

表 5.4-1 (続き) 法定協議会の活動内容

地方公共団体	協議会名	協議会の目的	活動内容				
			情報共有・意見交換	講習会(関係者向け)	啓発(住民向け)	維持管理補助事務	その他
広島県	広島県浄化槽適正維持管理促進協議会	「浄化槽の適正な維持管理促進のための検討会」(平成25年度)で取りまとめた施策の実施・調整等、浄化槽の本来機能を発揮するために不可欠な維持管理(清掃・保守点検・法定検査)の適正かつ確実な実施を促進する	●				
広島県	北広島町	北広島町芸北地区生活排水対策推進協議会・北広島町大朝地区小型合併浄化槽設置整備事業推進協議会			●		
徳島県	とくしま浄化槽連絡協議会	浄化槽行政担当者が、浄化槽による汚水の適正な処理の促進に必要な施策構築のため、指定検査機関や関係団体等の関係者からの意見徴収や情報共有を行う	●				
愛媛県	砥部町	砥部町衛生事業推進協議会	●				

表 5.4-1 (続き) 法定協議会の活動内容

地方公共団体	協議会名	協議会の目的	活動内容				
			情報共有・意見交換	講習会(関係者向け)	啓発(住民向け)	維持管理補助事務	その他
高知県	高知県浄化槽連絡協議会	(1) 浄化槽関係業者の指導に関する事項 (2) 浄化槽の維持管理及び浄化槽法第7条及び第11条の水質検査に関する事項 (3) その他浄化槽行政の運営に関する事項について協議すること	●				
福岡県	田川市	田川市浄化槽技術向上協議会	浄化槽工事業者、浄化槽の保守点検を業とする者及び浄化槽清掃業者の技術の向上のため関係団体が相互に連絡調整を図ること		●	●	市民からの相談窓口
熊本県	熊本市	熊本市浄化槽団体連絡協議会	浄化槽維持管理業者間の意思の疎通を図り、技術向上を促進する		●		

令和3年度浄化槽の指導普及に関する調査結果(環境省)に基づき作成

## 参考資料 1：浄化槽法定検査の趣旨及び経緯に関する通知等

<法定検査の趣旨に関連する通知等>

- 昭和 61 年 1 月 13 日衛環第 3 号 各都道府県・政令市浄化槽担当部（局）長宛厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知「浄化槽法の運用に伴う留意事項について」（抜粋）

### 1. 浄化槽の維持管理体制の強化について

- (1) 浄化槽の機能を適切に維持し、その放流水の適正な水質を確保し、生活環境の保全及び公衆衛生上の観点から重大な支障を生じる事のないように使用に関する準則、保守点検の技術上の基準及び清掃の技術上の基準を設定すること等により、維持管理体制の強化と整備を図ったものであること。
- (2) 浄化槽管理者は、(1) の趣旨から、保守点検、清掃及び水質に関する検査等の措置をとることが、法第 7 条、第 10 条第 1 項及び第 11 条等の規定により義務付けられており、これらの措置が緊密な連携の下に実施されることにより、浄化槽の機能を適正に維持することができるものであること。

(中略)

- 平成 17 年中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会浄化槽専門委員会中間取りまとめ（抜粋）

そもそも法定検査は、保守点検や清掃の際に保健所職員が立ち会い、監視するといった民間による管理業務を公が監視するという自治体の業務から始まったものである。その後の単独処理浄化槽の普及により、自治体自らが立ち会うことが困難となったことから、第三者性と公共性を確保しつつ、実効を上げるために、都道府県に代わって指定検査機関が検査を行う仕組みとしたものである。平成 17 年の浄化槽法の改正は、こうした法定検査の位置付けと仕組みを前提として、法定検査の確実な実施とその結果を踏まえた都道府県による指導監督の強化を図るものである。

こうした経緯を踏まえれば、法定検査の確実な実施のための努力が一層求められるが、上記のような指摘を踏まえ、①行政と指定検査機関の連携、②検査体制の在り方、③検査の方法などについて検討する必要がある。また、法定検査の結果を踏まえ都道府県も指導の徹底、強化を図ることとなるが、必ずしも浄化槽の維持管理に求められる保守点検や清掃がなされていないとの指摘もあった現状も改める必要がある。

<法定検査の充実・強化の取り組みに関する通知等>

- 平成 7 年 6 月 20 日衛浄第 35 号 各都道府県・政令市浄化槽担当部（局）長宛厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知「浄化槽法第 7 条及び 11 条に基づく浄化槽の水質に関する検査の効率的な推進等について」（目次）

1. 受検率の向上について
  - (1) 法定検査が確実に行われるような体制の整備
  - (2) 受検指導の強化
  - (3) 協力体制の確立
2. 法定検査の効率化
3. 法定検査結果の活用について
4. その他

■平成7年6月20日 各都道府県・政令市浄化槽担当部（局）長宛 厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長事務連絡「法定検査の充実・強化に関する方策について」（目次）

1. 受検率の向上
  - (1) 法定検査が確実に行われるような体制の整備
  - (2) 受検指導の強化
  - (3) 協力体制の確立
2. 検査内容等の充実・強化
  - (1) 検査項目等の見直し
  - (2) 検査の効率化及び弾力的実施
  - (3) 検査結果の活用
3. 検査体制の整備
  - (1) 検査員及び指定検査機関の技術力の向上
  - (2) 指定検査機関相互の連携強化
  - (3) 指定検査機関に対する支援等

■平成7年6月20日 各都道府県・政令市浄化槽担当部（局）長宛 厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長事務連絡「法定検査の充実・強化に関する方策について」（抜粋）

2. 検査内容の充実・強化
  - (3) 検査結果の活用

①基本的な方向

検査結果の伝達及び活用ルートを明確にすることにより責任体制を確立するとともに、都道府県や指定検査機関による改善指導の強化、関係業界の自主的な取り組みの推進等により、検査結果が浄化槽機能の速やかな改善に活用されるシステムを構築し、法定検査の意義の明確化を図る。

②具体的な方策

#### ア. 検査結果の伝達及び活用ルートの明確化

検査結果の伝達ルートとしては、原則として、指定検査機関から保健所（これに代わる環境管理事務所等を含む。）に一括して報告することとし、連絡窓口を一本化することにより、責任の明確化を図る必要がある。

検査結果の活用ルートとしては、保健所が中心となって改善指導を行う必要があるが、構造及び施工に関する事項については、建築部局と連携して、改善指導を行う必要がある。

#### イ. 都道府県及び指定検査機関による指導の強化

検査結果の報告を受けた保健所は、改善指導を行う必要がある場合は、関係部局と連携しつつ、立入検査を行う等確実に改善が行われるよう指導を強化する必要がある。この際、効率的な改善指導の実施の観点から、比較的改善点が軽微なもの等については、都道府県の支援のもと指定検査機関が改善指導を行うことができるような仕組みも検討すべきである。

#### ウ. 管理者に分かりやすい検査結果の通知

法定検査の趣旨、さらには法定検査や浄化槽に関する普及啓発効果も考え併せると、設置者に、自らの浄化槽の状況、検査結果を踏まえた具体的な対応方法等が十分に理解できるようにすることが重要である。

このため、指定検査機関が検査結果を通知する際には、判定の根拠、改善すべき事項等を具体的かつ分かりやすく記載する必要がある。

#### エ. 検査結果が浄化槽機能の改善につながるようなシステムの構築

法定検査の結果を受けた浄化槽機能の改善については、都道府県において的確に指導がなされる必要があるが、浄化槽に対する国民の信頼を得るためには、関係業界が自主的に機能改善を図る仕組みを作ることも必要である。このような仕組みとして社団法人全国浄化槽団体連合会において小型合併処理浄化槽の機能保証制度が実施されている。

この制度は、検査結果が浄化槽機能の改善につながるシステムとして極めて有効であるので、国庫補助の要件とされているところであるが、指定検査機関としてもこのようなシステムに積極的に協力していく必要がある。

<法定検査に対する国民の信頼を得るための要件に関する報告書>

#### ■平成19年度浄化槽の維持管理に関する調査・マニュアル作成業務報告書（抜粋）

(3) 法定検査に関する今後の方向性について

(3) - 1 法定検査に対する国民の信頼性を得るための要件

法定検査のあるべき方向として、以下に示すことが必要と考えられる。

- 1) 該当者全員が受検すること（行政の努力）
  - 浄化槽設置台帳の整備が必須条件
  - 全員が受検することを前提とした地域条件に見合った検査方法の確立
- 2) 法定検査の実施機関である指定検査機関の信頼性（指定検査機関の努力）
  - 積極的な情報公開（組織、施設、業務内容）
  - 外部評価の実施
  - 知名度の向上
  - 受検申し込み状況に対応した検査体制の整備
- 3) 検査内容に対する信頼性（19年度に示されることからこれは実現）
  - 大臣が定める方法
- 4) 検査実施方法に対する信頼性
  - 検査実施方法に対する外部評価（指定検査機関の努力）
  - 判定基準の統一化（行政の努力）
- 5) 検査結果の活用に対する信頼性（行政及び指定検査機関の努力）
  - 処理目標水質を達成するために必要な措置を実施
  - 受検者に対し、検査内容及び必要な措置をわかりやすく説明

[該当ページに戻る](#)

## 参考資料 2 : 効率化検査に関する通知等

- 平成 7 年 6 月 20 日衛浄第 35 号 各都道府県・政令市浄化槽担当部（局）長宛厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知「浄化槽法第 7 条及び 11 条に基づく浄化槽の水質に関する検査の効率的な推進等について」（抜粋）

### 2. 法定検査の効率等について

いくつかの都道府県及び指定検査機関においては、法定検査とは別に、これまでの 11 条検査と BOD その他必要な項目を含む検査を定年周期で組み合わせて実施する方法、1 次検査として BOD 測定等を行い異常の認められるものについて重点的に外観検査等を行う方法等が実施されているが、11 条検査において BOD を導入し、法定検査の効率化を図る観点からこのような方法を採用するに当たっては、その技術的妥当性を十分検討した上で、個別に当職と協議されたいこと。

なお、検査の効率化等の観点からやむを得ず BOD 検体の採水を検査員以外の者が行う場合にあっても、指定検査機関による監督が確実に実行できる体制を整備するなど、法定検査の信頼性を損なうことがないよう万全の措置を講じられたいこと。

- 平成 8 年 3 月 25 日衛浄第 17 号 各都道府県・政令市浄化槽行政主管部（局）長あて厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知「浄化槽法定検査判定ガイドラインについて」一別添「法定検査判定ガイドライン」（抜粋）

（参考）

BOD の導入による 11 条検査の効率化に当たって

### 1. 11 条検査への BOD 導入の趣旨

（中略）

BOD が設置及び維持管理の状況を総合的に示す指標であることにかんがみ、検査の効率化を図る観点から、他の検査項目の一部を軽減することも可能であるとされている。

（中略）

### 2. 放流水の BOD と外観検査項目との関連

（中略）

BOD の測定を行うことによって、生物処理機能に支障を生じるような内部設備の固定状況、設備の稼働状況、単位装置内の水の流れ方の状況等の異常については、かなりの程度推定することができると思われる。

（中略）

### 3. 検査の効率化に当たって留意すべき事項

2で整理した関連性等を踏まえて、**BOD**の導入による検査の効率化を検討する際には、以下のような点に十分留意する必要がある。

- (1) **BOD**の測定結果より、外観検査等の検査項目の良否についてもかなりの程度推定し得る。すなわち、**BOD**が望ましい範囲にある等良好である浄化槽は、生物処理機能に大きな異常が認められない可能性が高いと考えられる。
- (2) 消毒の実施状況、維持管理作業性の状況等原理的に**BOD**とほとんど関連性がない項目もあるので、**BOD**測定結果のみで浄化槽の状態をすべて判断することはできない。特に浄化槽がし尿の処理を行うことを踏まえると、公衆衛生上の問題が起きないように、消毒の実施状況等については、必ず何らかの方法で別途確認すべきである。
- (3) **BOD**と比較的関連性の高い項目であっても、スポット検査であること等も考慮し、特に**BOD**測定結果に基づく判断実績の積み重ね等により、信頼性が確認されるまでの間においては、一定期間ごとに外観検査等も含めたより詳細なチェックを行う等の措置を講じることが望ましい。
- (4) 総合判定における不適正は、法令の基準に違反しているおそれがある場合をいうものであることから、現状の知見においては、水質検査の結果のみから判定することは適切でなく、外観検査等により、その原因を明確にしたうえで判定すべきである。

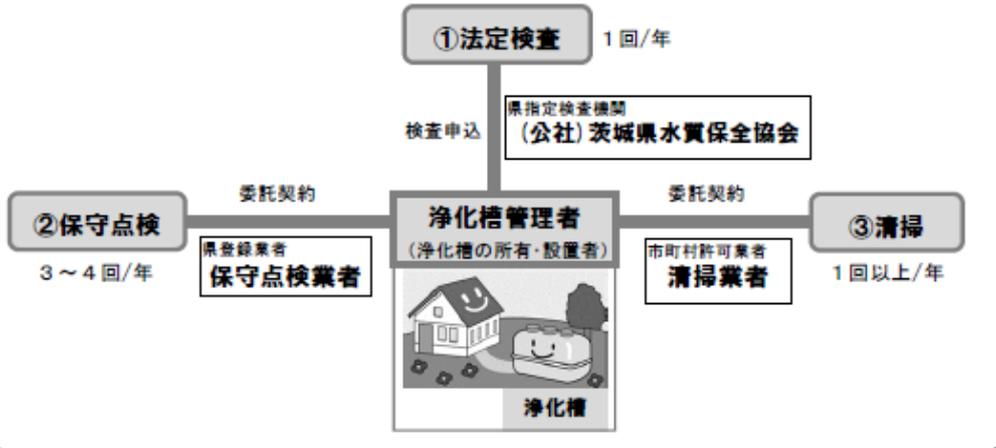
参考資料3：パンフレット、検査契約書、クレーム対応マニュアル等の例

<未受検者に対する通知文書の例（茨城県）>

令和3年12月13日	
浄化槽管理者 様（※1）	茨城県〇〇県民センター環境・保安課長 〇〇市〇〇課長 公益社団法人茨城県水質保全協会理事長
<b>浄化槽法定検査の受検について</b>	
<p>日頃から、生活環境の保全にご理解、ご協力をいただき、感謝申し上げます。</p> <p>浄化槽は、微生物の働きで生活排水をきれいにし、生活環境の保全や公衆衛生の向上のために重要な設備です。浄化槽を所有・設置している方（浄化槽管理者）は、浄化槽法に基づき、①法定検査の受検、②保守点検の実施、③清掃の実施 の3つが義務付けられています。</p> <p><u>法定検査は、業者の行う保守点検や清掃とは別のものです。詳しくは、裏面【よくある質問】をご覧ください。</u></p> <p>この度、①法定検査を受検されていない方にこの案内を差し上げましたので、浄化槽法第12条の2に基づき、法定検査を受けるように<u>指導します。</u>については、下記により<u>法定検査の受検申込み</u>をお願いします。</p>	
記	
1 申込み方法	同封の受検案内から「浄化槽法定検査申込書」を切り取り、各項目を記載して郵便ポストに投函してください(※2)。
<p style="text-align: center;">【申し込み先】</p> <p style="text-align: center;">公益社団法人 茨城県水質保全協会（※3）</p> <p style="text-align: center;">☎029-291-4000（事業推進室） 4004（検査管理室）</p>	
 <span style="font-size: small;">法定検査申込に関する手続き</span>	
2 申込み期限	<u>この案内が届いてから1カ月以内</u>
3 その他	<p>以下の場合は、市町村の浄化槽担当課へ届出・報告をお願いします。</p> <p>i 浄化槽の使用を廃止した場合（下水道への接続、転居など）</p> <p>ii 封書の住所・あて名書きが、現在と違う場合</p>
<p>(※1) 浄化槽管理者は、一般家庭の場合は家屋の所有者等です。</p> <p>(※2) 法定検査の手数料については、受検案内の〈検査手数料〉一覧表をご覧ください。</p> <p>(※3) 公益社団法人茨城県水質保全協会は、茨城県が浄化槽法に基づき指定した「指定検査機関」です。</p>	
 <span style="font-size: small;">浄化槽に関する手続き</span>	 <span style="font-size: small;">浄化槽の維持管理について</span>
<p><b>【この通知に関する問合せ先】</b> 茨城県〇〇県民センター環境・保安課 〒000-0000 〇〇市〇〇0000 ☎000-000-0000</p>	<p><b>【廃止、住所・氏名変更の届出・報告先】</b> 〇〇市〇〇課 〒000-0000 〇〇市〇〇0000 ☎000-000-0000</p>

## 浄化槽の維持管理の仕組み

—— 維持管理の主役は、浄化槽管理者のあなたです。 ——



### 【よくある質問】

- Q 保守点検や清掃を行っているのに、なぜ法定検査が必要なのか。
- A 法定検査は、業者の行う保守点検や清掃とは別のもので、日頃のメンテナンスである保守点検や清掃が適正に実施され、浄化槽が正常に機能し、きれいな水が放流されているかを確認するものです。
- Q 長年、浄化槽を使用しても法定検査の必要はなかった。なぜ今頃になって指導するのか。
- A 文書による指導は以前から行っており、順番に通知しております。川や湖の汚れの原因は生活排水の影響が大きく、以前にも増して浄化槽の適正管理が重要になっていきますので、法定検査の受検をお願いいたします。
- Q 検査申込後の法定検査の日程連絡はどのようになるか。
- A 法定検査の実施日程は、(公社)茨城県水質保全協会が申込を受付後、往復はがきでご案内します。なお、申込後、数カ月をたっても案内がない場合は、(公社)茨城県水質保全協会までお問合わせください。
- Q 法定検査を受検しないと罰則はあるのか。
- A 県が浄化槽法に基づき指導を行っても法定検査を受検せず、さらに、生活環境の保全及び公衆衛生上必要と判断する場合には、勧告・命令を行う場合があります。この命令に違反した場合は、罰則が設けられています。

### 【浄化槽法抜粋】

第11条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年1回（環境省令で定める浄化槽については、環境省令で定める回数）、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。

第12条 略

第12条の2 都道府県知事は、第11条第1項の規定の施行に関し必要があると認めるときは、浄化槽管理者に対し、同項の水質に関する検査を受けることを確保するために必要な指導及び助言をすることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定浄化槽管理者が第11条第1項の規定を遵守していないと認める場合において、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、当該浄化槽の管理者に対し、相当の期限を定めて、同項の水質に関する検査を受けるべき旨の勧告をすることができる。

3 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた浄化槽管理者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該浄化槽管理者に対し、相当の期限を定めてその勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第66条の2 第7条の2第3項又は第12条の2第3項に規定による命令に違反した者は、30万円以下の過料に処する。

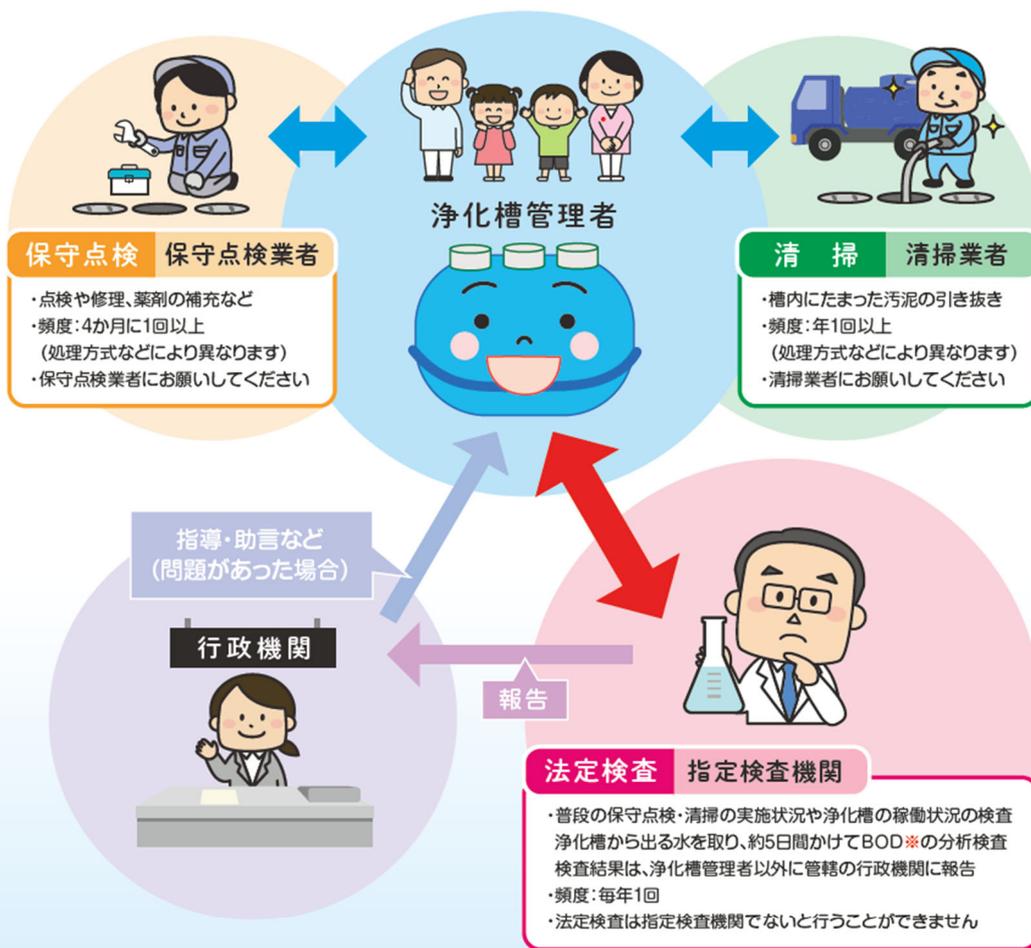
[該当ページに戻る](#)

[目次に戻る](#)

# 浄化槽の法定検査ってなに？

浄化槽が正常に動いて、本来の機能を発揮できているかの確認を行う検査です。  
この検査をすることで、家庭や企業の浄化槽から出てくるお水が環境にやさしい  
きれいな水になっているかの判断ができます。

浄化槽法により、保守点検、清掃とともに指定検査機関による法定検査を  
毎年1回受検することが義務付けられています。



## ※BODとは？

生物化学的酸素要求量といい、浄化槽からの排水の汚れ具合を測る指標となっています。  
値が低いほどきれいな水となっています。

## ●BODの値が高いとどうなるの？

浄化槽から出る水が汚れていることを表し、赤潮やアオコなどの発生原因となり水環境に悪影響をあたえてしまいます。

## 法定検査に関するよくあるご質問

**Q** 保守点検業者が法定検査を行うことはできないのか？

**A** 静岡県が指定した検査機関でないと法定検査を行うことができません。

法定検査の業務を行う者については、検査の信頼性、公平性や安定性を担保する必要があることから、浄化槽法で都道府県知事が指定検査機関を指定することとされています。静岡県では、法定検査の指定検査機関として「(一財)静岡県生活科学検査センター」を指定して、法定検査を実施しています。

**Q** 法定検査結果が悪かった場合、どうしたらいいのか？

**A** 契約している浄化槽関係業者に相談し、適切な措置をとってください。

指定検査機関から提出される検査結果書には、「イ.適正」「ロ.おおむね適正」「ハ.不適正」の3段階の判定が記載されています。このうち、「ハ.不適正」との判定をもらった場合には、法に基づく基準に違反しているおそれがあるため、検査結果書に併せて記載されている不適正の内容に応じた浄化槽関係業者(清掃業者、保守点検業者、浄化槽施工業者など)に相談の上、適切な措置をとってください。

**Q** 法定検査を受けないとどうなるのか？

**A** 静岡県等からの指導や受検勧告等の対象となり、県健康福祉センターの職員等が指導に伺うことがあります。

法定検査は、浄化槽が適正に維持管理され、本来の浄化機能が十分に発揮されているかどうかを確認する大変重要な検査です。頑なに拒否される場合には、浄化槽法という法律に基づき県健康福祉センター等からの指導等がされることとなります。また、30万円以下の過料等の罰則の対象となることもありますので、必ず受検をお願いします。

### ●静岡県の取組みについて

[https://www.pref.shizuoka.jp/kankyoku/ka-050/sui/jyoukasou\\_suishitsu.html](https://www.pref.shizuoka.jp/kankyoku/ka-050/sui/jyoukasou_suishitsu.html)

静岡県が実施している「浄化槽の適切な維持管理を呼びかける取組」や「浄化槽の維持管理等に関する情報」につきましては、静岡県ホームページの「浄化槽を使用している皆様へ」(「静岡県 浄化槽」で検索)にも掲載しておりますので、併せて御確認ください。



HPはこちらから

### ●指定検査機関

<https://www.shizuokaseikaken.or.jp/sisetu/jouka.html>

一般財団法人 静岡県生活科学検査センター  
〒425-0085 焼津市塩津1番地の1 TEL054-621-5863



HPはこちらから

### ●以下の事項に関しては最寄りの管轄行政機関へお問合せください。

- ・新しい浄化槽を設置した。……………(浄化槽設置届出書、浄化槽使用開始報告書)
- ・浄化槽を撤去した。下水道に接続した。……………(浄化槽使用廃止届出書)
- ・浄化槽を管理している者が変わった。……………(浄化槽管理者変更報告書)
- ・現在、空家等になっていて、水道を使用していない。……(浄化槽使用休止届出書)

- 賀茂健康福祉センター 環境課 〒415-0016 下田市中531-1 TEL0558-24-2053
- 東部健康福祉センター 生活環境課 〒410-8543 沼津市高島本町1-3 TEL055-920-2135
- 中部健康福祉センター 環境課 〒426-0075 藤枝市瀬戸新屋362-1 TEL054-644-9268
- 西部健康福祉センター 環境課 〒438-8622 磐田市見付3599-4 TEL0538-37-2250

(令和4年6月作成)



英語  
(English)



ポルトガル語  
(Portuguese)



中国語  
(Chinese)



フィリピン語  
(Filipino)



ベトナム語  
(Vietnamese)

静岡県では、このほか多言語バージョンのパンフレットも作成している。(県庁HP参照)

[該当ページに戻る](#)

[目次に戻る](#)

## 浄化槽（検査）台帳の整備と検査の進め方

### 共同利用等に関する協定

県は、令和2年4月の改正浄化槽法において、『鹿児島県浄化槽情報共有システム』を都道府県に作成が義務付けられた浄化槽台帳に位置付けられるとして、県と指定検査機関の間で同システムの共同利用を図るため、浄化槽台帳の作成・更新等について定めた協定を締結

- 同システムに登録された保守点検業者台帳と法定検査台帳の突合作業にて、浄化槽台帳の作成・更新等を行い未検査浄化槽を発掘
- 稼働中の全てが検査対象となり、受検していない浄化槽があると不公平感が増大するため、届出が確認されない浄化槽や管理者変更等、「検査申込書」がない浄化槽も検査対象
- 初めて受検の場合は、検査案内通知の前に検査の必要性等を丁寧に説明した事前封書を送付し、法定検査に対する理解を求める
- 事前封書や検査案内通知及び現地にて受検拒否された場合は、県が受検指導を行う（継続的に行政指導できるよう要領を改正）

浄化槽台帳の整備により、稼働中の全ての浄化槽が検査対象となることから、該当する「特定既存単独処理浄化槽」の把握が可能となった

出典：令和5年2月22日浄化槽の法定検査に関する全国会議資料（抜粋）

[該当ページに戻る](#)

[目次に戻る](#)

<戸別訪問時の配布資料の例（石川県）>

石 淨 協 号 外

各 位

(石川県浄化槽指定検査機関)

(社)石川県浄化槽協会

会長 山 崎 正 一

(公印省略)

### 浄化槽の定期検査のご案内

拝啓、時下、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

日頃から浄化槽の維持管理について、格別のご理解をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、皆様方がご使用の浄化槽については、毎年、登録（許可）業者の方による保守点検、清掃を定期的に行っていただいていることと存じます。

浄化槽法では、この保守点検、清掃に加えて、これらの保守点検や清掃が適正に実施され、浄化槽の働きが正常に維持されているかを検査する「法定検査」を毎年1回受けていただくことが必要とされており、石川県では(社)石川県浄化槽協会のみが石川県知事から法定検査の検査機関として指定されています。

しかしながら、かなり以前に設置された浄化槽などについては、この法定検査のご案内を行うことができず、皆様にご迷惑をおかけしておりましたが、この度、石川県及び〇〇市（町）のご指導を頂き、初めて法定検査のご案内をさせていただきますことができました。

石川県が作成しました「浄化槽の法定検査の受検促進」に関するチラシを同封いたしますのでご覧いただきますようお願い申し上げますとともに、浄化槽を快適に使用し、身近な河川の水質を守るためにも、別紙により法定検査の申込をしていただき、受検していただきますよう重ねてお願い申し上げます。

敬 具

<検査の申込方法>

検査のお申込みは、同封の「浄化槽定期検査申込書」(別紙1)に必要事項をご記入の上、同封の返信用封筒(緑色)に入れてご返送ください。

検査の期日は後日改めて封書でご案内させていただきます。

検査の当日、ご不在の場合でも、浄化槽の上に車や資材等がなければ検査を行うことができます。

<検査手数料>

法定検査の手数は石川県の告示により定められておりますので、大変恐縮ですが有料になります。

20人槽以下の浄化槽の場合、検査手数料は5,000円です。検査終了後検査結果をお送りする際に、郵便局等の振込用紙を同封させていただきますので、ご利用ください。

なお、法定検査など浄化槽法に関してご質問がございましたら、

石川県 環境部 みずかんきょうそうぞうか 水環境創造課 (Tel 076-225-1493)

石川県 能登中部保健福祉センター (Tel 0767-53-2482)

〇〇市(町) 上下水道課 (Tel 076- )

にお問い合わせください。

法定検査のお問い合わせ先

(社) 石川県浄化槽協会

住所：金沢市西泉5丁目93番地

電話：076-241-7781

■ 法定検査の必要性 ■

法定検査とは、浄化槽の「保守点検(民間)」や「清掃(民間)」が正しく行われているかを  
確認するため、浄化槽から放流している水質などを検査するものです。

■ 法定検査の申し込み ■

公益社団法人 石川県浄化槽協会(石川県知事指定検査機関)  
金沢市西泉5丁目93番地 電話 076-241-7781  
(注)法定検査は浄化槽の所有者である、あなた自身が依頼する必要があります。  
検査日時等は直接ご確認ください。

● 年1回の法定検査(11条)の料金(石川県内の単独・合併浄化槽は同一料金)

- 20人槽以下の浄化槽 5,000円(非課税)
- 21人槽以上100人槽以下 8,000円(非課税)
- 101人槽以上300人槽以下 10,000円(非課税)
- ※一般的な家庭は20人槽以下の浄化槽になります。

● 検査結果のお知らせと検査料金のお支払い方法について

法定検査が済みますと(公社)石川県浄化槽協会から検査結果書と請求書、  
専用振り込み用紙を郵送しますので、郵便局もしくは銀行にてお支払いください。  
(なお郵便局からお振込みの場合は振り込み手数料は無料となります。)

● 法定検査の内容について

- ①水質検査(浄化槽から放流される水質が基準値以下であることを確認します)
  - ②外観検査(浄化槽の外見のほか、水の汚れや悪臭・消毒の状況を確認します)
  - ③書類検査(保守点検と清掃の記録などを確認します)
- なお、保守点検などの記録については、浄化槽の利用者は**3年間**保管する義務があります。専用の書類入れなどをつくって保存するといいでしょ。

● 浄化槽におけるお問い合わせ先

- 石川県環境部 水環境創造課 TEL 076-225-1493
- 南加賀保健所 TEL 0761-22-0793
- 石川中央保健所 TEL 076-275-2251
- 能登中部保健所 TEL 0767-53-2482
- 能登北部保健所 TEL 0768-22-2011

(福へりサイクル)

「浄化槽の使用者(家庭・事務所)等」である皆様へ  
**法定検査を受けましょう!**

浄化槽は微生物の働きを利用して、トイレや台所などからの排水をきれいにするものです。  
浄化槽を正しく管理しないと浄化槽の機能が発揮されなかったり、悪臭などの発生により  
周辺住民の迷惑になりかねません。

■ 浄化槽の使用者に与えられている3つの義務 ■

**保守点検**  
(有料)  
年6回以上行う

使用者は石川県知事(金沢市は金沢市長)の登録を受けた保守点検業者と契約を行い、点検をしてもらいます。

**清掃**  
(有料)  
年1回以上行う

使用者は市町の許可を受けた清掃業者に依頼し浄化槽にたまった汚泥の抜き取りを行ってもらいます。

**法定検査**  
(有料)  
年1回、検査を受ける

使用者は石川県の指定検査機関である(公社)石川県浄化槽協会の検査を年1回受けることとなります。なお、検査結果が不合格であった場合、最寄りの保健所が使用者に水質改善の指導を行うこともあります。

法定検査って知ってる? いつも家にいる浄化槽の保守点検業者とは違って、年間数回しか来ないんですよ!

「保守点検」は機械類の点検で自動でできる作業(ポンプの点検や汚泥の抜き取りなど)です。「清掃」はバキューム車などで汚泥を抜き取って性能を回復させる作業です。「法定検査」は保守点検や清掃が正しく実施されているか確認(確認)する(公社)石川県浄化槽協会が行います。浄化槽の構造(構造)に合わせた設備で検定と車検にあてはまります。

**保守点検・清掃・法定検査が使用者の3大義務です!**

**法定検査を受けなかった場合の罰則について**  
保健所から検査を受けるべき指導・勧告・命令が行われます。  
命令に違反した場合、**30万円以下の罰金(過料)**が課せられる場合もあります。

石川県環境部 水環境創造課 (平成24年9月)

■ 浄化槽の保守点検と法定検査の違いについて ■

**保守点検**

内容

- 消毒剤の点検・補給
- モーターの点検
- 汚泥の調節
- pHなど水質検査による微生物の活動状況の確認(活動が悪い場合は微生物を追加します)

**法定検査**

内容

- 外観検査(漏水、ポンプの稼働状況)
- 水質検査(pH、溶存酸素、残留塩素、BOD)
- 書類検査(保守点検、清掃記録の確認)

水質検査結果が悪い場合、保健所に報告され保守点検業者に改善命令を行うことがあります。

※pH、溶存酸素、残留塩素、BOD水質の指標  
pH→酸性、アルカリ性の度合いを示す数値・溶存酸素→水中に溶けこんでいる酸素の量・残留塩素→消毒として使用する塩素の残存量  
BOD→水質汚濁の指標で汚れた水ほど高い数値を示し、きれいな水ほど低い数値になります。

**法定検査は、業者が行う保守点検とは実施する内容が全く異なります**

「保守点検」は浄化槽使用者と点検業者が契約して浄化槽を管理します。  
保守点検は浄化槽が正常に動くように、汚泥の状況やプロア(送風機)等の機器の点検、消毒剤の補充、汚泥の引き出し時期(清掃)を決めるなど年間3回以上浄化槽の専門業者が行うことになっています。

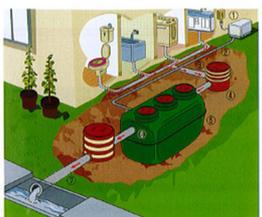
「法定検査」は(公社)石川県浄化槽協会が年に1回行う法律上の検査です。  
お使いの浄化槽に空気を送り出す装置の稼働状況など75項目の**外観検査**や放流水の**水質検査**(透明度、BOD検査)、さらに浄化槽の点検業者が行っている保守点検や清掃が適切に行われているか**検査**するもので

「保守点検業者」に法定検査をさせないのは、公正な第三者機関が検査を行い「保守点検」が確実に実行され、正しく浄化槽が稼働しているかを確認するものです。

そのため浄化槽法では保守点検に関与しない第三者機関を県知事が指定することになっております。

■ 浄化槽はあなたの家の污水处理場です ■

浄化槽といえば、よく、浄化槽本体だけとけられがちですが、正しくは、浄化槽本体と汚水す、流入・放流管、送風機、電気設備などを合わせた総体を指すものです。



- ①プロア(送風機)
- ②送風管
- ③流入管
- ④汚水す

- ⑤浄化槽本体
- ⑥消毒槽
- ⑦放流管

内容	処理対象人数 20人以下	処理対象人数 21~50人以下
保守点検	4か月に1回	3か月に1回以上
清掃	1年に1回	
法定検査	1年に1回	

■ もし、これだけの汚れのもとを家庭から流すと ■

青の数値は魚がすすめる水質にするために必要な風呂おけ(300リットル)の量

米のとぎ汁(3,000mg/ℓ) 2リットル 4杯分	みそ汁(35,000mg/ℓ) 200ミリリットル 4.7杯分	牛乳(78,000mg/ℓ) 200ミリリットル 10.4杯分
鍋の洗浄水(530mg/ℓ) 2リットル 0.7杯分	ラーメンの汁(25,000mg/ℓ) 200ミリリットル 3.3杯分	使用済みの天ぷら油(1,500,000mg/ℓ) 200ミリリットル 200杯分
食器の洗浄水(90mg/ℓ) 2リットル 0.4杯分	しょうゆ(150,000mg/ℓ) 15ミリリットル 1.5杯分	
洗濯水(20mg/ℓ) 2リットル 0.3杯分	生し尿(13,000mg/ℓ) 2リットル 8.7杯分	

※①内は汚れの程度BOD(単位mg/ℓ)  
※赤の数値は汚れの量

(社)石川県浄化槽協会 宛

## 下水道整備地域の皆様へ

ー現在のし尿等の処理方法についてご記入くださいー

[該当する番号に○を付けてご返送ください]

- 1 今後も、し尿等の処理は浄化槽で行う予定です。
- 2 将来、浄化槽から下水道に切り替える予定です。

切替予定時期 \_\_\_\_\_ 平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月頃

- 3 既に、浄化槽から下水道に切り替え済みです。

下水道切替時期 \_\_\_\_\_ 平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月頃

ご報告者

・ご住所 \_\_\_\_\_

・ご氏名 \_\_\_\_\_

・電 話 \_\_\_\_\_

[該当ページに戻る](#)

[目次に戻る](#)

## 浄化槽を使用されているみなさまへ

浄化槽が正常にはたらき、適正に処理された排水が常に放流されるために、浄化槽法において、浄化槽管理者（所有者）には以下の3つのことが義務付けられています。  
 浄化槽のはたらきで海や川などの水質汚濁を防止し、私たちの身近な生活環境をよりよくするために適正な維持管理にご協力をお願いします。

**法定検査**  
(101条検査)

浄化槽維持管理  
トライアングル

**清掃**      **保守点検**

※これらを実施せず、県や市からの指導に従わない場合、罰則が適用されることがあります。

### 浄化槽Q&A

**Q** 浄化槽を使う上で、法律で定められていることはあるの？

**A** 浄化槽管理者には**清掃、保守点検、法定検査**の3つが義務付けられています。浄化槽法には、これらのことが次のように明記されています。  
 ①浄化槽管理者は、環境省令で定める回数、浄化槽の保守点検及び清掃をしなければならない（浄化槽法 第19条 第1項）  
 ②浄化槽管理者は、毎年1回、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない（浄化槽法 第11条）

**Q** 清掃ってなに？

**A** 浄化槽管理者は**清掃を1年に1回以上行うことが義務付けられています**。浄化槽内にたまった汚泥やスラム等の泥の固まりを引き抜き、付属装置や機械類を洗浄します。汚泥やスラムを放置すると悪臭の原因になったり、浄化槽の機能に支障をきたして処理が不十分になったりします。

**Q** 保守点検ってなに？

**A** 浄化槽管理者は**保守点検を1年に3～4回以上行うことが義務付けられています**。浄化槽の各種装置が正しくはたらくているか点検し、装置や機械の調整・修理、消毒剤の補充などを行います。

**Q** 法定検査ってなに？

**A** 浄化槽管理者は**法定検査を1年に1回受検することが義務付けられています**。浄化槽の清掃・保守点検が適正に行われ、放流される水が本当にきれいかどうかを水質検査や外観検査、書類検査により判断します。検査結果が不適正であると判断されたときは、ただちに指摘内容を改善する必要があります。

**Q** これらを実施しないとどうなるの？

**A** **罰則が適用されることがあります**。浄化槽の維持管理（清掃、保守点検、法定検査）は浄化槽法で定められたものであり、実施しない浄化槽管理者には勧告・命令が行われ、この命令に違反した場合は過料（金銭罰）に処せられることがあります。また、公共用水域を汚し、衛生的にも悪影響を及ぼす可能性があるため、必ず実施する必要があります。

自然に  
やさしい  
浄化槽

**【お問い合わせ先】**  
 富士市生活排水対策課  
 ☎ 0545-55-2853 67-2850  
 富士市ウェブサイト <http://fujishi.jp>  
 富士市ウェブサイトからも情報を得ることができます。

浄化槽キッズツアー 出典：環境省浄化槽普及室

# 富士市浄化槽維持管理費補助金制度

浄化槽法に定められた以下の3つが適正に行われている  
浄化槽に対して、補助金を交付します！

- 1 清掃** (年に1回以上) **2 保守点検** (年に3～4回以上) **3 法定検査** (年に1回)  
※11条検査のこと

**補助金額 18,000円** 毎年1回、補助金申請後に適正と認められた  
浄化槽に対して交付

## 補助対象となる浄化槽

- ① し尿と雑排水を併せて処理する処理対象人員10人(10人槽)以下の浄化槽
- ② 一般住宅(かたがし店舗等併設する場合は、延床面積の2分の1以上を居住の用に供する建物)に設置されている浄化槽
- ③ 浄化槽管理者に市税の滞納がなく、維持管理(清掃、保守点検、法定検査)が適正にされている浄化槽

## 補助対象区域

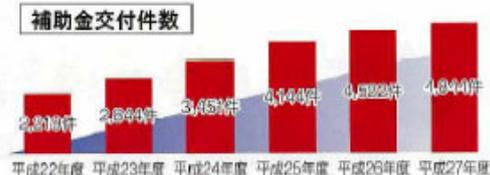
- 下水道が整備されてから1年以上経過した区域を除く、市内全域

※上記区域内において、公共下水道整備済道路に接道する私道等は補助対象外区域となります。

## 申請の手順



富士市浄化槽維持管理費補助金制度は平成22年度からスタートし、毎年補助金交付件数が増加しています。  
申請は簡単にできますので、この機会にぜひ補助金制度をご利用いただき、水環境の保全にご協力ください。



[該当ページに戻る](#)

[目次に戻る](#)

< 優良浄化槽認定制度の例（群馬県） >

Gunma Environmental Inspection Public Corporation

---

**公益財団法人 群馬県環境検査事業団**

〒371-0846 群馬県前橋市元総社町1120-1 TEL 027-280-5222

---

[トップページ](#) > [群馬県優良浄化槽認定制度について](#)

---

▶ **群馬県優良浄化槽認定制度について**

---

**1. 認定証と認定シール**

(公財)群馬県環境検査事業団では、群馬県優良浄化槽認定制度を平成29年4月から開始しました。平成29年6月に第一期の認定を行い、3,060基の優良浄化槽を認定しました。認定された浄化槽に対して、下記の認定シールと認定証を発行します。

認定は、原則として年2回、法定検査結果に基づき行います。





---

**2. 認定制度の趣旨**

浄化槽（合併処理）は、公共下水道と同等の性能を有する設備ですが、設置だけではだめで、その後の保守点検・清掃と検査が極めて重要です。

本制度は、正しい施工と保守点検・清掃・検査が行われ、公共下水道と同等以上の機能が発揮されている浄化槽を認定するもので、浄化槽をお使いの県民の皆様に浄化槽への関心を深めていただくとともに、浄化槽に関する業界が連携して、県内すべての浄化槽が優良認定を受けられるよう取組みを進めいくシンボルとするものです。

皆様のお住まいの地域で、清らかな水環境を取り戻すことができるよう、制度の普及にご協力をお願い致します。

### 3. 認定要件

- 合併処理浄化槽であること。
- 正しく施工されていること。
- 適正に維持管理されていること。
- 水質が良好に保たれていること。

※ 法定検査（浄化槽法第11条に基づく定期検査）結果に基づき、(公財)群馬県環境検査事業団が審査します。

### 4. 管理良好みなし浄化槽

浄化槽は、し尿と生活雑排水（台所、洗濯風呂等の排水）を沈殿分離や微生物の作用によって処理し、それを消毒して河川などの公共用水域等へ放流する施設をいいます。

平成13年4月1日からは、浄化槽法の改正により、「合併処理浄化槽」の設置が義務づけられています。従来はし尿のみを処理する「単独処理浄化槽」も含め「浄化槽」と定義されていましたが、改正法ではすべての生活排水を処理する「合併処理浄化槽」のみが、「浄化槽」として定義され、既存の「単独処理浄化槽」については「浄化槽」とみなし、同法を適用することとなり、以来「みなし浄化槽」と称されるようになりました。

みなし浄化槽（単独処理浄化槽）はトイレ以外の汚水を処理できず、台所等の雑排水は未処理で放流されるため、合併処理浄化槽に比べて河川等への負荷が約8倍にもものぼると言われています。浄化槽関係四団体では、みなし浄化槽であっても、管理がきちんといわれているものについては「管理良好みなし浄化槽」としてシール（右図）を配布し評価した上で、可能な限り合併処理浄化槽への転換を検討していただけるよう、ご使用の皆様に対し情報提供を行う活動を行っています。



[該当ページに戻る](#)

[目次に戻る](#)

<クレーム対応マニュアルの例（兵庫県）>

「浄化槽管理者からのクレーム（受検拒否）対応マニュアル」（平成 21 年 3 月）

クレーム内容	対処方法（説明・説得内容）
<p>永年、浄化槽を使用しているが、今までは検査の必要がなかった。 なぜ今頃になって検査の案内を送ってくるのか？</p>	<p>11 条検査は、今まで受検の必要がなかったわけではなく、昭和 60 年から施行された浄化槽法で既に規定されていた。平成 18 年 2 月に改正された浄化槽法により受検拒否者に対しては、県等の必要な指導及び助言・検査を受けるべき旨の勧告や改善命令等の監督権限が強化された。 この流れを受けて、単独浄化槽も含め全ての浄化槽管理者に検査案内を送付している。</p>
<p>平成 18 年 2 月に法律改正になったと言うのなら、なぜ 3 年後の今なのか？</p>	<p>当センターでは、公平な受検機会を確保するため、当センターが保有する浄化槽台帳や県等が保有している浄化槽情報の提供を受けながら、現在、県下全域での浄化槽の実態調査に取り組んでいる。 調整が整った箇所から順次案内を送付しているため、時差が生じてしまう。</p>
<p>法律など全く知らない！ 聞いたこともない！</p>	<p>浄化槽法は、公共用水域等の水質保全を図るために定められた。下水道未整備地域では、浄化槽によって公共用水域等の水質汚染が防げる。 現在、下水道と同等の浄化効果がある合併浄化槽の設置が義務付けられている。 このため、浄化槽管理者にとっては、これまで以上に適切な保守点検や清掃とともに法定検査などの維持管理が必須になる。 浄化槽法は日々の生活に密着した重要な法律の一つであると言える。</p>
<p>どこの情報から案内してきたのか？</p>	<p>浄化槽設置届出等の申請書は、書類の一部が当センターに返送されることとなっている。これらをもとにした浄化槽台帳とともに県等が所有していた各種届出書等も照会して、案内を送付している。 しかし、単独浄化槽については、当センターの保有情報が不足しており、これまで十分な受検案内が行われていなかった。 このため、本県では、公平な受検機会を確保するため平成 18 年 11 月 21 日に個人情報保護審議会に対して「県が保有する浄化槽管理者等からの設置等届出情報を指定検査機関である兵庫県水質保全センターに提供する」ことに関して諮問し、11 月 24 日付けで、情報提供については公益上の必要性を認める旨の答申が出されている。 法定検査に必要な情報については、今後も県から提供を受ける。</p>
<p>検査は強制か？ 強制でないなら受けたくない！ 罰則で脅かしているのか？</p>	<p>法定検査は、保守点検や清掃とともに浄化槽管理者に課せられた大切な義務とされている。 浄化槽法第 11 条では、毎年 1 回指定検査機関の行う検査を受けなければならないと明記されている。 受検拒否者に対して、強制的な検査はできないが、県等の行政からの指導や受検勧告、必要であれば受検命令や措置命令を発することができる。 しかし、決して脅しではない。</p>

クレーム内容	対処方法（説明・説得内容）
法定検査の意味が理解できない！	法定検査は、放流水の状況や日頃の維持管理（保守点検・清掃）が適切に実施されているかを確認する検査であり、第三者である検査機関が公正中立に行う。いわば浄化槽の健康診断にあたる。 浄化槽の機能を適正に維持し、河川等の公共用水域の水質保全を図るためにも重要な検査である。
料金が掛かることが納得できない！ 料金が安いし、払えない！	浄化槽は個人の所有物であり、検査料金は下水道料金と同様に使用者の負担となる。 法定検査料金は、実費弁償方式をもとに定められており、検査業務を行うために必要な検査員の人件費、水質の分析費用、車両整備費、燃料代、パンフレット作成費、通信・郵送費、消耗品費などが含まれている。
浄化槽の維持管理費用は、下水道料金に比べて高いのでは？	10人槽以下の浄化槽の維持管理費用は、法定検査料金に保守点検費・清掃料金を加え、合計で5～6万円程度となるが、下水道料金と比較しても大差はない。
下水道に接続予定なのに検査を受ける必要があるのか？	下水道に接続されるまでは、受検義務が生じる。 なお、浄化槽の使用を廃止した際は、30日以内に廃止届出書を提出しなければならない。
近所で受けていないところがある。 近所と一斉なら受ける！	年に1度の検査であるので、浄化槽を設置し使用した時期により、検査の時期は異なる。 必ずしも近隣の浄化槽管理者と同じ日に検査が行われるとは限らない。検査実施日等については、改めて検査員が訪問し説明する。
ほとんど使っていないので、水もきれいだし、検査の必要はない！	日頃使用していなくても、維持管理の義務が生じる。また、浄化槽は自然界の有益菌を利用して水を浄化する装置であり、日頃使用していない場合は、なお一層維持管理に留意しなければならない場合がある。
保守点検をしており、公共用水域に汚れた水は流していない！	法定検査は、保守点検とは内容が全く異なる。 保守点検は浄化槽の機能が正常に保持されるよう、浄化槽の装置や機械の調整・修理、消毒剤の補充や汚泥の状況を確認するものであり、また、清掃は汚泥やスカムの引き出し、装置の洗浄を行う作業である。これらは人に例えるならば、日常の健康管理にあたる。 一方、法定検査は、浄化槽の放流水の水質について、及び保守点検・清掃が適切に行われているかについて、第三者機関である検査機関が検査するもので、いわば健康診断にあたる。
保守点検業者が受けなくてもいいと言った！	県等では、条例により浄化槽保守点検を業とする者に対して、知事や市長の登録制度を設けており、この条例の中で「保守点検業者は、浄化槽管理者に法定検査を受検させるよう努めなければならない」と定められている。 保守点検業者が明らかに法律違反を教唆している場合は、県等および当センターで責任を持って対応する。

クレーム内容	対処方法（説明・説得内容）
<p>なぜ今になって、4年に1度だけ受検を強要するのか？ 業者が行っているのではないのか？ （保守点検業者が実施している検査員補制度・効率化検査について）</p>	<p>当センターでは単独浄化槽（20人槽以下）の受検率を向上させるため、平成15年4月から法定検査の一部に、保守点検実務者に放流水の採取及び外観検査を委託する「検査員補制度」を実施してきた。</p> <p>制度を導入した当時の県下における浄化槽の設置基数は、合併浄化槽5万基に対して、単独浄化槽が11万基と、当センター検査員による検査では受検率の向上が極めて難しいことから取組んだものである。</p> <p>検査員補制度に取り組んでいる保守点検実務者は、当センターの講習を受講した浄化槽管理士であり、4年に1度は当センターの検査員が法定検査を行うことで環境省および県の承認を得ている。</p>
<p>天下り団体に払う金はない！</p>	<p>当センターには、県のOBが1名勤務しているが、事務局員であり役員ではない。</p> <p>法外な給与を支給しているわけではなく、世間を賑わしている公益法人の天下りの実態とは全く異なる。</p>

[該当ページに戻る](#)

[目次に戻る](#)

<検査申込書の例（鹿児島県）>

	設置市町村名	—
設置者控		
<h2 style="margin: 0;">水質に関する検査申込書</h2> <h3 style="margin: 0;">浄化槽法第7条及び第11条</h3> <h4 style="margin: 0;">（設置届）</h4> <h4 style="margin: 0;">（建築確認）</h4>		
鹿児島県知事指定検査機関 鹿児島県環境保全協会 理事長 殿		令和 年 月 日
浄化槽法第7条並びに第11条の規定による検査を申し込みます。		住所 フリガナ 氏名 ④ 電話
		(法人にあつては、名称及び代表者名を記入)
設置場所：		
種別	①工場生産浄化槽 メーカー名 ( ) 型式 ( )	②現場打ち浄化槽 審査済番号 ( ) 審査年月日 ( 年 月 日 ) 処理方式 (第 一第 号)
建物の用途	延べ面積	㎡
処理対象人員	人	実使用人員 人
算定根拠	※駐車場下への設置：1 駐車場外 2 支柱設置 3 支柱省略 1 補助対象 2 補助対象外 付近見取図 (方位、目標物を明示)	
処理能力	日平均汚水量 ml/日	BOD除去率 %
	放流水のBOD mg/L	地図番号
放流先	側溝・水路・河川・蒸発散・その他 ( )	
放流方法	自然・ポンプ・その他 ( )	
着工予定日	令和 年 月 日	使用開始予定日 令和 年 月 日
工事業者	住所 氏名 ④ 電話 知事登録番号 第 号 届出番号 第 号	受 付 印 242550
	住所 氏名 ④ 電話 知事登録番号 第 号 技術管理者 (職・氏名)	保 守 点 検 業 者
※当面、駐車場下への設置に関する事項を記入すること		

<検査契約書の例（広島県）>

浄化槽法(昭和58年法律第43号以下「法」という。)第11条第1項の規定による水質に関する検査(定期検査)(以下「浄化槽法定検査」という。)について、次のとおり浄化槽管理者(以下「甲」という。)と法第57条第1項の規定による指定検査機関である公益社団法人広島県環境保全センター(以下「乙1」という。)及び公益社団法人広島県浄化槽協会(以下「乙2」という。)との間で契約を締結する。

**(目的)**  
第1条 甲は、管理する次の施設に係る浄化槽法定検査を乙1及び乙2に依頼し、乙1及び乙2は、当該業務を実施することを約した。

契約対象施設			
設置場所 施設の名称			
管理者氏名			
連絡先	〒		
	住所		
	電話	ファックス	
	電子メールアドレス		
メーカー名・型式		処理対象人員	人槽
処理方式	合・単		
保守点検業者名		清掃業者名	
備考			

**(業務の実施機関)**  
第2条 乙1は、「環境省浄化槽法定検査判定ガイドライン」に基づく検査(以下「ガイドライン検査」という。検査項目については、裏面記載の別表1参照。)を行い、乙2は、検査項目を効率化した検査(浄化槽法第11条に基づく水質に関する検査(効率化検査)に係る広島県実施要綱によるもの。以下「効率化検査」という。裏面記載の別表1参照。)を行う。

**(業務の内容)**  
第3条 この契約により、別表2「年度別法定検査予定表」(裏面記載)のとおり、乙1は、5年に1回のガイドライン検査を行い、乙2は、5年に4回の効率化検査を行うものとする。

**(浄化槽法定検査の実施方法及び不在時検査)**  
第4条 乙1又は乙2は、業務実施日について、甲に事前に封書又ははがきで連絡するものとする。  
2 検査当日、甲が不在の場合であっても、浄化槽の検査に特に支障がない状況であれば、乙1又は乙2は、検査を行うものとする。ただし、甲から実施日変更の要請があった場合は、調整のうえ実施する。

**(信義誠実の義務)**  
第5条 業務を実施するに当たり、乙1及び乙2は、浄化槽法及びその他関係法令を遵守するとともに、生活環境の保全に努め、誠実適正に依頼された業務を履行しなければならない。

**(契約金額)**  
第6条 甲は、乙1及び乙2に対し、広島県が承認した検査手数料として、次のとおり契約金額を支払うものとする。ただし、検査手数料の改定があった場合は、変更後のものとする。

契約金額 (検査手数料)	
5年に1回のガイドライン検査(乙1)	合併：7,000円 単独：5,000円
5年に4回の効率化検査(乙2)	5,000円

\*検査手数料については、広島県の承認を受け、県報に告示されています。

**(浄化槽法定検査に伴う電気料金等の費用負担)**

第7条 浄化槽法定検査に伴う電気及び水道料金については、契約金額に含まず甲の負担とする。

**(契約金額の支払い)**

第8条 甲は、原則として、契約金額を振込み又は郵便振替等により、乙1又は乙2に支払うものとする。

**(契約期間)**

第9条 本契約の有効期間は、契約締結日から1年間とする。

2 前項の契約期間の満了日の30日前までに、甲又は乙1若しくは乙2からの解約の意思表示がない場合、本契約は、1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

**(管理者変更の報告)**

第10条 浄化槽管理者が変更となる場合は、速やかに甲は、乙1及び乙2にその旨を報告するものとする。

**(相続による承継)**

第11条 相続による浄化槽管理者変更の場合は、浄化槽のある土地、家屋を現に所有（使用）している甲の相続人が、本契約を承継するものとする。

**(浄化槽を廃止した場合)**

第12条 下水道への接続などにより、浄化槽の使用を廃止した場合は、甲は、速やかに乙1及び乙2に報告するものとする。

**(損害の負担)**

第13条 乙1又は乙2は、当該業務の実施につき、甲に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

**(個人情報の取り扱い)**

第14条 当該業務により取扱う個人情報については、乙1又は乙2は、浄化槽法定検査に利用し、その目的以外に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された場合も同様である。

2 甲は、甲の管理する浄化槽の保守点検又は清掃の委託を受けた者が保管する記録を乙1又は乙2が、浄化槽法定検査に用いることを承諾する。

**(疑義の解決)**

第15条 この契約に定めのない事項及びこの契約について疑義が生じたときは、甲及び乙1並びに乙2が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書3通を作成し、甲と乙1、乙2が記名・押印して、各自その1通を所持する。

契約日	年	月	日
-----	---	---	---

住所.....

甲.....

ふりがな.....

氏名.....

連絡先電話番号( ) - 携帯電話番号( ) -

乙1 住所 〒731-3167 広島市安佐南区大塚西4丁目2番28号  
氏名 公益社団法人広島県環境保全センター  
理事長 [ ]  
TEL: 082-849-6411

印

乙2 住所 〒735-0027 広島県安芸郡府中町千代8番8号  
氏名 公益社団法人広島県浄化槽協会  
会長 [ ]  
TEL: 082-569-5540

印

契約取扱者	所属	取扱者:
-------	----	------

21.7 書式改訂

[該当ページに戻る](#)

[目次に戻る](#)

## 主な法令の条文

### <浄化槽法第7条第1項>

新たに設置され、又はその構造若しくは規模の変更をされた浄化槽については、環境省令で定める期間内に、環境省令で定めるところにより、当該浄化槽の所有者、占有者その他の者で当該浄化槽の管理について権原を有するもの（以下「浄化槽管理者」という。）は、都道府県知事が第57条第1項の規定により指定する者（以下「指定検査機関」という。）の行う水質に関する検査を受けなければならない。

[本文に戻る](#)

### <浄化槽法第11条第1項>

浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年1回（環境省令で定める浄化槽については、環境省令で定める回数）、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。ただし、次条第1項の規定による使用の休止の届出に係る浄化槽（使用が再開されたものを除く。）については、この限りでない。

[本文に戻る](#)

### <環境省関係浄化槽法施行規則第4条第1項>

法第7条第1項の環境省令で定める期間は、使用開始後3月を経過した日から5月間とする。

[本文に戻る](#)

### <浄化槽法第12条の3>

環境大臣は、都道府県知事に対して、第11条第1項本文の水質に関する検査に関する事務その他この章に規定する事務の実施に関し必要な助言、情報の提供その他の支援を行うように努めなければならない。

[本文に戻る](#)

### <浄化槽法第49条第1項>

都道府県知事は当該都道府県の区域（保健所を設置する市及び特別区の区域を除く。）に存する浄化槽ごとに、保健所を設置する市又は特別区の長は当該市又は特別区の区域に存する浄化槽ごとに、次に掲げる事項を記載した浄化槽台帳を作成するものとする。

- 一 その浄化槽の存する土地の所在及び地番並びに浄化槽管理者の氏名又は名称
- 二 第7条第1項及び第11条第1項本文の水質に関する検査の実施状況
- 三 その他環境省令で定める事項

[本文に戻る](#)

<環境省関係浄化槽法施行規則第57条の3>

都道府県及び市町村は、協議会を組織するに当たっては、当該協議会の組織が、地域の実情に応じたものとなるよう配慮するものとする。

[本文に戻る](#)

<浄化槽法第12条の2第1項>

都道府県知事は、第11条第1項の規定の施行に関し必要があると認めるときは、浄化槽管理者に対し、同項本文の水質に関する検査を受けることを確保するために必要な指導及び助言をすることができる。

[本文に戻る](#)

[目次に戻る](#)